

9月 2日 開会

令和6年9月定例会 ( )

9月 24日 閉会

飯綱町議会 会議録

## 令和6年9月飯綱町議会定例会 会議録目次

○招集告示 ..... 1

○応招・不応招議員 ..... 2

### 第1号（9月2日）

○議事日程 ..... 3

○本日の会議に付した事件 ..... 5

○出席議員 ..... 5

○欠席議員 ..... 5

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 ..... 5

○事務局職員出席者 ..... 6

○開会及び開議の宣告 ..... 7

○町長あいさつ ..... 7

○会議録署名議員の指名 ..... 10

○会期の決定 ..... 11

○諸般の報告、質疑 ..... 12

○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決 ..... 17

○議案第48号の上程、説明、質疑、付託 ..... 19

○議案第49号の上程、説明、質疑、付託 ..... 20

○議案第50号の上程、説明、質疑、付託 ..... 21

○議案第51号から議案第60号の一括上程、説明 ..... 22

○決算審査意見書報告 ..... 42

○議案第61号の上程、説明、付託 ..... 44

○議案第62号から議案第67号の一括上程、説明 ..... 47

○議案第 6 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
○議案第 6 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
○議案第 7 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
○諮問第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
○請願の付託	56
○陳情の付託	57
○散会の宣告	57

## 第 2 号（9月 4 日）

○議事日程	58
○本日の会議に付した事件	58
○出席議員	59
○欠席議員	59
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	59
○事務局職員出席者	59
○開議の宣告	60
○議案第 5 1 号の質疑、付託	60
○議案第 5 2 号の質疑、付託	81
○議案第 5 3 号の質疑、付託	81
○議案第 5 4 号の質疑、付託	82
○議案第 5 5 号の質疑、付託	82
○議案第 5 6 号の質疑、付託	83
○議案第 5 7 号の質疑、付託	84
○議案第 5 8 号の質疑、付託	85
○議案第 5 9 号の質疑、付託	85

○議案第 60 号の質疑、付託	86
○散会の宣告	87

### 第 3 号 (9月 5 日)

○議事日程	88
○本日の会議に付した事件	88
○出席議員	88
○欠席議員	88
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	88
○事務局職員出席者	89
○一般質問一覧表	90
○開議の宣告	91
○一般質問	
中 井 寿 一	91
渡 邊 千賀雄	105
原 田 幸 長	117
風 間 行 男	124
○散会の宣告	130

### 第 4 号 (9月 6 日)

○議事日程	131
○本日の会議に付した事件	131
○出席議員	131
○欠席議員	131
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	131

○事務局職員出席者	132
○一般質問一覧表	133
○開議の宣告	134
○一般質問	
瀧 野 良 枝	134
伊 藤 まゆみ	153
○散会の宣告	166

#### 第5号（9月24日）

○議事日程	171
○本日の会議に付した事件	172
○出席議員	172
○欠席議員	172
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	172
○事務局職員出席者	173
○開議の宣告	174
○諸般の報告	174
○常任委員会審査報告、質疑	174
○常任委員会付託案件に対する討論、採決	184
○議案第62号の質疑、討論、採決	205
○議案第63号の質疑、討論、採決	206
○議案第64号の質疑、討論、採決	207
○議案第65号の質疑、討論、採決	207
○議案第66号の質疑、討論、採決	208
○議案第67号の質疑、討論、採決	209

○議案第 7 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	210
○発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	211
○発議第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	213
○発議第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	216
○発議第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	218
○発議第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決	221
○発議第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決	225
○議員派遣の件	227
○閉会中の継続審査・継続調査の申し出について	227
○町長あいさつ	228
○閉議及び閉会の宣告	229
○予算決算常任委員会 審査報告書	230
○予算決算総務産業小委員会 審査報告書	231
○予算決算福祉文教小委員会 審査報告書	244
○総務産業常任委員会 審査報告書	249
○福祉文教常任委員会 審査報告書	252
○会議録署名	262

飯綱町告示第122号

令和6年9月飯綱町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 6年 8月 26日

飯綱町長 峯 村 勝 盛

1 期 日 令和 6年 9月 2日

2 場 所 飯綱町役場 議場

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	三ツ井	忠	義	2番	中	井	寿	一	
3番	小	林	文	廣	4番	瀧	野	良	枝
5番	渡	邊	千賀	雄	6番	中	島	和	子
7番	樋	口	功		8番	風	間	行	男
9番	目須	田	修		10番	石	川	信	雄
11番	清	水	満		12番	大	川	憲	明
13番	伊	藤	まゆ	み	14番	原	田	幸	長
15番	青	山	弘						

不応招議員（なし）

令和 6 年 9 月 飯綱町議会定例会

( 第 1 号 )

# 令和6年9月飯綱町議会定例会

## 議事日程（第1号）

令和6年9月2日（月曜日）午前10時開会

町長あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

報告第11号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

報告第12号 令和5年度決算に基づく資金不足比率の報告について

報告第13号 有限会社飯綱町ふるさと振興公社の経営状況について

日程第 4 議案第47号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第 5 議案第48号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第49号 飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第50号 飯綱町福祉医療費給付金支給条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第51号 令和5年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 議案第52号 令和5年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳

入歳出決算の認定について

日程第10 議案第53号 令和5年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 議案第54号 令和5年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 議案第55号 令和5年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 議案第 56 号 令和 5 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 議案第 57 号 令和 5 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15 議案第 58 号 令和 5 年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

日程第 15 議案第 59 号 令和 5 年度飯綱町病院事業会計決算の認定について

日程第 15 議案第 60 号 令和 5 年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

#### 代表監査委員決算審査意見書報告

日程第 18 議案第 61 号 令和 6 年度飯綱町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 19 議案第 62 号 令和 6 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 20 議案第 63 号 令和 6 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 21 議案第 64 号 令和 6 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 22 議案第 65 号 令和 6 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 23 議案第 66 号 令和 6 年度飯綱町水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 24 議案第 67 号 令和 6 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 25 議案第 68 号 備品購入契約の締結について

日程第 26 議案第 69 号 町道路線の廃止について

日程第 27 議案第 70 号 町道路線の認定について

日程第 28 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 29 請願

請願第 1 号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願

請願第 2 号 地域高校の存続と 30 人規模学級を求める請願

請願第3号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教

育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書

請願第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準

に戻すこと」を長野県知事に求める請願書

日程第30 陳情

陳情第10号 動物の保護に関する陳情書

陳情第11号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情

陳情第12号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の

賃上げや人員増を求める陳情書

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	渡 邊 千賀雄	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	青 山 弘		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 峯 村 勝 盛 副 町 長 池 内 武 久

教 育 長	馬 島 敦 子	監 査 委 員	山 浦 修
農業委員會長	高 橋 明 彦	選舉管理委員長	木賀田 けさ代
總 務 課 長	高 橋 秀 一	企 画 課 長	平 井 喜一朗
稅務會計課長	藤 沢 茂 行	住民環境課長	宮 島 幸 男
保健福祉課長	永 野 光 昭	產業觀光課長	清 水 純 一
建設水道課長	若 林 宏 行	教 育 次 長	笠 井 順 一
飯綱病院事務長	相 澤 浩 幸	總務課課長補佐	近 藤 久 登

---

#### 事務局職員出席者

事 務 局 長	土 倉 正 和	事 務 局 書 記	若 林 諒
---------	---------	-----------	-------

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（青山弘） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和6年9月飯綱町議会定例会を開会いたします。

---

◎町長あいさつ

○議長（青山弘） 峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 開会のご挨拶を申し上げます前に台風10号によるについて若干ご報告を申し上げます。今回の台風10号につきましては、もう必ず長野県を通過するという風に最初は感じまして、私ども警戒一次体制を取りまして準備にあたってまいりました。避難所の開設の準備、また風が強く吹くと予想されましたので看板等の取り外し、そして一番心配した果実、リンゴ等の落下についての対応、これについて対応してまいりましたけれども、まさに奇跡とか思えませんけど今のところ全くの被害報告はございません。

そんなことでひとまず安堵したというところでございますけども、いよいよ秋の台風シーズンを迎えて今年はリンゴを見ましても米を見ましてもこのままいってもらえればかなりの質の良い豊作が期待される秋を迎えるというふうに思っておりました。ぜひ何とか台風から逃れて豊作な秋を迎えるといふうに思います。議員各位におかれましても大変ご心配をいただきましてありがとうございました。以上申し上げまして挨拶に入らせていただきます。

令和6年9月飯綱町議会定例会の開会にあたりご挨拶申し上げます。議員各位におかれましては、9月定例議会を招集致しましたところ、定刻までにご参集頂き厚く御礼申し上げます。暑い日が続く中、農作業は消毒や草刈り、水田の水管理など多忙な毎日であります。そんな

中、先月農作業事故が発生しました。スピードスプレーヤーが横転しその下敷きになってしまった死亡事故であります。ここ10年程の間に4人の方が農作業中の事故で亡くなっています。乗用草刈り機とスピードスプレーヤーによるものですが、利便性と危険性が表裏一体となっており、残念でなりません。これからもスマート農業の推進により、作業の機械化は一層進むと想定されます。農道や圃場等の整備を進めるとともに、農作業安全の呼びかけを徹底していきたいと考えております。

さて、9月定例議会にご提案申し上げます案件は、報告3件、条例3件、決算の認定10件、補正予算7件、その他4件、諮問1件の計28件でございます。

報告は地方公共団体の財政の健全化に関する法律に伴うものが2件と有限会社飯綱町ふるさと振興公社の経営状況に関するものであります。

条例は関係法律の改正に伴うものが2件、最低賃金の引き上げに伴うものが1件の3件であります。

決算の認定は一般会計他で10件であります。令和5年度一般会計決算について申し上げます。歳入総額は、99億6,713万5千円、歳出総額は、93億1,916万7千円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額では6億2,245万8千円の黒字となりました。

歳入における特徴的なことは、ふるさと応援寄付金の大幅な増額があります。寄付金の総額は、12億5,862万7千円となり前年と比較して5億8,740万円の増額であります。リンゴを中心とした寄付の働きがけが増額になった要因ではあります、生産者、農協、カンマッセいいづな、役場関係スタッフの一丸となった取り組みの成果だと感じております。

農業所得からは大きな税収は難しい面がありますが、ふるさと応援寄付金の増額は、素晴らしい農産物があったからこそとも言えます。農家にとっても誇りであり、また農業収入の増額にも繋がっていきます。

財政的に見ましても、寄付金の増額は自主財源比率を押し上げ、令和5年度では38.8%となりました。令和3年では31.3%ですから、大きな違いかと思います。ふるさと納税関係事業は、これからも重点事業として取り組んでいきたいと思っております。

歳出では、庁舎建設等の大きな事業が終了していることから、目立った歳出はありません。

しかし上下水道会計、飯綱病院事業会計などの企業会計への繰り出し金が多額になっております。衛生費では、飯綱病院会計へ 6 億 5,746 万 3 千円、上水道会計へ 5,842 万円をそれぞれ繰り出しています。また消防費から消火栓の管理等で 858 万円繰り出しています。土木費では、下水道会計へ 4 億 4,070 万円繰り出しております。

飯綱病院事業では経営強化プランの早期な樹立と実施、上下水道においては利用料金の値上げを含め、安定的な経営を目指すとともに計画的な施設整備を進めて行く必要があります。3 企業会計に共通していることですが、それぞれの事業収入をどのように予測し、安定した収入を維持していくか、反面住民負担をどの位少なくできるか、そして一般会計からの支援がどの程度まで可能なのか。今後の大きな課題として取り組む必要があるとともに、議会との協議、研究を進めて行く極めて重要な問題と捉えております。

企業会計を除いた他の特別会計等の決算には、大きな問題はないと思っております。

町債の未償還残額は、一般会計が元利合計で 67 億 9,859 万 3 千円、3 企業会計が合計で 49 億 8,033 万 3 千円となり、全体では 117 億 7,892 万 6 千円となりました。計画通りの返済が進められているという状況であります。基金は、財政調整基金の 16 億 1,190 万 2 千円など全体では 39 億 4,490 万円であります。前年対比で 1 億 5,570 万 6 千円の増加となりました。財政調整基金を増額し 20 億を超える規模にしていく方向で取り組んでいきたいと思っております。

補正予算関係は 7 件であります。一般会計補正予算（第 2 号）について申し上げます。

既決の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 7 億 1,954 万 2 千円を増額し、総額を 94 億 5,012 万 6 千円とするものであります。また地方債補正と致しまして災害復旧事業債で 160 万円の増額、臨時財政対策債で 940 万円の減額をおこなっております。

歳入の主なものを申し上げます。地方交付税（普通交付税）の確定に伴い 4 億 5,591 万 4 千円、物価高騰対応関連地方創生交付金を中心とした国庫支出金で 1 億 2,598 万 6 千円、令和 5 年度繰越金で 9,431 万 2 千円を計上いたしました。

尚、令和 5 年度の決算剰余金の内、財政調整基金に 3 億円、減債基金に 1 億円を積み立てて

おります。

歳出の主なものを申し上げます。総務費では、定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付関係で 8,500 万円、民生費では、介護保険事業会計への繰り出し金で 546 万 5 千円、衛生費では飯綱病院事業会計への補助金で 2 億円、上水道事業会計へ出資金として 3,500 万円、農業費では、きのこ培地資材価格高騰対策補助金等で 1,271 万 5 千円、芋川用水の水力発電所工事の県への負担金で 875 万 3 千円、商工費では別荘地内における間伐費用として 330 万円、土木費では下水道事業会計への繰り出し金で 5,000 万円、災害復旧費として 1,319 万 8 千円計上いたしました。

尚、今後の災害対応費用や飯綱病院への更なる支援に備えるために予備費として 2 億 1,102 万 8 千円計上しております。

他の特別会計等につきましては、決算に伴います繰越金の確定に伴う対応、一般会計からの繰り出し金の増額に伴う対応等が主な内容となっております。

その他 4 件ですが、長野県後期高齢者医療広域連合規約の改正、町道の認定と廃止、備品購入契約締結の 4 件であります。

諮問は、人権擁護委員の推薦につき議会に意見を求めるものであります。

尚、最終日には 8 月下旬の集中豪雨による災害の関係で、一般会計補正予算（第 3 号）の提出を予定しておりますのでお願い致します。

以上申し上げまして開会のごあいさつと致しますが、いずれの案件につきましても、ご提案の際には本会議及び委員会において、詳しく説明いたしますので、宜しくご審議の程お願い申し上げます。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（青山弘） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、14番 原田幸長議員、1番 三ツ井忠義議員、2番 中井寿一議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（青山弘） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期等について、議会運営委員長の報告を求めます。大川議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大川憲明 登壇・報告〕

○議会運営委員長（大川憲明） 12番大川憲明です。

本日招集されました令和6年9月飯綱町議会定例会の会期及び日程につきまして説明申し上げます。

8月26日、午前9時より議会運営委員会を開催し慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日から9月24日までの23日間といたします。

日程案につきましては、会期決定後、諸般の報告、議案の提案説明、質疑、委員会付託を行い、一部案件につきましては採決まで行います。

また、本会議2日目の4日は会議時間を1時間繰り上げて、午前9時より決算認定の質疑及び委員会付託を行います。一般会計決算の決算認定の質疑については、最初に歳出を款ごとに、続いて歳入を行います。各特別会計につきましては、議案の順に決算認定の質疑及び委員会付託を行います。

一般質問は、5日と6日に午前10時より行います。通告者は6名です。質問者におかれでは、1問1答方式にのっとり、1問ずつ質問されるよう町長から提案されておりますのでご配意願います。

各常任委員会審査は9日、10日に開催し、予算決算常任委員会は19日に開催します。

24日の最終日は、午後1時より本会議を再開し、委員長報告、議案採決等を行う日程にいたします。

以上申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（青山弘） お諮りいたします。

本定例会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

---

### ◎諸般の報告、質疑

○議長（青山弘） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から令和6年5月分から令和6年7月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査の結果並びに定期監査の結果について、議長の手元に報告書がまいっておりますのでご報告いたします。

報告第11号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、

報告第12号 令和5年度決算に基づく資金不足比率の報告について、

報告第13号 有限会社飯綱町ふるさと振興公社の経営状況について、

以上、決算数値に関する報告2件、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告1件の計3件を一括して説明を求める。なお、質疑は報告ごとに行います。

報告第11号、第12号については、監査委員の令和5年度飯綱町財政健全化判断比率等審査意見書が配布されておりますので御覧いただきたいと思います。

それでは、提案理由の説明を求める。

高橋総務課長、報告第11号から12号。

〔総務課長 高橋秀一 登壇・説明〕（報告第11号・第12号）

○総務課長（高橋秀一） 報告第11号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。議案書等の通し番号3ページの報告書及び通し番号191ページ議案の提案説明書並びに別冊2行政報告書39ページをご覧ください。説明は別冊2行政報告書で行いま

すので、別冊2行政報告書のフォルダをお開きください。下段にございますページ番号39ページをお願いします。

健全化判断比率については、一般会計に特別会計や企業会計を含めた連結決算により財政状況を明らかにするもので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、別に配付してあります監査委員の財政健全化判断比率等審査意見書を付して報告するものでございます。

令和5年度の健全化判断比率は、行政報告書39ページ、上の表のとおりとなっております。

健全化判断比率は、表中の4つの指標をいい、それぞれの指標のいずれかが早期健全化基準以上になると「早期健全化団体」に、さらに指標のいずれかが財政再生基準以上になると「財政再生団体」になります。「早期健全化団体」や「財政再生団体」になると、国の監視のもとで、財政健全化や財政再生に向けて計画的に取り組まなければならなくなり、事実上お金の使い方が制限され、町民生活にも影響がでてきます。本町の場合、いずれの数値も早期健全化基準の数値を下回っており、現状では大きな問題がない「健全段階」になっています。

それでは、各指標について説明いたします。

実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、赤字を生じている会計がありませんので、ともに、該当はございません。

実質公債費比率につきましては、3か年の平均値でございますが、令和5年度の比率は合併特例債の償還ピークを迎えていたことから前年度から0.36211%減少したものの、3か年の平均では0.2%上昇し11.3%となりました。

実質公債費比率は早期健全化基準25.0%を大きく下回っており、現状では問題ございません。実質公債費比率については、今後も、近年の大型事業により起債の元利償還金の額が増加することから、上昇が見込まれます。

将来負担比率につきましては、令和5年度、過疎対策事業債などの新たな地方債を発行したものの、それ以上に元金の償還を行ったことなどにより、地方債残高が減少したため、昨年に引き続きマイナスとなりました。将来負担比率については、今後も過疎対策事業債などの有利な起債を活用するとともに、地方債残高と充当可能基金等とのバランスを考えた財政運営を心

掛けてまいります。

なお、健全化判断比率の推移につきましては、46 ページ下段の表のとおりです。

次に、報告第 12 号 令和 5 年度決算に基づく資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。引き続き、行政報告書によりご説明いたします。

資金不足比率につきましては、公営事業の経営状態の悪化の度合いを示すもので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の意見書を付して報告するものでございます。

令和 5 年度の資金不足比率は、行政報告書 39 ページ、下の表のとおりとなっております。各公営企業会計とも資金不足が生じていませんので、資金不足比率につきましては、該当はございません。

また、資金不足比率の算定結果につきましては、47 ページのとおりでございます。

以上で提案いたしました 2 件の報告案件の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山弘） 池内副町長。

なお、本報告第 13 号についての詳細な説明は日を改めて行う予定となっております。

〔副町長 池内武久 登壇・説明〕（報告第 13 号）

○副町長（池内武久） 報告第 13 号 有限会社飯綱町ふるさと振興公社の経営状況についてご説明申し上げます。議案書の 9 ページに事業報告書がついておりますが、説明の方は提案説明書の通し番号 191 ページの中段をご覧いただきたいと思います。

今、議長の方からもお話しございましたように、本定例会中の 19 日に行われます議会全員協議会におきまして、ふるさと振興公社の廣田社長より改めてご説明をさせていただく予定ですのでご承知おきください。

まず、一番目に事業概要として、部門ごとの売上げについてその概要をご説明申し上げます。

最初に農作業受託部門です。前年比 100.4%、756 万 7 千円となります。作業受託の内訳は、水稻の作業受託が延べ面積で前年比 105.8%、23.7 ヘクタール、委託件数は 5 年程前と比べ 20%

から 25%程度減っております。近年は春作業 90 件から 100 件、秋作業が 60 件から 80 件程度で推移している状況でございます。

また、蕎麦の作業受託につきましては、延べ面積で前年比 133.5%、24.3 ヘクタールとなりました。しかしながら、豪雨や高温障害による発芽不良で刈り取り作業まで進まない圃場もありまして、作業受託全体の売上げは若干の伸びに留まったという状況でございます。

農業部門はこの受託以外に、農家から直接農地を借り上げ、自社農地として米や蕎麦の栽培も行っています。この自社栽培分につきましては、水稻の自社栽が 6.1 ヘクタール、収穫量は 24.3 トンで前年比 92.6%となりました。収穫量は栽培面積が少し減少したということで、令和 4 年度に比べ少し減りましたが肥料の量や施肥の回数を調整し、倒伏がほぼ無くなり、秋雨の前にスムーズに収穫できたことから、反収では改善がみられている状況です。

また蕎麦の自社栽培分につきましては、40.1 ヘクタール、収穫量は 50.4% と半減し、6.4 トンとなってしまいました。7月上旬から適期播種に努め、栽培条件の良い圃場より順次作業実施いたしましたが、豪雨や 8 月の高温障害による発芽不良等で大きな減収となりました。

次に、農産物直売所についてでございます。3 直売所の運営が始まりまして 4 年目となりました。レジ通過の売上金額では 3 店舗で初めて 3 億円を超えました。四季菜が前年比 112.9% の 1 億 1,157 万 2 千円、む～ちゃんが前年比 107.4% の 1 億 1,141 万 3 千円、さんちゃんが前年比 114.3% の 8,979 万 1 千円、3 店舗合計では前年比 111.3% の 3 億 1,277 万 7 千円となりました。農家支援、直売所売り上げの向上を図るため、各直売所間での流通便を平日 2 便、休日 3 便を運行し、農家はより近い直売所へ出荷でき、各店舗に商品が行きわたることで返品や廃棄の量を減少させることができました。また、リンゴの仕入れ販売の強化やあるいはそれぞれの店舗ごとの経営改善努力を進めました。

次に、よこ亭でございますが、今期の売上は前年比 103.2%、154 万 4 千円の増で金額では 4,888 万 6 千円となりました。新型コロナウイルスが 5 類に移行となり来店者の増加、宴会や仕出しなども増え、売り上げの増加につながり、コロナ前と同程度の売上げの水準に戻すことができました。

食ごよみ日和は、今期の売上高は前年比 80.6%、976 万 3 千円となりました。農家レストランとしての再スタートするため、スタッフの入れ替えや地域の皆様との話し合いを重ね、町内産の食材にこだわったメニューに改め、7 月から再スタートを切りましたが、メニュー やオペレーションの見直しに伴い、閉店期間が生じたり、弁当や仕出し等を一時中止せざるを得なくなりました。こうした状況の中、新たなメニューによる誘客アップが思うように図れず、売り上げを伸ばすことができませんでした。

次に助っ人クラブにつきましては、前年比 87.7%、1,268 万 2 千円となりました。作業時間は年間で 2,135 時間と 13% 減少いたしました。要因の一つとして、春先の果樹等への遅霜による凍霜害の影響から農家が助っ人利用を控えたのではないかというふうに考えています。

次に、公社全体としての決算概要についてでございます。売上げ合計は、3 億 7,315 万 2,295 円で前年比 111.1%、3,734 万円の増加。売上総利益は、2 億 4,693 万 910 円で前年比 112.2%、2,683 万 5 千円の増加。営業利益は 804 万 2,520 円、経常利益は 1,968 万 3,022 円、当期純利益は 1,890 万 2,322 円となり、公社全体としては、令和元年度以来 4 年ぶりの黒字決算となりました。この黒字によりまして、コロナ禍で令和 2 年度から 4 年度の 3 年間に生じた 1,718 万 1 千円の累積赤字を解消することができました。

令和 5 年度全体を通してみると、前年度から続く様々な物価上昇の影響が続き、各部門の仕入れ原価や各種経費の負担が依然として重く、急激な価格転嫁も難しい状況の中で、特に飲食部門は厳しい結果となってしまいました。しかしながら、農業部門の各種経費見直しによる赤字幅の改善、直売所や加工所の安定した黒字の確保に加え、ふるさと納税に係る JA マル得りんごの発送委託の新たな業務受託などを通じ、社員一丸となって知恵を出し合い、様々な工夫を重ねてきた結果が、黒字決算につながったものと考えております。

最後に、飯綱町の出資状況については、発行済の株総数 935 株に対し町の保有は 750 株、金額にして 3,750 万円、率にして 80.21% の保有割合となっております。

根拠法令につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項、出資比率 50% 以上の法人に関する

る経営状況の議会への報告義務に基づくものでございます。

冒頭にも申し上げました、本定例会中の 19 日で全員協議会におきまして、改めて詳しい説明をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（青山弘） 説明を終了し、報告第 11 号 令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率の報告についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

続いて、報告第 12 号 令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率の報告についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

続いて、報告第 13 号 有限会社飯綱町ふるさと振興公社の経営状況についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

---

#### ◎議案第 47 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 4、議案第 47 号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕（議案第 47 号）

○住民環境課長（宮島幸男） 議案第 47 号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、

ご説明申し上げます。議案書については通し番号 39 ページから、新旧対照表は通し番号 177 ページ、議案の提案説明書は通し番号 191 ページ下段からでございます。議案の提案説明書により説明させていただきますので、通し番号 191 ページ下段から 192 ページ上段をご覧ください。変更の理由は、マイナンバー関係法令の改正により、令和 6 年 12 月 2 日以降被保険者証が発行されなくなることに伴い、広域連合及び関係市町村が行う事務を定めた規定を改めるものであります。主な変更理由は、広域連合及び関係市町村が行う事務の列挙していたものを、高齢者の医療の確保に関する法律及び同法施行令が定めるところによるとするものであります。

変更期日は、令和 6 年 12 月 2 日であります。以上、提案理由の説明とします。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（青山弘） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 47 号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 48 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第 5、議案第 48 号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高橋総務課長。

〔総務課長 高橋秀一 登壇〕（議案第 48 号）

○総務課長（高橋秀一） 議案第 48 号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。議案書等の通し番号 41 ページの議案書及び通し番号 192 ページ議案の提案説明書をご覧ください。通し番号 192 ページ議案の提案説明書によりご説明いたします。

改正理由につきましては、長野県最低賃金が本年 10 月 1 日から 948 円から 998 円に引上げられるため、これまでの非常勤特別職の日額報酬額では、最低賃金を下回ることになるため、条例改正を行うものです。

主な改正内容は、非常勤特別職の日額報酬額を 7,400 円から 7,800 円に改めるものです。

施行期日は、令和 6 年 10 月 1 日でございます。

以上で提案理由の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山弘） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 48 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第49号の上程、説明、質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第6、議案第49号 飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕（議案第49号）

○住民環境課長（宮島幸男） 議案第49号 飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。議案書については通し番号43ページから、新旧対照表は通し番号185ページ、議案の提案説明書は通し番号192ページ下段からでございます。議案の提案説明書により説明させていただきますので、通し番号192ページ下段から193ページ上段をご覧ください。

改正の理由は、令和5年に公布された番号法等一部改正法により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険参考条例が改正されることから、関係法令を整備するものであります。

主な改正内容は、国民健康保険法に基づく過料を設けているところ、そのうち被保険者証の返還に応じない者に関する部分を削除することや、この改正に伴う経過措置を設けるものであります。

施行期日は、令和6年12月2日であります。以上、提案理由の説明とします。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（青山弘） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第50号の上程、説明、質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第7、議案第50号 飯綱町福祉医療費給付金支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕（議案第50号）

○保健福祉課長（永野光昭） 飯綱町福祉医療費給付金支給条例の一部を改正する条例について提案説明をいたします。議案書通し番号45ページ並びに提案説明書の通し番号193ページ上段をお願いします。提案説明書より説明させていただきます。

改正理由は、令和5年に公布された番号法等一部改正法により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、関係法令を整備するものです。

改正内容は、令和6年12月2日に被保険者証が廃止されることに伴い、保険医療機関等で提示を求める書類について文言を修正するものです。

施行期日は、令和6年12月2日から施行する。以上で提案理由の説明といたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（青山弘） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第51号から議案第60号の一括上程、説明

○議長（青山弘） お諮りします。

日程第8 議案第51号から日程第17 議案第60号までは、令和5年度飯綱町一般会計、各特別会計及び企業会計の決算認定の議案であります。

決算認定議案10件を一括して議題とし、各説明員の説明終了後、山浦代表監査委員より決算審査意見書報告をお願いすることにいたします。

なお、議案ごとの質疑及び委員会付託につきましては、本会議2日目の9月4日に行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、議事を進行いたします。

それでは、議案第51号から議案第60号の提案理由の説明を求めます。

高橋総務課長。

〔総務課長 高橋秀一 登壇・説明〕（議案第51号）

○総務課長（高橋秀一） 議案第51号 令和5年度 飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について、行政報告書によりご説明申し上げます。別冊2令和5年度行政報告書をお開きいただき、下段にありますページ番号を申し上げますのでご覧をいただきたいと思います。

まず、行政報告書 10 ページ 第 2-1 表 決算規模と収支の状況をご覧ください。一般会計の歳入決算額は、99 億 6,713 万 5 千円、歳出決算額は、93 億 1,916 万 7 千円で、翌年度へ繰り越すべき財源 2,551 万円を差し引くと、実質収支額は、6 億 2,245 万 8 千円の黒字となりました。実質収支額は、前年度と比較して、7,786 万 3 千円、14.3% の増となっております。実質収支額のうち、基金繰入額として財政調整基金に 3 億円、減債基金に 1 億円の計 4 億円を決算積み立てています。この基金繰入額を除いた収支額は、2 億 2,245 万 8 千円で前年度比 2,213 万 7 千円、9.1% の減となっております。

決算規模の推移は、第 2-1 図のとおりです。前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症や物価高騰対応に伴う生活者、事業者支援事業を実施したほか、いいづなコネクト EAST 3 階改修工事や町民会館ホール改修工事などの大規模事業の実施などにより、令和 5 年度の決算規模は高い水準のままになっております。

それでは、歳入についてご説明申し上げます。

11 ページ、第 2-2 表 歳入決算額一覧表をご覧ください。主な科目について、ご説明させていただきます。

1 町税は、11 億 6,116 万 9 千円で、前年度と比較して 6,596 万 5 千円、6.0% の増となりました。町税の歳入総額に占める割合は、0.4% 下がって 11.6% となっております。町税の状況につきましては、13 ページ、第 2-4 表をご覧ください。令和 5 年度は、個人町民税が農業所得の若干の回復や株式配当所得などその他所得の増により前年度と比較し 5,124 万 8 千円増加し、固定資産税も家屋や償却資産の増により前年度を上回るなど、全税目において前年を上回る決算額となっております。

11 ページ、第 2-2 表にお戻りください。歳入の中心となります、11 地方交付税は、2 億 4,585 万 9 千円、6.8% 増の 38 億 5,582 万 3 千円となりました。地方交付税の歳入総額に占める割合は、収入額では増えているものの、ふるさと納税の寄付金の増により 1.0% 下がって、38.7% となっております。15 ページ、第 2-5 表 地方交付税の状況及び第 2-6 表 普通交付税等の状況をあわせてご覧ください。普通交付税は、前年度、令和 4 年度に行われた交付税検査によ

り需要額から 1 億 9,381 万 1 千円減額される錯誤措置がされ減額となったこともあり、本年度は前年度と比較し 2 億 3,454 万 6 千円増の 35 億 6,456 万 1 千円になりました。

普通交付税は基準財政需要額から基準財政収入額を引いたものが財源不足額として国から交付されます。基準財政需要額は、個別算定経費、包括算定経費、公債費などを積み上げて算定します。個別算定経費の中で特に大きく増加した項目は、下水道費で、特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業の一部統合に伴う補正係数の増により 1,061 万 8 千円、包括算定経費では、光熱費高騰に伴う単位費用の増により 2,629 万 5 千円、公債費の合併特例債償還費が元利償還金の増により 1,682 万 3 千円となっています。また、令和 4 年度の交付税検査による錯誤措置で、需要額から 1 億 9,381 万 1 千円減額されたことも、今年度の増額の要因となっています。一方、令和 5 年度の基準財政収入額は、町民税の所得割が総所得額の増により 2,093 万 6 千円、地方消費税交付金が算定方法の変更により 2,247 万 9 千円となったことから、前年度より 5,000 万円程増加し、12 億 4,147 万円となっています。なお、この基準財政収入額は、実際の町の収入実績ではなく、国から示された客観的な基準により算定したものです。特別交付税の詳細については、16 ページの第 2-7 表 特別交付税の状況のとおりです。地方バス等の増により、令和 5 年度特別交付税額は前年度より 1,131 万 2 千円増の 2 億 9,125 万 7 千円となっています。地方交付税に臨時財政対策債を加えた額は、15 ページ第 2-5 表のとおり、38 億 7,800 万円ほどとなり、前年度と比較し、2 億 1,700 万円ほど増加しています。なお、地方交付税の推移については、第 2-4 図のとおりでございます。

再度、11 ページ、第 2-2 表にお戻りください。18 寄附金は、ふるさと応援寄付金が、順調に推移してきており、令和 5 年度は、前年度比 5 億 8,740 万円、87.5% 増の、12 億 5,862 万 7 千円となりました。ふるさと応援寄付金は、町歳入の 12.6% を占めるまでになり、町財政の健全化や地域経済の活性化に大きく貢献している状況です。

19 繰入金は、各種基金の繰入金で、前年度比 1 億 1,053 万 4 千円、15.8% 増の、8 億 918 万 5 千円となっております。基金の状況は後ほどご説明申し上げます。

22 町債は、7 億 8,260 万円となっております。16 ページ、第 2-8 表 町債の状況をご覧く

ださい。借換債を除く令和5年度町債は6億1,910万円と前年度より2億3,050万円の増となっています。主な要因は、町民会館ホールの改修による合併特例債の増や焚荒地区住宅建設事業やいいいづなコネクト EAST 3階改修工事など過疎対策事業債の増などによるものです。28ページ、第2-16表「過疎対策事業の状況」をご覧ください。令和5年度の過疎債発行額はハード事業は2億9,840万円で、前年度より1億2,340万円の増、ソフト事業は次ページになります、8,670万円で350万円の増となっています。過疎債は一部を除き充当率100%、交付税算入率が70%と非常に有利な起債となっています。令和4年度は、過疎債の他、交付税算入率100%の臨時財政対策債、算入率70%の緊急自然災害防災対策事業債などを借入ており、令和5年度に借入れた町債の98%が、交付税算入率70%以上の有利な起債となっています。

12ページ、第2-3表「歳入性質別決算額一覧表」をご覧ください。自主財源は、37億9,974万2千円で、繰越金が1億2,688万1千円減となる一方、寄付金が5億8,740万円増となるなど、前年度比6億6,448万8千円、21.2%の増となりました。構成比の割合は、前年度より更に3.7%上昇し、38.8%となっております。一方、依存財源は、国・県の支出金が減っているものの、地方交付税及び町債の増により、前年度比2億423万4千円、3.5%増の60億389万3千円となりました。自主財源の推移は、13ページ、第2-2図のとおりでございます。自主財源額及び自主財源比率が毎年順調に伸びています。平成27年のふるさと納税制度「ワンストップ特例制度」の導入以降、町のふるさと納税獲得の努力等により、ふるさと納税の寄付額が順調に伸びていることが大きな要因と考えております。

続いて、19ページ、第2-10表「歳出目的別決算額一覧表」をご覧ください。借換債を除いた歳出総額は、前年度と比較して、8億1,635万1千円、9.8%増の、91億5,566万7千円となりました。

歳出を目的別でみると、総務費は、24億6,413万6千円で、6億762万4千円の増となりました。主な要因は、DX推進費が前年度より4,500万円、しごとの創業・交流拠点整備事業が1,200万円減となる一方、ふるさと納税の増により、基金積立金や事務費等の事業費が増えたことなどによるものです。

民生費は、16億7,344万8千円で、前年度と比較し5,003万1千円の増となりました。増加要因は、国の新規支援事業となる低所得世帯生活支援給付事業の増などです。

衛生費は、10億5,130万2千円で、前年度と比較し9,558万1千円の増となりました。新型コロナワイルスワクチン接種体制確保事業や北部衛生組合費が減っているものの、病院への支援額が1億5,700万円増加、長野広域連合費、上水道施設費などが増えたことが、主な増額の要因となっています。

労働費は、前年度とほぼ同様の178万1千円でございます。

農林水産業費は、5億9,827万3千円で、前年度と比較し1億6,185万9千円の減となりました。主な減少要因は、農業振興負担金補助金が前年度比約1,500万円の減、団体営事業が約800万円減少したことです。

商工費は、1億9,869万7千円で、前年度と比較し477万9千円、2.3%減となりました。主な減少要因は、応援商品券配付事業が終了したことによる商工振興対策事業698万円の減、東高原ゾーン整備事業が前年度比約541万円減少したことでございます。

土木費は、9億7,021万5千円で前年度と比較し7,660万9千円増加しました。主な要因は、住宅管理費が前年度比3,100万円の減、橋梁長寿命化修繕事業が1億500万円減少した一方で、下水道事業会計操出金が1億7,900万円増加したこと、道路新設改良費が5,400万円増加したことでございます。

消防費は、3億6,576万6千円で、前年度と比較し2,820万9千円の増加となっています。主な増加要因は、広域消防費が車両の新たな購入費用や消防庁舎の施設整備費の増により前年度比約1,250万円増加したこと、消防施設費で前年度比約850万円増加したことでございます。

教育費は、7億7,571万3千円で、前年度と比較し9,644万3千円の増加となっております。主な増加要因は、町民会館ホール改修工事で町民会館管理運営費が前年度比約8,760万円増加したこと、調理場施設管理費が前年度比約2,090万円増加したことです。

災害復旧費については、道路橋りょう補助災害復旧事業などで、前年度比約2,600万円増加となっております。

公債費は、10億8,612万7千円ですが、令和5年度は借換債が1億6,350万円ありますので、借換債を除くと9億2,262万7千円となり、ほぼ前年度並みとなっています。起債の元利償還、いわゆる公債費については、決算剰余金等を財源に計画的に減債基金を積立てしており、これを繰入れすることで平準化を図っているところでございます。

次に、20ページ、第2-12表「歳出性質別決算額一覧表」をご覧ください。歳出性質別決算額の主な増減要因について説明します。人件費の主な増加要因は、人事院勧告に準じた給与改定等により、前年度比1,037万4千円増加しました。物件費の増加要因は、ふるさと納税事業費や重層的支援体制整備事業の増によるものです。補助費等の増加要因は、病院事業への負担金の増、ふるさと納税事業の返礼品の増により、前年度と比較し2億534万8千円、8.9%増加しました。普通建設事業費の増加要因は、橋梁長寿命化修繕事業が減となる一方、廃校を活用した地域住民交流促進事業や町民会館管理運営費の増によるものでございます。積立金の増加要因は、ふるさと応援基金の増、森林環境譲与税基金の増により、前年度と比較し3億2,822万2千円、100.9%と大幅に増加しました。構成比でみると義務的経費が人件費、扶助費、公債費の計で32.7%、投資的経費が普通建設事業費、災害復旧事業費の計で9.7%、その他経費が57.6%になります。

22ページをご覧ください。第2-6図が人件費と公債費の推移になっております。令和5年度の公債費は借換債を除くと9億2,262万7千円を支出しました。減債基金から1億7,250万円を充当したため、一般財源部分は約7億5千万円ということになります。現在の起債発行状況から公債費支出はピークを迎えており、令和6年度から9年度までの借換債を除いた公債費の支出額は、8億円から9億円になると予測しております。公債費の支出を平準化するため、令和6年度以降も減債基金の活用を図ります。具体的には、公債費の財源の内、概ね一般財源が7億円程度になるよう、減債基金からの繰り入れを考えていきます。

次に、23ページをご覧ください。町債残高等の状況でございますが、令和5年度末の一般会計の町債元利残高は、67億9,859万3千円となっております。令和5年度では、町民会館ホール改修で合併特例債8,600万円、焚荒地区の定住促進団地整備事業、いいづなコネクト3階改

修事業、学校給食共同調理場事業など過疎対策事業債のハードで 2 億 9,840 万円、町費学校職員配置事業、子育て応援祝い金事業など過疎対策事業債のソフトで 8,670 万円、臨時財政対策債で 2,260 万円、河川護岸工事など緊急自然災害防止対策事業債で 9,290 万円など、6 億 1,910 万円の町債を発行し、借換債を除いて 10 億 6,707 万 5 千円を償還したことから、元金は 2 億 8,447 万 5 千円減の 66 億 7,368 万 2 千円となっております。また、利子残高は、1 億 2,491 万 1 千円で、第 2-8 図 令和 5 年度の町債残高利率別構成比のとおり、利率 0.5% 以下の町債は、町債全体の 86.9% を占めています。これまでの低金利に加え、高金利の起債の繰上償還を行うなど、積極的に利子負担の軽減を図ってきておりますが、令和 5 年度から金利が上昇傾向にあるほか、有利な公的資金から民間資金への振替指示があるなど、起債に関する条件が変化しつつあることから、情勢を的確に見極め最適な起債発行に努めています。

25 ページ上段 第 2-15 表をご覧ください。合併以降の合併特例債の借入の状況を表にしています。記載はありませんが、令和 5 年度末までの借入額は 47 億 2,177 万円、発行率は 98.14% で、限度額までの残額は 1,430 万円になります。

30 ページ、第 2-17 表をご覧ください。基金の状況について説明いたします。表 1 段目の財政調整基金とは、年度間の財源の不均衡を調整するため、決算剰余金などを積み立て、財源が不足する年度に活用する目的の基金です。財政調整基金については、標準財政規模の 10~20% 程度を目途に積立てている自治体が多いようです。当町では、令和 5 年度決算時点で財政調整基金残高が約 16 億 1,190 万円 2 千円、令和 5 年度における本町の標準財政規模は 51 億 2,088 万 7 千円であることから、本町の財政調整基金は標準財政規模の約 31% と適正な状況になっています。なお令和 5 年度の財政調整基金は決算剰余金及び利子で 2 億 180 万円を積み立て、1 億 5,000 万円を取り崩したため、5,180 万円増加しました。表 2 段目の減債基金とは、将来にわたる町財政の健全な運営を行うため、町債の償還に必要な財源を確保する目的で設置している基金です。年度によって町債の償還が多額になる場合や償還期限を繰り上げて町債の償還を行う場合に、その財源として活用しています。町では公債費の財源の内、概ね一般財源が 7 億 円以内に収まるよう、減債基金を繰り入れています。なお令和 5 年度の減債基金は、決算剰余

金及び利子で 1 億 2,166 万 2 千円を積立て、1 億 7,250 万円を取り崩したため、5,083 万 8 千円減少しました。表の下から 6 段目の地域振興基金とは、合併後の市町村が、地域住民の連携の強化又は、地域振興のために設ける基金で、この基金に対する積み立て経費は、有利な合併特例債を活用できます。飯綱町は平成 26 年度に限度額となる 10 億 8,085 万 5 千円まで地域振興基金を積立て、地域振興に活用しています。この基金は、取崩しの使途は限定されますが、取崩しの期限はありません。なお、令和 5 年度の地域振興基金は、1 億 8,105 万 6 千円を取り崩しました。表の下から 5 段目のふるさと応援基金は 5 億 9,619 万 5 千円を積み立て、2 億 9,361 万 4 千円を取り崩したため、3 億 258 万 1 千円増加しました。取り崩した応援基金は寄付者の要望に基づいた事業に充当しています。表最下段の森林環境譲与税基金は、森林環境譲与税を財源に森林環境整備の促進を図るために創設された基金で、これまで森林環境譲与税の目的達成のため年度内に事業を実施してきましたが、令和 5 年度は、612 万 4 千円の収入に対し、393 万 4 千円の事業しか実施出来ず、219 万円の残金が生じたため、基金へ初めて積立てを行いました。

基金全体では令和 5 年度で 9 億 5,364 万 1 千円を積立て、7 億 9,793 万 5 千円を取り崩し、基金残高は 1 億 5,570 万 6 千円増加し、39 億 4,490 万円となっております。

次に、31 ページ第 2-18 表をご覧ください。債務負担行為の状況でございますが、令和 6 年度以降支出予定額は、5 事業、1 億 4,741 万円となっております。

次に、32 ページ、繰越事業についてでございますが、令和 4 年度からの繰越事業の状況は、第 2-19 表のとおり、令和 6 年度への繰越事業の状況は、33 ページ、第 2-20 表のとおりでございます。

34 ページからは、決算統計に基づく普通会計における決算の状況等でございます。35 ページ、1 の実質的な収支の状況は、一般会計にからまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計を加え、他の特別会計との重複額などを控除した普通会計の決算状況です。

36 ページからの 2. 経常収支比率については、令和 5 年度経常収支比率は 84.3% と、前年度より 5.4% 減少しました。経常収支比率は自治体の財政構造の弾力性を測定する比率として使

われるもので、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいます。歳出面で人件費、補助費等、全体で 3,014 万 8 千円減少したこと、歳入面で地方税、普通交付税等、全体で 2 億 7,579 万 9 千円増加したことから、経常収支比率が減少しました。

37 ページ、3. 財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指標で、令和 5 年度は前年度から 0.01 ポイント減少し 0.25 となりました。ちなみに、財政力指数が 1 以上になると、自立て自主的に財政運営ができることになり、普通交付税は交付されないことになります。

以上、一般会計の主な決算状況について、ご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（青山弘） ここで、暫時休憩に入りたいと思います。再開は 11 時 30 分からとします。

休憩 午前 11 時 18 分

再開 午前 11 時 30 分

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

若林建設水道課長、議案第 52 号。

〔建設水道課長 若林宏行 登壇・説明〕（議案第 52 号）

○建設水道課長（若林宏行） 議案第 52 号 令和 5 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案説明をいたします。決算報告書 225 ページをお開きください。また、あわせて行政報告書 648 ページもご覧ください。

歳入は、使用料繰越金等によるもので、合計 475 万 7,816 円です。次ページ、歳出は、汚水処理施設管理費、基金積立等で、歳出合計は 414 万 3,236 円。歳入歳出差引残高は 61 万 4,580 円となります。232 ページをお開きください。この特別会計は使用料収入だけで運営しており、一般会計からの繰入金はありません。また、令和 5 年度末基金現在高は、2,344 万円となっております。

続きまして、行政報告書の 648 ページをお願いします。事業概要ですが、この処理区は、下水道付別荘ということで、接続率は 100% となります。令和 5 年度の流入汚水量は、年間で 3,759.6 m<sup>3</sup>、一日あたりの平均は 10.4 m<sup>3</sup> であり、別荘地のため季節により流入量は変動します

が、処理水は年間を通して基準値以内での適正放流で管理されています。

次ページ下段、事務事業の課題、改善策、今後の方向性についてですが、供用開始から 25 年あまりが経過していることから、機器の修繕費等の増加が予想されるため、今後、機器の修繕・更新計画を作成し、突発的な故障、大規模改修に備えつつ、決算状況等を見ながら引き続き積立を行っていきたいと考えているところです。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○議長（青山弘） 相澤病院事務長、議案第 53 号。

〔病院事務長 相澤浩幸 登壇・説明〕（議案第 53 号）

○病院事務長（相澤浩幸） それでは、議案第 53 号 令和 5 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算報告書は 233 ページから、行政報告書は 650 ページからでございますが、決算報告書によりご説明をいたします。235 ページ、歳入歳出決算書 款項別集計表をご覧ください。

歳入では、1 款 訪問看護ステーション事業収入で 4,717 万 4,211 円の収入がございました。内訳は、介護収入で 3,160 万 9,152 円、医業収入で 1,556 万 5,059 円となっております。いずれも前年度を上回る実績となりました。2 款 繰入金は基金からの財政調整繰入金で 1,093 万 3,000 円で、3 款 繰越金で 755 万 7,896 円、4 款 諸収入で 19 万 6,180 円となり、歳入合計は、6,586 万 1,287 円となっております。

続いて、236 ページをご覧ください。歳出では、1 款 衛生費で 5,453 万 0,350 円を支出しております。内訳では、訪問看護ステーション費で 846 万 4,185 円、職員給与関係経費で 4,606 万 6,165 円となっており、業務量の増等により、経費については前年度を上回っています。2 款 諸支出金、3 款 予備費はゼロで、歳出合計は、5,453 万 0,350 円となっております。

歳入歳出差引残高は、次ページのとおり 1,133 万 0,937 円でございます。

歳入歳出の事項別明細書につきましては、238 ページ以降をご参照ください。

事業内容としては、訪問看護では、利用者数は前年度を下回りましたが、訪問件数は前年度を上回っております。医療、介護保険とも医療依存度の高い方が増えており、医療保険ではが

ん末期の方が増え、介護保険では介護予防の方が増えております。居宅介護支援事業については、前年度を上回る利用者数となっております。

次に、245 ページをお願いいたします。財産に関する調書については、令和5年度で、物品で乗用車1台を購入し合計7台となりました。基金については財政調整繰入金として令和5年度に1,093万3千円の取り崩しを行い、訪問看護ステーション財政調整基金の残高は7,329万7,747円となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（青山弘） 宮島住民環境課長、議案第54号、第55号。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇・説明〕（議案第54号・第55号）

○住民環境課長（宮島幸男） 議案第54号 令和5年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。決算報告書は247ページから、行政報告書は652ページからになります。行政報告書により説明させていただきますので、652ページをご覧ください。

この制度は、他の医療保険制度、いわゆる被用者保険や後期高齢者医療制度に加入されていない全ての被保険者を対象とした医療保険制度で、県と市町村が運営しています。

まず、決算状況について申し上げます。歳入総額は12億1,269万2,467円、歳出総額は12億71万6,608円で、歳入歳出差引額は、1,197万5,859円となりました。財政調整基金の年度末残高は、前年度と同額の1億3,556万5,025円となっております。

653ページをご覧ください。被保険者等の推移は、表の記載のとおりで、国保世帯数、被保険者数とともに団塊の世代が後期高齢へ移行することにより、年々減少傾向にあります。

653ページ中段からは保険給付費の状況です。一般被保険者分については、被保険者数の減少等により、保険給付費総額、1人当たりの給付額ともに前年度比で減少となりました。

654ページは、保険税について記載しております。国保税全体の収納率は98.16%となり、前年度比0.91ポイント上回りました。

655ページ中段以降には、国民健康保険事業の課題・改善策・今後の方向性等を記載してあ

ります。マイナ保険証の対応については、新規加入者への資格確認書の交付に関する検討をしています。また、被保険者数の減少に伴う税率・税額改定については、必要に応じて保険税の税率・税額改定に関する検討を行っていきます。保健事業の取組強化については、高血圧や糖尿病といった生活習慣病に伴う医療費増加を抑制するため、保健福祉課健康推進係との連携を図り、被保険者に特定健診への受診勧奨や保健指導などに取り組んでいきます。保険税の収納率の向上については、保険税調定額の減少が今後も続く見込みのため、高い収納率を維持して納付金の財源を確保することが重要になります。今後も税務会計課収納係と連携を図り、更なる収納率の向上に努めています。県による保険税の統一化に向けての取り組みについては、県の指導のもと、事業を進めています。

656 ページから 662 ページまでは保健福祉課健康推進係が実施しています国保特定健診・特定保健指導、疾病予防についての報告です。

以上、提案しました案件の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。続きまして、議案第 55 号 令和 5 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。決算報告書は 267 ページから、行政報告書は 663 ページからになります。行政報告書により説明させていただきますので、663 ページをご覧ください。

この制度は、75 歳以上の方と 65 歳以上で一定の障がいがある方が被保険者となり、長野県後期高齢者医療広域連合が保険者として業務を行っています。

まず初めに、被保険者数の推移について申し上げます。団塊の世代が国保から後期高齢へ移行していることにより、年々増加傾向にあります。

663 ページ中段からは決算概要となります。歳入総額は 1 億 8,169 万 1,856 円、歳出総額は 1 億 7,792 万 5,602 円で、歳入歳出差引額は 376 万 6,254 円となりました。

歳入の主なものは保険料が 1 億 2,683 万 6,600 円、一般会計繰入金が 5,256 万 8,402 円。歳出の主なものは長野県後期高齢者医療広域連合への納付金として 1 億 6,764 万 2,627 円、人件費等の総務費として 1,020 万 8,775 円となっています。

664 ページをご覧ください。保険料率等は、令和 5 年度は改定の時期でないため変更はありません。

ませんでした。後期高齢保険料全体の収納率は 99.78% となり、前年度比 0.05 ポイント上回りました。

664 ページ中段からは医療費の状況となります。飯綱町の 1 人当たり医療費は、83 万 8,031 円で前年度より 2 万 1,325 円の減となっております。県平均は 86 万 7,944 円で、2 万 9,913 円、率にして 3.45 ポイント下回っています。

665 ページ中段には後期高齢者医療事業の課題・改善策・今後の方向性等を記載してあります。医療制度の財源確保のためにも、保険料収納率を下げないよう、督促状の送付後でも未納がある場合には、個別通知や電話督促など実施していきます。

また、令和 3 年度より、国の制度である「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に取り組んでいますが、医療費の縮減を図るため、保健福祉課健康推進係と連携し、引き続き高齢者の特性に合った保健事業や個別的支援を実施していきます。

666 ページから 667 ページまでは、保健福祉課健康推進係が実施しています後期高齢者の保健事業と「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」についての報告です。

以上、提案しました案件の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長、議案第 56 号。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇・説明〕（議案第 56 号）

○保健福祉課長（永野光昭） 議案第 56 号 令和 5 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について説明をいたします。行政報告書では、668 ページ、決算報告書は、279 ページからになります。行政報告書で、説明させていただきます。

令和 5 年度の概要ですが、5 年度末の総人口は 10,315 人に対し 65 歳以上の人口 4,226 人、高齢化率は 40.8%、率で 0.4% の増と、さらに増加が予想されます。

決算状況は、歳入合計 13 億 5,871 万 4,564 円、歳出合計は 12 億 7,911 万 3,153 円、歳入歳出差引残高は 7,960 万 1,411 円です。介護保険支払準備基金の状況は年度内で 2,588 万 1 千円積み立て、決算年度末残高は 2 億 1,023 万 889 円となりました。

報告書 669 ページ、要支援・要介護認定者数は表のとおりでございます。5 年度末認定者数

634 人で年々減少傾向であります。

670 ページ決算状況については、記載のとおりでございます。

671 ページ第 1 号被保険者保険料については、収入額 2 億 4,704 万 7,934 円、収納率は、普通徴収で 98.7%、滞納繰越分は 34.6%となりました。徴収業務につきましては、税務会計課収納係と連携し個別の納税相談や口座振替納付を推進し、収納率の向上に努めてまいります。また、住民税非課税世帯の経済的負担の軽減を目的に、第 1 段階から第 3 段階の保険料率の引き下げを実施し、合計 1,098 人に対し 886 万 6,770 円の公費負担を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響による収入減関係では、2 名の方に 5 万 2,380 円を減免しました。

続きまして中段 6. 受給者数では、介護サービスを利用した受給者で延べ 7,053 人対前年比 4.5%減、全体的に減少傾向にあります。

672 ページ中段、7. 給付費の状況では、新型コロナ感染症の影響により受給者数の減少と合わせて介護給付費が減少したことによるものと推察します。「施設介護サービス」や「地域密着型サービス（グループホーム等）」などの施設系サービスが、全体の 55.1%を占めています、この傾向は今後も続くものと思われます。また、介護認定者 1 人当たりの給付費は、174 万 8,567 円となっています。

下段、8. 第 9 期介護保険事業計画策定については、第 9 期介護保険料の基準保険料を 5,050 円、所得段階を 13 段階に設定しました。

673 ページ中段、事務事業の課題等では、介護給付費の実績動向など分析評価を行、持続可能な財政運営を行うためにも介護予防は大変重要であると考えています。そのため、介護状態になる大きな比重を占める認知症や生活習慣病等に起因する脳血管疾患や転倒、骨折などを防ぐため、社会参加の場の普及に努め、介護予防・フレイル対策・健康推進部門と連携し生活習慣病の疾病予防など推進してまいります。また、今後も介護給付費の伸びが予測されるので、通いの場をはじめ予防事業の諸施策が給付費抑制に効果がある施策か分析し、予防施策の再検討も進めてまいります。

674 ページからは、地域支援事業、介護予防・生活支援サービス費（通称「総合事業」）では、

要介護認定で「要支援 1・2」の人、「非該当」と判定された人で、または基本チェックリストで生活機能の低下がみられる人に対して、被保険者が要介護状態・要支援状態となることを防止するため、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に市町村が行うものでございます。ここでは各事業についての概略について掲載してございます。

675 ページからは、1. 介護予防・生活支援サービス事業費・2. 一般介護予防事業費・3. 包括的支援事業・任意事業についての各事業で行いました実績等掲載してございます。

677 ページ事務事業の課題等では、総合事業の住民主体で運営する通いの場については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や予防の観点から地域ごと慎重に対策等実施し、参加状況については影響されました。介護予防活動や感染防止に配慮した参加スタイルをどのように実施していくかが課題と捉えております。一般介護予防事業では、体力測定などの評価により教室での運動が筋力維持や運動意識の向上につながっていると考えられ、各教室に参加された高齢者の多くに生活機能維持向上、生活習慣改善、体幹機能維持向上などが見られ、参加者自身も自覚的効果を感じるなど、介護予防に向けた一定の成果ありました。

これまで通いの場参加への推進や、参加率の向上と根拠に基づいた効果的な取組みについて事業展開することが課題と捉え、通いの場が介護予防にもたらす効果について、数値で実証するため介護予防のエビデンスに基づく介護費抑制プランの策定や事業効果の可視化を継続的に行ってまいります。

以上、介護保険事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（青山弘） ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は午後 1 時からとします。

休憩 午前 1 時 5 分

再開 午後 1 時 0 分

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

若林建設水道課長、議案第 57 号、第 58 号。

〔建設水道課長　若林宏行　登壇・説明〕（議案第 57 号・第 58 号）

○建設水道課長（若林宏行）　議案第 57 号　令和 5 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出

決算の認定について、提案説明をいたします。決算報告書 307 ページをお開きください。またあわせて行政報告書は 678 ページもご覧ください。

歳入合計は繰越金の 100 万円のみとなります。決算報告書 308 ページ、歳出は 17 万 6,971 円で、造成宅地維持管理除草業務委託費となります。歳入歳出差引残高は 82 万 3,029 円です。

行政報告書 678 ページをお願いいたします。事務事業の課題、改善等今後の方向性等についてですが、新たな人口増対策につながる、住宅地造成の選定などを進め、引き続き移住定住対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第 58 号　令和 5 年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について　提案説明をいたします。決算報告書の 322 ページをお開きください。

牟礼地区の収益的収入及び支出です。決算額をご覧ください。収入・水道事業収益 2 億 2,204 万 8,903 円、支出・水道事業費用は 1 億 8,579 万 3,824 円です。次ページ、資本的収入及び支出です。決算額をご覧ください。収入・資本的収入で 4,558 万 8,040 円、支出・資本的支出で 1 億 7,929 万 4,786 円で、不足額 1 億 3,370 万 6,746 円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 613 万 7,362 円、減債積立金 5,507 万 9,971 円、過年度分損益勘定留保資金 7,156 万 575 円及び当年度損益勘定留保資金 92 万 8,838 円で補てんをしました。

324 ページをお願いいたします。三水地区の収益的収入及び支出です。決算額をご覧ください。収入・水道事業収益 1 億 2,393 万 6,929 円、支出・水道事業費用は 1 億 1,515 万 9,521 円です。次ページ、資本的収入及び支出です。決算額をご覧ください。収入・資本的収入は 4,056 万 7,600 円、支出・資本的支出は 1 億 5,340 万 7,558 円で、不足額 1 億 1,283 万 9,958 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 548 万 9,880 円、減債積立金 4,212 万 9,798 円、建設改良積立金 5,573 万 6,280 円及び過年度分損益勘定留保資金 948 万円 4,000 円で補てんをしました。

328、329、330 ページをお願いします。剰余金といたしまして牟礼地区、三水地区それぞれ未処分利益剰余金に当年度残高、牟礼地区 3 億 8,085 万 216 円、三水地区 1 億 5,538 万 9,329 円あり、牟礼地区未処分利益剰余金を 330 ページに記載の剰余金処分計算書（案）のとおり、資本金への組入れで 3 億 5,082 万 8,842 円、減債積立金への積立で 3,002 万 4,374 円として提案させていただきます。

なお、三水地区については、本来であれば令和 4 年度で取り崩したものを資本費等へ組入れるべきところですが、令和 4 年度の純損失 545 万 1,380 円と、令和 5 年度分の純利益 325 万 1,392 円を差し引いても、219 万 9,988 円の損失が出ているため会計上、令和 5 年度は資本費等への組入れは行いません。

続きまして、事業報告です。339 ページをお願いいたします。牟礼地区の主な工事等概要は、浄水場施設改良費といたしまして飯綱浄水場 空調機器更新工事で 363 万円等となっております。また、配水管布設費として、袖之山地区老朽管布設替工事で 1,223 万 2 千円、同工事に係る設計業務委託費として 108 万 7,900 円、大宮橋水管橋架設工事で 3,001 万 9 千円、同工事に係る設計委託費として 321 万 5,300 円等です。次ページ、三水地区は、浄水場施設改良費として土橋水源他基本・詳細設計業務委託で 2,673 万円、配水管布設費として堀越地区減圧槽詳細設計業務で 297 万円、日向系配水管布設工事、1 工区から 3 工区設計業務委託で 949 万 8,500 円です。また、配水管布設拡張費として、御所之入ポンプ場送水ポンプ更新で 385 万円等です。

341 ページをお願いいたします。業務量を全体で説明をさせていただきます。年度末給水人口は 10,239 人で前年比較 151 人の減です。年間有収水量は対前年比 3,162 m<sup>3</sup> の増、100.32% です。また、1 人 1 日の平均給水水量は 261.90 で、対前年比 3.90 の増です。年間有収率は 73.98% で対前年比 102% と僅かずつですが向上しています。

345 ページをお願いいたします。企業債の元金償還額は、9,720 万 9,769 円、利子償還額は 1,378 万 8,865 円、年度末元金残高は、7 億 7,462 万 1,681 円となっており、最終償還年度は、令和 35 年度となります。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（青山弘） 相澤病院事務長、議案第 59 号。

〔病院事務長 相澤浩幸 登壇・説明〕（議案第 59 号）

○病院事務長（相澤浩幸） 議案第 59 号 令和 5 年度飯綱町病院事業会計決算の認定について、ご説明致します。決算報告書 363 ページからご覧ください。

それでは、説明に入ります。決算報告書 366 ページをお願いします。I 決算書・財務諸表、1 決算報告書です。（1）収益的収入及び支出をご覧ください。こちらは税込数値です。収益的収入の計は、22 億 3,683 万 1,569 円です。収益的支出の計は、21 億 9,635 万 3,739 円となりました。

続いて、367 ページです。（2）資本的収入及び支出ですが、資本的収入の収入計は 2 億 6,096 万 8,000 円、資本的支出の支出計は 3 億 4,773 万 4,623 円となりました。資本的収入額が資本的支出額に不足する額、8,676 万 6,623 円は、過年度損益勘定留保資金で補填しました。

収益的収入及び資本的収入には、町からの繰入金（他会計負担金）で、6 億 5,746 万 3 千円が含まれています。その内、1,600 万円は新型コロナ感染症の関連分です。内訳は、3 条（収益的収入）に 5 億 2,399 万 5 千円、4 条（資本的収入）に 1 億 3,346 万 8 千円という振り分けです。前年度と比較して、1 億 5,769 万 9 千円の増となりました。

続いて、368 ページ、2 損益計算書になります。1 の決算報告書では税込の数値でしたが、損益計算書では税抜額になっております。1 医業収益、2 介護収益、4 医業外収益の収入計が 22 億 2,645 万 43 円、3 医業費用、5 医業外費用の支出計は 21 億 8,693 万 1,021 円となり、町からの繰入金により経常利益は 3,951 万 9,022 円となりました。なお、6 特別利益、7 特別損失はございません。当年度純利益も同額の 3,951 万 9,022 円となっています。

続いて、370 ページをお願いいたします。5. 貸借対照表になります。〔資産の部〕 2. 流動資産（1）現金預金ですが 1,581 万 2,564 円で、371 ページのキャッシュフロー計算書の 4 資金増加額にありますように、期首残高に比べ 6,882 万 1,328 円の減少となりました。

次に 375 ページをご覧ください。II 事業報告、1. 概要についてご報告致します。（1）総括事項です。令和 5 年度は、新型コロナウイルス感染症が 5 月 8 日に感染症法上の 5 類感染症

に変更され、医療機関における診療や対応が大きく変わりました。当院では、引き続き発熱外来を設置し、感染陽性患者の入院の受け入れを行い、新型コロナワクチン接種は院内の体制を整備し、個別接種にて実施しました。

患者の状況は、入院患者数、外来患者数ともに前年度を下回り、医療収益も前年度を下回りました。新型コロナウイルス感染症は感染症法上 5 類に移行となりましたが、病棟でクラスターが複数回発生し入院患者を制限しなければならない状況となり、患者数が減少いたしました。外来につきましては、コロナ禍の受診控えから脱却できず、内科、整形外科、歯科にて前年度の患者数を下回りました。更に、コロナ病床確保補助金が 9 月以降廃止となり財源が不足し、町から追加で 3 億 3,000 万円の繰入をいただくとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し光熱水費高騰に対するご支援をいただきまして 1,600 万円を補助いたしました。これらの補助金もあり、当期の純利益は 3,951 万 9 千円となりました。

そのような状況下ですが、飯綱病院経営強化プランを作成することができました。令和 6 年～10 年度までの 5 か年計画ですが、スタートの令和 6 年度は町から継続した支援をお願いしますが、令和 7 年度からは、飯綱病院は変わります。当院の役割、機能を明確にした病棟の活用による入院患者の確保と、入院単価の改善、特別交付金の充当により持続可能な地域医療を進めます。

また、医師の働き方改革への対応、今後更に看護師不足が見込まれますが看護師の労働環境を改善し 3 人夜勤を実現しながら新しい看護師雇用の創出にもチャレンジしてまいります。詳細は記載のとおりとなります。

377 ページ、(2) 経営指標に関する事項ですが、経常収支比率は補助金、繰入金の増加により前年度を上回りましたが、修正医業収支比率、病床利用率は前年度を下回りました。

380 ページ、2. 工事 (1)、(2)、(3) に工事等の概況、383 ページ、3. 業務 (1) 事業量についてはそれぞれご参照ください。

385 ページ、4. 会計です。(1) 主要備品の整備については、22 種 38 式の整備を行いました。主な物は、高压蒸気滅菌装置、全身麻酔装置、多用途透析用監視装置、上部消化管ビデオ

スコープ等です。合計 7,176 万 1,600 円でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（青山弘）　若林建設水道課長、議案第 60 号。

〔建設水道課長　若林宏行　登壇・説明〕（議案第 60 号）

○建設水道課長（若林宏行）　議案第 60 号　令和 5 年度飯綱町下水道事業会計剩余金の処分及び決算の認定について、提案説明をいたします。

決算報告書の 405 ページをお開きください。収益的収入及び支出です。決算額をご覧ください。収入・下水道事業収益 7 億 486 万 9,713 円、支出・下水道事業費用は 5 億 2,811 万 2,432 円です。

次ページ、資本的収入及び支出です。決算額をご覧ください。収入・資本的収入 1 億 9,169 万円、支出・資本的支出 4 億 9,406 万 6,596 円で、差額 3 億 237 万 6,596 円と翌年度の支出財源に充当する 455 万 3,526 円を合わせた不足額 3 億 693 万 122 円は、減債積立金 1 億 1,677 万 6,727 円、繰越工事資金 186 万 2 円、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額 38 万 6,048 円及び当年度分損益勘定留保資金 1 億 8,790 万 7,345 円で補てんをしました。

408 ページをお願いいたします。3 剰余金計算書　未処分利益剩余金　当年度末残高 2 億 9,215 万 4,846 円、うち減債積立金としてあった 1 億 1,677 万 6,727 円を取り崩し、4 剰余金処分計算書（案）の資本金に組入れ、また、当年度純利益 1 億 7,537 万 8,119 円を減債積立金として積立を行いたいと思います。以上、提案させていただきます。よろしくお願ひします。

続きまして、事業報告となります。417 ページをお願します。主な建設改良工事の概況ですが、特定環境保全公共下水道関係で、下水道管路接続工事実施設計業務で 3,300 万円、福井団地地区管路改築工事で 1,056 万円、牟礼西部第 2 ポンプ場自家発電電気設置工事で 1,265 万円となっております。次に農業集落排水関係ですが、牟礼南部地区農村集落排水施設機能強化工事で 1,067 万円となっております。詳細は内容をご覧ください。

419 ページをお願いします。業務量の説明をさせていただきます。年度末処理人口は 8,966 人で対前年比 129 人の減です。次に、下水道普及率は 94.2% で水洗化率は 92.3% となっており

ます。また、年間汚水処理水量は 82 万 6,405 m<sup>3</sup>、1 日の平均処理水量は 2,258 m<sup>3</sup>となっており、対前年比 99.7% です。

続きまして 423 ページをお願いいたします。企業債の概況を説明させていただきます。企業債の元金償還額は 3 億 9,206 万 3,596 円、年度末元金利子未償還残高は、24 億 5,698 万 1,443 円となっており、最終償還年度は令和 34 年度です。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○議長（青山弘） 以上で説明を終了します。

山浦代表監査委員より、決算審査意見書の報告をお願いいたします。山浦代表監査委員。

〔代表監査委員 山浦修 登壇・報告〕（決算審査意見書）

○代表監査委員（山浦修） 令和 5 年度飯綱町各会計の決算審査を行いましたのでその結果についてご報告申し上げます。令和 5 年度飯綱町各会計決算審査意見書をご覧ください。

審査の概要ですが、審査の対象は、令和 5 年度飯綱町一般会計、令和 5 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計、令和 5 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計、令和 5 年度飯綱町介護保険事業特別会計、令和 5 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計、令和 5 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計、令和 5 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計、令和 5 年度飯綱町病院事業会計、令和 5 年度飯綱町水道事業会計、令和 5 年度飯綱町下水道事業会計の 10 会計と令和 5 年度飯綱町各基金の運用状況を示す書類について実施いたしました。

審査の期間は、令和 6 年 7 月 23 日の火曜日から 7 月 25 日木曜日までの 3 日間、飯綱町役場第 1 庁舎 2 階議員控室において行いました。

審査の手続きですが、地方自治法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、飯綱町長から提出された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、現金・預金証書の確認及び各基金の運用状況を示す書類等に基づき、各関連法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財政の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係諸帳簿及び関係書類との照合など通常実施すべき審査手続、必要と認めるその他の審査手続を実施いたしました。

た。

審査の結果ですが、審査に付された飯綱町一般会計、特別会計、企業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正であるものと認定いたしました。また、現金、預金及び各基金の残高や運用状況を示す書類の計数について、関係帳簿並びに証拠書類と照合した結果、符合しております、誤りのないことを確認しております。

次、各決算についてですが、定例議会冒頭に飯綱町長より概要をご説明されておりますので、所感のみ申し上げます。

一般会計についてですが、歳入歳出差引額および翌年度繰越額を差し引いた実質収支額はいずれも黒字となっております。

歳入について自主財源で最も多いのは、ふるさと応援寄附金で 12 億 5,900 万円、前年比 5 億 8,700 万円の増加、次いで町税 11 億 6,100 万円、前年比 6,600 万円増となっております。ふるさと応援寄附金が多いことは、返礼品の大半を占める飯綱町のリンゴが高い評価を得ていることによるものと考えられ、大変喜ばしいことあります。

歳出については大半が予算通り執行されており、翌年度繰越額は 8,400 万円となり、前年度より大きく減少しております。特別会計、企業会計への負担金ですが、特に病院事業会計に対し、6 億 5,700 万円と前年よりも 1 億 5,800 万円増えており改善が求められます。

地方債についてですが、下水道事業の地方債残高は 27 億 9,600 万円あり、前年よりも 3 億 3,900 万円減少しております。この減少額は一般会計の減少額 2 億 8,500 万円よりも大きく減少しており資金繰りが懸念されるところであります。

基金の状況ですが、全体として 46 億 3,600 万円となり前年よりも 1 億 7,200 万円増加しており、順調に増えております。

特別会計ですが、いずれの会計も歳入歳出差額は黒字となっております。不納欠損が生じないよう債権管理を行い、引き続き健全な運営をお願いいたします。

企業会計ですが、いずれの企業会計も厳しい状況にあります。特に病院事業会計は医業収益

から医業費用を引いた医業利益、一般企業でいう営業利益にあたりますが、5億3,900万円の大きな赤字となっております。この額は年々増加しており、この赤字と設備投資を補填するために一般会計からの繰入金が令和5年度では6億5,700万円あります。こちらも年々増加しております。経営強化プランを実施し、早急に経営改善が望まれるところであります。また、病院事業会計と下水道事業会計は、預貯金保有残高が運転資金の2か月分を下回っており、資金繰りが日々非常に厳しい状況が続いております。いずれも早急な改善が必要と考えられます。

以上、簡単ではありますが令和5年度飯綱町各会計の決算審査の報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（青山弘） 以上で決算審査意見書の報告を終わります。

ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は1時45分からとします。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時45分

---

#### ◎議案第61号の上程、説明、付託

○議長（青山弘） 日程第18、議案第61号 令和6年度飯綱町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高橋総務課長。

〔総務課長 高橋秀一 登壇・説明〕（議案第61号）

○総務課長（高橋秀一） 議案第61号 令和6年度飯綱町一般会計補正予算（第2号）をご説明申し上げます。議案書等の通し番号194ページ、議案の提案説明書をご覧ください。

本年度の普通交付税の決定、令和5年度決算を踏まえての繰越金等、これらを主な財源とした補正で、7億1,954万2千円の増額でございます。これにより、本年度の予算額は94億5,012万6千円となります。また、6・7月の豪雨による農地災害に伴い、災害復旧事業債の地方債限度額を新たに設定、臨時財政対策債発行可能額の確定に伴い地方債限度額を減額しております。

それでは初めに、歳入の主な内容を申し上げます。

10 款、地方特例交付金は、地方税の減収分を補填する減収補てん特例交付金で、主に定率減税の実施に伴う減収分として 3,453 万 5 千円を増額しています。

11 款、地方交付税は、本年度の普通交付税の決定などにより、計 4 億 5,591 万 4 千円を増額しています。本年度の普通交付税の決定額は 35 億 3,591 万 4 千円となり、前年度と比較して 2,864 万 7 千円の減額となっています。

15 款、国庫支出金は、住民税、所得税の定額減税で減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付に対する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や新型コロナウイルスワクチン接種、きのこ類生産資材高騰対策事業に係る補助金などにより計 1 億 2,598 万 6 千円を増額しています。

16 款、県支出金は、UIJ ターン就業移住支援金交付事業補助金、きのこ培地資材価格高騰緊急対策事業補助金などにより、計 1,068 万 3 千円を増額しています。

20 款、繰越金は、決算の確定に伴い 9,431 万 2 千円を増額しています。

21 款、諸収入は、戸籍事務の戸籍システム標準化に伴うデジタル基盤改革支援補助金の確定などにより、計 551 万 3 千円を増額しています。

22 款、町債は、新たに農地・農林施設等補助災害復旧事業債の発行により 160 万円増額し、臨時財政対策債の確定により 940 万円を減額、計 780 万円を減額しています。

続いて、歳出の主な内容を申し上げます。通し番号 196 ページをご覧ください。

2 款、総務費では、ふるさと納税事業で予定していた会計年度職員の雇用を地域おこし協力隊に変更したことにより、ふるさと納税事業費の報酬等を減額し総務一般管理費の委託料等を増額、災害対策支援事業では能登半島地震で被災した能登町等 3 市町へ災害見舞品のりんごを贈るため 100 万円を増額、住もうプロジェクト事業、しごとの創業・都市交流拠点利活用促進事業、国際友好交流事業で地域おこし協力隊の新たな配置により、それぞれ 606 万 8 千円、519 万 1 千円、606 万 8 千円を増額、住民税、所得税の定額減税で減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付で、主に所得税関係の給付に係る給付金で 8,663 万 9 千円を増額、戸籍シ

システムの標準化に伴い、既存のシステムのリース解約金などにより 244 万 8 千円を増額しています。

3 款、民生費では、障害者総合支援給付事業、補装具費、地域生活支援事業で、支援サービス利用者の増により、それぞれ 300 万円、100 万円、65 万円を増額、介護保険事業で当初予算において他会計繰出金の一部を保留しておりましたが、普通交付税の決定などにより財源が確保できしたことから増額、児童福祉一般事務費で児童手当の制度改正に伴うシステム改修費の減などにより 39 万 8 千円減額しています。

4 款、衛生費では、未満児の療育医療給付の申請が大幅に増加したことにより 180 万円を増額、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で 2,358 万 3 千円を予防接種費で増額、地域医療の核である飯綱病院の経営安定を図るため飯綱病院会計への繰出し金で 2 億円を増額、上水道施設費で当初予算において水道事業会計への出資金の一部を保留しておりましたが、普通交付税の決定などにより財源が確保できしたことから増額しています。

6 款、農林水産業費では、農業振興負担金補助金として、きのこ培地資材価格高騰緊急対策事業補助金などで 1,271 万 5 千円を増額しています。また、飯綱の里ブランドづくり事業で町特産品開発支援事業で支援希望者の増により 40 万円を増額、県営事業費で、芋川用水に係る県営かんがい排水事業 小水力発電による事業費の追加で、875 万 3 千円を増額しています。

7 款、商工費では、空き店舗活用補助申請件数の増加により商工振興対策事業で 65 万 5 千円を増額、別荘管理委託事業で別荘地 間伐事業補助金を 330 万円増額しています。

8 款、土木費では、道路維持費で町道草刈り業務委託や支障木伐採委託などを 960 万 5 千円増額、下水道事業会計繰出金で 5,000 万円を増額しています。この繰出しについては、当初予算において下水道会計の負担金の一部を保留しておりましたが、普通交付税の決定などにより財源が確保できしたことから増額するものです。

10 款、教育費では、小学校整備事業費として、三水小学校の駐車場、歩道手すりなどの施設修繕費で 207 万 9 千円を増額、運動場管理運営費で屋内ゲートボール場のコート整備などで 53 万 2 千円を増額しています。

11 款、災害復旧費では、農地補助災害復旧事業として、6月・7月の豪雨災害で発生した5か所の復旧事業で1,319万8千円を増額しています。

14 款、予備費では、2億1,102万8千円を増額し、財源調整しております。

以上で提案理由の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山弘） お諮りします。

ただいま議題となっています議案第61号は、質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 令和6年度飯綱町一般会計補正予算（第2号）は、予算決算常任委員会に付託し審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第62号から議案第67号の一括上程、説明

○議長（青山弘） お諮りします。

日程第19、議案第62号 令和6年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、

日程第20、議案第63号 令和6年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、

日程第21、議案第64号 令和6年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、

日程第22、議案第65号 令和6年度飯綱町病院事業会計補正予算（第1号）、

日程第23、議案第66号 令和6年度飯綱町水道事業会計補正予算（第1号）、

日程第24、議案第67号 令和6年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第2号）、

以上6件は補正予算案件であります。

については、一括して6件の提案理由の説明を求め、最終日9月24日に質疑・討論・採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認めます。

議案第 62 号から議案第 67 号の提案理由の説明を求めます。

宮島住民環境課長。議案第 62 号・63 号。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇・説明〕（議案第 62 号・63 号）

○住民環境課長（宮島幸男） 議案第 62 号 令和 6 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。議案書については通し番号 99 ページから、議案の提案説明書は通し番号 200 ページ下段からでございます。議案の提案説明書により説明させていただきますので、通し番号 200 ページ下段から 201 ページ上段をご覧ください。

今回の補正は、令和 5 年度繰越金確定等による補正となります。令和 6 年度補正前の予算額 12 億 1,527 万 1 千円に歳入歳出それぞれ 972 万 4 千円を増額し、補正後の歳入歳出予算額を 12 億 2,499 万 5 千円とするものです。

補正内容としまして、歳入では、令和 6 年度から、18 歳未満までの子どもの医療費助成に係る減額調整措置制度の廃止により、繰入金として 13 万 3 千円の減額、繰越金では、令和 5 年度決算による繰越額の確定により、397 万 5 千円の増額、諸収入では、雑入として、令和 5 年度国民健康保険 保険給付費等交付金、普通交付金の返還金の確定により、588 万 2 千円の増額、合計 972 万 4 千円を増額補正するものであります。

歳出では、予備費として歳入と同じく 972 万 4 千円を増額補正、財源調整するものであります。

以上、提案理由の説明とします。ご審議のほどよろしくお願いします。

続きまして、議案第 63 号 令和 6 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。議案書については通し番号 107 ページから、議案の提案説明書は通し番号 201 ページ中段からでございます。議案の提案説明書により説明させていただきますので、通し番号 201 ページ中段をご覧ください。

今回の補正は、令和 5 年度繰越金確定等による補正となります。令和 6 年度補正前の予算額

2億725万1千円に歳入歳出それぞれ162万1千円を増額し、補正後の歳入歳出予算額を2億887万2千円とするものです。

補正内容としまして、歳入では、繰越金として、令和5年度決算による繰越額の確定により、156万6千円の増額、諸収入では、雑入として、歳出還付金予算不足に伴い、5万5千円の増額、合計162万1千円を増額補正するものであります。

歳出では、諸支出金の保険料還付金として、5万5千円の増額、予備費として156万6千円を増額し財源調整、合計は歳入と同じく162万1千円を増額補正するものであります。

以上、提案説明とします。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇・説明〕（議案第64号）

○保健福祉課長（永野光昭） 議案第64号 令和6年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。議案書並びに提案説明書の201ページ下段から202ページをご覧ください。議案の提案説明書よりご説明いたします。

補正予算の概要でございますが、既定の予算額に1億2,716万4千円を増額して補正後の予算額を14億3,686万4千円とするものです。

主な補正内容でございますが、歳入では、保険給付費の増額及び補助金の償還金に伴い、国庫補助金800万円、支払基金交付金1,080万円、県負担金600万円、一般会計繰入金で546万円5千円、介護給付費準備基金繰入金1,729万8千円、繰越金7,960万1千円それぞれ増額するものです。

歳出では、主に介護給付費 介護サービス等諸費に4,000万円、国・県補助金及び支払基金交付金清算による償還金8,688万9千円、それぞれ増額するものです。

以上、介護保険事業補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（青山弘） 相澤病院事務長。

〔病院事務長 相澤浩幸 登壇・説明〕（議案第65号）

○病院事務長（相澤浩幸） 議案第 65 号 令和 6 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。議案書提案書 131 ページからでございますが、議案の提案説明書の通し番号 202 ページの中段をご覧ください。議案提案説明書でご説明をさせていただきます。

今回の補正予算第 1 号は、入院、外来患者の減少により一般会計からの繰入金に伴います、収益的収入の内訳の増減で補正を行うものございます。主な補正内容は、収益的収入で、医療収益の入院収益、外来収益を減額の 2 億とし、医業外収益の他会計負担金を増額の 2 億円とするものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（青山弘） 若林建設水道課長。議案第 66 号・67 号。

〔建設水道課長 若林宏行 登壇・説明〕（議案第 66 号・67 号）

○建設水道課長（若林宏行） 議案第 66 号 令和 6 年度 飯綱町水道事業会計補正予算（第 1 号）の提案説明をいたします。議案書通し番号 139 ページ及び議案の提案説明書通し番号 202 ページ下段から 203 ページ上段をお願いします。なお、議案の提案説明書により説明をさせていただきます。

今回の補正概要ですが、収益的収入・支出についてです。補正前の予算額が収入 3 億 1,863 万 2 千円、支出 3 億 1,863 万 2 千円で、補正予算額をそれぞれ 180 万円増額し、補正後の予算額を収入 3 億 2,043 万 2 千円、支出 3 億 2,043 万 2 千円とするものです。これは、予算第 9 条議会の議決を経なければならぬ経費の補正となります。

主な補正内容ですが、収益的収入は、人事異動に伴う人件費相当分の増額による一般会計からの 負担金 180 万円の増となり、収益的支出は、職員給与費 180 万円の増ということです。

次に、資本的収入についてです。補正前の予算額 3 億 2,361 万円 第 2 項 企業債 3,500 万円を減額し、第 3 項 出資金を 3,500 万円増額するものです。なお、補正後の予算額 3 億 2,361 万円については増減ありません。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひします。

続きまして、議案第 67 号 令和 6 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 2 号）の提案説明

をいたします。議案書通し番号 194 ページ及び議案の提案説明書通し番号 203 ページをお願いします。なお、議案の提案説明書により説明をさせていただきます。

今回の補正の概要ですが、収益的支出で補正前の予算額 5 億 7,891 万 2 千円、補正予算額 第 1 項営業費用 1 管渠費で 519 万 2 千円を減額し 20 総係費で 509 万 2 千円を増額するものです。補正後の予算額 5 億 7,881 万 2 千円となります。主な補正内容ですが、管渠費修繕の減額、人事異動に伴う給与費の増額、営業費用内で調整し減額するものです。これは予算第 8 条の議決を経なければならないらしい経費となります。

次に資本的収入です。補正前の予算額 6 億 6,091 万 3 千円、第 1 項企業債 1 建設改良費で 5,000 万円を減額し、第 2 項負担金等 3 他会計負担金で 5,000 万円を増額するものです。補正後の予算額 6 億 6,091 万 3 千円で増減はありません。

主な補正内容ですが、資本的収入予算の企業債を減額し、一般会計からの他会計負担金を収入に変更するものです。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議長（青山弘） 以上で、説明を終了します。

---

#### ◎議案第 68 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程 25、議案第 68 号 備品購入契約の締結についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇・説明〕（議案第 68 号）

○保健福祉課長（永野光昭） 議案第 68 号 物品購入契約の締結について、提案説明をいたします。議案書並びに提案説明書の通し番号 203 ページ下段をお願いします。

事業名は、令和 6 年度むれデイサービスセンター 寝位入浴装置購入です。

事業内容は、寝位入浴装置いわゆる特殊浴槽の交換でございます。

契約の方法は、一般競争入札、契約金額は、税込みで 990 万円。

契約の相手方は、長野市稻里町中央 4 丁目 17 番 25 号、株式会社千曲三悠堂 ME 事業部 部長

丸山照久です。

関係法令は、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び、飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条です。

以上で提案理由の説明といたします。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 68 号 備品購入契約の締結については、原案の通り可決されました。

---

#### ◎議案第 69 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 26、議案第 69 号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。若林建設水道課長。

〔建設水道課長　若林宏行　登壇・説明〕（議案第 69 号）

○建設水道課長（若林宏行）　議案第 69 号　町道路線の廃止についての提案説明をいたします。

今回の町道路線の廃止につきましては、道路法第 10 条第 3 項の規定によるものです。再認定のための廃止路線は、路線番号 1 及び 2 です。また、廃止路線は、路線番号 3、4、5、6 となります。他に、道路改良整備に伴い路線番号 8 に接道するみなし道路を格上げし、町道を延長するための廃止となります。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（青山弘）　説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘）　質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘）　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘）　討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘）　討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘）　起立多数です。

したがって、議案第 69 号　町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 70 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘）　日程第 27、議案第 70 号　町道路線の認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。若林建設水道課長。

〔建設水道課長　若林宏行　登壇・説明〕（議案第 70 号）

○建設水道課長（若林宏行）　議案第 70 号　町道路線の認定についての提案説明をいたします。

今回の認定につきましては、道路法第 8 条第 2 項の規定によるもので、議案第 69 号でも説明をさせていただきましたが、廃止する町道路線の現況にあわせた路線の再認定となります。道路延長短縮路線が、路線番号 1 及び 2 の 2 路線、道路改良整備に伴う道路延長認定路線が、路線番号 3 となります。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（青山弘）　説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘）　質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘）　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘）　討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘）　討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 70 号 町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

---

◎諮問第 2 号上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 28、諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることがあります。

本案について提案理由を求める。宮島住民環境課長。諮問第 2 号。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇・説明〕（諮問第 2 号）

○住民環境課長（宮島幸男） 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることがあります。

まず初めに、議案の提案説明書、通し番号 205 ページをご覧ください。本案件は、諮問理由等のとおり、令和 6 年 6 月 30 日をもって任期満了となった委員のうち 1 名について、欠員になっておりましたが、後任候補者を推薦するにあたり、人権擁護委員法に基づき議会の意見を求めるものであります。委嘱予定日は令和 7 年 1 月 1 日、関係法令は人権擁護委員法第 6 条第 3 項であります。それでは、議案書により説明させていただきますので、通し番号 173 ページをご覧ください。

諮問第 2 号 推薦者は、杉山豊子さんです。住所、生年月日は記載のとおりです。

杉山さんは、現在 65 歳で、野村上に在住しています。平成元年から平成 31 年 3 月まで町の嘱託職員として、町民会館に勤務し、図書館司書の資格を有しながら、主に公民館の図書管理やお話しの会といった図書活動、生涯学習施設等の受付・貸出業務に従事しておりました。定年退職後も町の会計年度任用職員として、同じく町民会館に勤務していただきました。長きにわたり、図書の推進にあたり、子供への読み聞かせなどにも関わってきたことから、人権教育にも大きく寄与しています。

また、本年 4 月からは NPO 法人 SUN に勤務し、障がい者を支援する立場でご活躍されています。誠実であり、信頼が厚く、人格にも優れています。人権擁護委員としても適格です。人権

擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいため、諮問いたします。よろしくお願ひします。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議会としての意見は、適任、不適任によって行いたいと思います。本案は、適任とすることに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについては、適任と決定しました。

---

#### ◎請願の付託

○議長（青山弘） 日程第29、請願に入ります。

本日までに受理した請願は、お手元に配付した請願書の写しのとおりです。

所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

---

◎陳情の付託

○議長（青山弘）　日程第30、陳情に入ります。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付した請願書の写しのとおりです。

所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

---

◎散会の宣告

○議長（青山弘）　お諮りします。

9月4日の本会議は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて午前9時に開くことにします。

ご異議ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（青山弘）　異議なしと認め、9月4日の本会議は午前9時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会　午後　2時21分

令和 6 年 9 月 飯綱町議会定例会

( 第 2 号 )

## 令和6年9月飯綱町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和6年9月4日（水曜日）午前9時開会

日程第 1 議案第51号 令和5年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 議案第52号 令和5年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計  
歳入歳出決算の認定について

日程第 3 議案第53号 令和5年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の  
認定について

日程第 4 議案第54号 令和5年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

日程第 5 議案第55号 令和5年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に  
について

日程第 6 議案第56号 令和5年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて

日程第 7 議案第57号 令和5年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

日程第 8 議案第58号 令和5年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につ  
いて

日程第 9 議案第59号 令和5年度飯綱町病院事業会計決算の認定について

日程第10 議案第60号 令和5年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定に  
ついて

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（14名）

1番	三ツ井 忠 義	3番	小 林 文 廣
4番	瀧 野 良 枝	5番	渡 邊 千賀雄
6番	中 島 和 子	7番	樋 口 功
8番	風 間 行 男	9番	目須田 修
10番	石 川 信 雄	11番	清 水 満
12番	大 川 憲 明	13番	伊 藤 まゆみ
14番	原 田 幸 長	15番	青 山 弘

欠席議員（1名）

2番 中 井 寿 一

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子		
総 務 課 長	高 橋 秀 一	企 画 課 長	平 井 喜 一 朗
税務会計課長	藤 沢 茂 行	住民環境課長	宮 島 幸 男
保健福祉課長	永 野 光 昭	産業観光課長	清 水 純 一
建設水道課長	若 林 宏 行	教 育 次 長	笠 井 順 一
総務課課長補佐	近 藤 久 登	飯綱病院総務係長	岩 下 哲 明

---

事務局職員出席者

事 務 局 長 土 倉 正 和 事務局書記 若 林 諒

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（青山弘） 皆さんおはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議案第51号の質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第1、議案第51号 令和5年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

一般会計決算の決算認定の質疑については、歳出から款ごとに行います。

質疑を行います。最初に第1款議会費、決算書の38ページから40ページ。質疑のある方はおられますか。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 進行いたします。次に、第2款総務費、決算書の40ページから75ページ。

質疑のある方はおられますか。瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 4番瀧野です。行政報告書の70ページをお願いいたします。総務一般管理

費の4番、飯綱町総合教育会議についてお伺いします。3点お伺いしたいと思います。

町長と教育委員会が教育政策の方向性を共有するため、両者の協議、調整の場として設置されている総合教育会議ですが、この令和5年度のテーマについては、どのような内容について話し合われたかというのが1点。

2点目は、この総合教育会議の運営要領によりますと、原則年2回開催することとなっておりまして、令和4年度も年2回開催されていますが、令和5年は2月20日の1回ということで、1回だった理由というものがあれば教えてください。

3番目が、同じく運営要領の中で、遅滞なく議事録を作成し公表することとなっておりますが、先般確認したところ、まだ議事録の公表がされてないようですが、何か特別な事情があるときはその公表しないということになっておりますので、そのあたり何かご事情があるのか。

3点お伺いします。

○議長（青山弘）　高橋総務課長。

〔総務課長　高橋秀一　登壇〕

○総務課長（高橋秀一）　お答え申し上げます。まず1点目の令和5年度の会議のテーマでございますが、令和6年度の当初予算の策定に向けての情報交換ということで、町長また教育委員さんと議論させていただきました。

2点目の年2回原則というところでの昨年1回の理由ですが、特段大きな理由はございません。前年度は教育大綱等の策定がございまして議論をさせていただきました。昨年度につきましては、特に町長部局の方から大きなテーマ等はありませんでしたので、年1回の会議とさせていただきました。

また3点目の議事録ですが、この会議の事務局は総務課が担当することになっておりますが、申し訳ございません、私もちよつと確認はしてないんですけども、特段の理由があつて議事録を公表していないということはありませんので早急に確認をさせていただいて、所定の手続きをさせていただきます。

○議長（青山弘）　ほかに質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘）　進行いたします。次に、第3款民生費、決算書の75ページから1110ページ。

質疑のある方はおられますか。風間議員。

○8番（風間行男）　8番、風間です。行政報告書の260ページから261ページの価格高騰特別対策支援金の対象者の関係ですが、低所得世帯への支給、臨時給付金の事業で、対象世帯数293に対して支給世帯が274となっています。20世帯ほど少ないので何か理由があったのでしょうか

か。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 行政報告書 261 ページの低所得世帯生活支援臨時給付金、均等割のみ課税の事業ですが、対象世帯 293 で支給世帯が 274 の差につきましては、調査したときに未申告者の数も入っていて、未申告者はそのまま申告せずに支給しなかった方、また申請を申し上げたのですが辞退した方ということで、そのような差になっています。

○議長（青山弘） 風間議員。

○8番（風間行男） 260 ページの価格高騰特別対策支援金も 319 世帯から 298 世帯となっていますが、これも同じ理由でしょうか。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 260 ページの県の価格高騰特別対策支援金につきましても、同じような理由で辞退した方もいるということでお願いします。

○議長（青山弘） 風間議員。

○8番（風間行男） 辞退された件数は何件ですか。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 未申告者と辞退した件数については、今、手元に数字がありませんので、また後ほどご報告したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（青山弘） ほかに質疑はありませんか。

質疑はありませんか。中島議員。

○6番（中島和子） 3款民生費の関係で、行政報告書は 279 ページです。老人クラブ活動助成事業ですが、今、老人クラブは 11 団体があり、一つの連合会で形成されているようです。目標人數に対して令和 4 年度は 90.8%、令和 5 年度は 87.2% と、達成率は今後ますます減少するこ

とが予想されます。

そんな中で、普光寺地区の民生委員さんから、クラブ会員を増やす声掛けをしてほしいという依頼がありまして、何人か当たってみましたが、集まりに興味を持つ方が少なく、増やすまでは至りませんでした。

また、今年普光寺敬老会は対象者宛にアンケート調査をし、「開催しなくてよい」が 72%となり中止になりました。今後は敬老会の在り方を探っていくこととなりましたけれども、「開催しなくてよい」の主な理由は、猛暑の中であること、会場にエアコンがない、送迎がほしい、役員にも負担がかかるのではないかなどでした。

このように、高齢者までがつながりが薄くなっていくことに不安を感じております。若者世代の活性化と同時に、高齢者が家に引きこもっていくことがないように、一つの生きがいづくりの場として設定することが必要かと思います。

町では、活動の継続の補助をしていくとありますが、老人クラブの在り方を、継続に向けて今後しっかりと検討してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青山弘）　永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長　永野光昭　登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭）　お答えします。老人クラブの活動につきまして、確かに今年度に入りまして、東黒川、赤東、栄町でしたか、役員のなり手不足ということから休止というか、解散ということになってきております。

誠に残念ですが、この件につきましても、高齢者の活動の場が今後のフレイル対策等について重要だと考えておりますので、事務局は社協ですが、一緒になって復活できるような場を設けていきたいと思っています。

例えば、赤東につきましては老人クラブが解散しましたが、その代わりに通いの場の参加を呼びかけて、そちらで会員の皆さんに活動していただくような対応を取っています。そのような場に参加していただくような支援、推進をしてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（青山弘） ほかに質疑はありますか。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 進行いたします。次に、第4款衛生費、決算書の110ページから125ページ。

質疑のある方はおられますか。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 進行いたします。次に、第5款労働費、決算書の125ページ。質疑のある方はおられますか。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 進行いたします。次に、第6款農林水産業費、決算書125ページから150ページ。質疑のある方はおられますか。瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 4番、瀧野です。行政報告書421ページをお願いいたします。地域活性化企業人についてお伺いをいたします。

令和3年から令和5年度までの活動となりました地域活性化企業人に関しては、総額で1,537万円程度の予算だったかと思います。この制度は、課題のところにも書いてありますが、専門家によって即効性・実効性が高いものが行われたということですが、具体的にどのような効果があったかというのをお伺いしたいというのが1点です。

2点目は、地域活性化企業人という方が、ふるさと振興公社の執行役員という名前でセミナーなどを行っているようですけれども、公社の執行役員として活動すべき事由はあるのかどうか、確認されていれば教えてください。

○議長（青山弘） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） お願いします。この地域活性化企業人ですが、公社が経営の中で

抱えているさまざまな課題に対して、この方の企業で働いていたスキルを発揮していただくというものです。

全部は承知していないのですが、一例として、会社で一番重要な出退勤の管理などのIT化といいますか、管理ができるようにしていく。ネット販売の部分で、外に向けての宣伝にかかるような、要は公社にある品物をより高く売って経営を改善させていくといったような面でご協力いただいている。

細かな資料は持ってきていませんので、概要としてお答えしました。よろしくお願ひします。

この執行役員としての動き方につきましては、調べて後でご説明させていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（青山弘） 第6款、ほかに質疑はありませんか。瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 今の続きで、お調べいただく際に、ネット通販に係る費用と、それに対する効果をお調べいただいて、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（青山弘） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） 確認しましてご報告させていただきます。

○議長（青山弘） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 進行いたします。次に、第7款商工費、決算書の150ページから158ページ。

質疑のある方はおられますか。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 進行いたします。次に、第8款土木費、決算書の158ページから168ページです。質疑のある方はおられますか。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 進行いたします。次に、第9款消防費、決算書の168ページから172ページです。質疑のある方はおられますか。瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 4番、瀧野です。行政報告書100ページから101ページのところでお願いいたします。

具体的には、101ページの指定避難所等環境整備事業の関係で、移動式エアコンを2台購入ということになっておりますが、この関係ですけれども、ほかの避難所関係のところにも導入されているかと思うのですが、避難所を開設した際を想定して、1日稼働したことはあるかどうかをお聞きしたいと思います。

なぜかというと、例えば、三水B&G海洋センターにある移動式エアコンは、一度稼働したときに、体育館の中の窓はすごく小さい窓なので、小さい窓から排熱ができなくて、熱がこもってしまって、あまり長時間使えないのではないかということをお聞きしています。

先般、芋川の防災センターを議会で使わせていただいたときにお聞きしたのですが、そこも掃き出し窓といいますか大きな窓の場所が限られていて、それが避難非常口になってしまっていて、実際に使うときには、排熱処理の問題について、どのように対応されるのか。専門の方に聞くと、大きな窓を使えない場合は、外から排気ダクトで引っ張らなければいけないのではないかとお聞きしました。

この点はどのように対応されてきたか、お伺いします。

○議長（青山弘） 高橋総務課長。

〔総務課長 高橋秀一 登壇〕

○総務課長（高橋秀一） お答え申し上げます。今、議員からありましたとおり、令和5年度までに幾つか整備をしております。

実際、避難所として使用させていただいた機会はご承知のとおりございません。ただ、通常そのまま寝かしておいてももったいないということで、各施設で利用していただいているところでやっております。

特段、総務課といいますか危機管理室に使用に当たっての報告はいただいておりませんが、

B&G では教育委員会でどのように把握しているか、横の連携を取って対応、確認させていただければと思います。

本年度整備いたします芋川につきましても、新規で8月に整備をさせていただきましたけども、同様の機械なので、空気の入り口、熱の排出等ありますので、その辺もよく確認をさせていただければと思っています。

○議長（青山弘） ほかに質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 進行いたします。次に、第10款教育費、決算書の171ページから214ページ。

質疑のある方はおられますか。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 進行いたします。次に、第11款災害復旧費、決算書の214ページから215ページ。質疑のある方はおられますか。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 進行いたします。次に、第12款公債費、決算書の215ページから216ページ。

質疑のある方はおられますか。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 進行いたします。次に、第14款予備費並びに実質収支に関する調書及び財産に関する調書、決算書の216ページから222ページ。質疑のある方はおられますか。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 以上で歳出を終わります。

続いて、歳入を行います。歳入については一括して質疑を受けます。決算書の9ページから37ページ。質疑のある方はおられますか。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（青山弘） 以上で歳入を終わります。

最後に、全体を通して質疑のある方はおられますか。渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 5番、渡邊です。今回この決算書の行政報告が従来から変わっていると。

このことが主要施策成果説明書で見直しについて報告されています。この中で、3の評価です。

各事業別にA B C Dと、順調に推移、おおむね順調、やや遅れている、遅れているという評価を行政で付けておられて、評価されています。

そこで質問したいのですが、このA B C Dの全体に占めるパーセンテージをつかんでおられたらお聞きしたいのですが、分かりますか。

○議長（青山弘） 平井企画課長。

[企画課長 平井喜一朗 登壇]

○企画課長（平井喜一朗） お答えします。把握していませんので、後日報告させていただきます。

○5番（渡邊千賀雄） お願いします。

○議長（青山弘） ほかに質疑はありませんか。清水議員。

○11番（清水満） 決算書の472分の445ページと行政報告書の678分の19ページでお願いしたいと思います。

決算書の444ページから445ページをお願いしたいと思います。ここに特別会計への負担金等を整理されておりますけれども、特に注目をしていたのが、次のページの（イ）の企業会計への補助金です。

特に病院の関係等については6億5,700万円、31.6%増ということです。監査報告書を見ると、非常に厳しい状況ですとも整理されていました。

あとは、長野広域の消防の関係も2億4,500万円ということです。これは行政報告書で見るど、2億3,000から2億5,000万円ぐらいでここ何年間か推移をしておりますけれども、過去からたどっていくと、やはりかなり増えています。

この辺の配分基準も存じておりますけれども、人口減少がかなり厳しい中で、こういうものが非常に増えてきているということが数字的に見えてます。

それともう一つは水道事業の関係です。金額は小さいですけれども、42.3%ということです。これは、これから大きな事業が出てくるのではないかと思っています。インフラ整備の関係です。

それと下水道も水道以降の事業で、耐用年数等についてばちばちかかってくるということ等もありまして、私は、企業会計なり事務組合等への負担金等がこれから非常に課題になってくるのではないかと。全体予算の25%ぐらいがあると思うのですけれども、この辺の将来的な考え方等についてお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 全体的な財政のお話ですので、ひとまず私の方から答弁をいたしまして、詳細についてはまた総務課長からお話をしたいと思います。

私も、今ご質問の指摘事項については全く同じ考え方を持ってます。今議会の開会のごあいさつでも触れましたけれども、企業会計への繰り出しをこれからどういうふうに段取りをしていけばいいかは大きな課題だと思っています。

その意味では、あいさつでも申し上げたのですが、議会の存在というものが非常に大きな位置付けになると私どもは思っておりますし、また住民にとっても、町の一方的な財政健全化の考え方だけで料金の設定をされていくのは、いささか問題があるというお考え方の方がほとんどだろうと思います。どういうふうに負担と維持を両立させていけばいいのか、これからも議会と大いに議論をしていきたいと思っています。

今ご指摘の病院事業会計については、やはりコロナ以降の入院患者の減というものが極めて

大きな原因です。

この間、野尻湖の花火大会にご招待をいただいたときに、能登町の町長さんがお見えでした。

能登町の人口は1万人までいないので、隣の珠洲市は1万2,000人ほど、そして輪島市と、みんな小規模な市町ですけれども、それぞれが病院を持っています。

そして、「町長、お宅の病院はどうですか」と聞かれたので、「3億円前後の資金不足です」と申し上げましたところ、私どももちょうど3億円ぐらい足りないと。2市1町の町立・市立病院が全部3億円ほどの資金不足を起こしていると。今は、石川県知事にお願いして、その3つを県立病院に切り替えてくれないかという交渉をしているところだという話をされていました。

私どももちょうど同じ規模で、全国やはりどこの公立病院も同様の状況にあるということは認識しましたけれども、さて、自分の町の財政ということになると、ふるさと納税がなければ、かなりの行政サービスをストップするか、または減らすか。除雪の路線を減らすなど、いろいろな工面をしないと、補助も何もない、起債も利かない病院会計への支援というものは本当につらいものがありました。

ここは本当に、よくぞここまでふるさと納税には頑張ってもらったなという強い感謝の思いがあります。それを何とか続けていきたい。少なくとも10億円を確保していきたいということが財政的な対応策の一つです。

病院事業については、今、コンサルを入れて経営強化プランをやっています。病院長は非常に抵抗があつただろうと思うのですが、私もじかに病院長にお会いして、ダウンサイ징をさせていただきたいと。ベッド数を減らした状況で、病院の再経営に当たっていきたいということを申し上げました。

病院長としては、僕の時代にベッド数を減らすというのは非常に残念だと。過去の先輩の皆さんが、それぞれ苦労してこれだけ維持してきたものを減らすのは忍びないということをかなり強くおっしゃっていましたけれども、いろいろな意味でご理解をいただきました。

今、入院患者は大体90人前後いらっしゃいます。ベッド数が150を超えていたので使用率が

うんぬんということになるのですけれども、正直に言って、これは 100 ぐらいのサイズに恐らくなるだろうと思っています。そうしますと 90%を超えるベッドの使用率になってきます。

ここら辺になってくると、看護師の人数もそれなりに減らしたり、または勤務状況、勤務環境をもっと改善して、勤めやすいような状況にしてあげることができる。特別交付税がありたいのですけれども、約 1 億円程度を見込めるぐらいのサイズになってくると。そこにドクターの頑張りを加味して総合的にやっていく。それぞれ基準として、3 億 2,000 万円から 3 億 3,000 万円ぐらいの支援はしてもいいというルールがあるのですが、ルール内の支援で病院が維持できるような形に戻れば、ひとまず病院事業についてはいいのではないかと思います。

上水道会計は、これからよいよ投資をしていくのですが、これは強く担当とも話をして、あまり起債を多くしないで、とにかく行けるところまで頑張っていこうと。正直に言って、起債という後に借金の返済を残すような事業で水道を新しくやっていくのは、必要なことではあるけれども、最小限の起債にしていきたい。となると、一般会計からどのぐらい支援できるかということが大きな中身だと思っております。

この間も、5 年度の末は前年度と比較して 1 億 5,000 万円ほど基金を増やしたと申し上げました。また、5 年度の決算積み立てでは、財調へ 3 億円、減債へ 1 億円、今 4 億円積んでいます。本当は病院が何とかとんとんで行っているとなれば、ここに交付税で 4 億 5,000 万円ほど余計に来たものも貯金に回して、次年度以降の設備投資の負担に備えていこうというような腹づもりでおりましたけれども、なかなかそうはいかないのが現実かと思っております。

病院は本当になくてはならない大きな施設でございますので、これは何としても維持をしていくのですが、それにしても今年度は貯金をする形で乗り越えていけるだろうと思っております。

下水道についても、ご心配の点はそのとおりですけれども、まだまだ耐えられる状況にはあります。今一番下水道事業会計で繰り出しているのは、下水道事業をやるために借りた起債、借金の返済を元利とも丸ごと見ているわけです。ですから、4 億 5,000 万円ぐらい下水道事業会計へ振り込んでやらないと、繰り出してやらないと、借金の返済に自腹で少し出していかな

ければならないということになりますので、これは何とか今の起債の償還計画等、一般会計の起債もそうですけれども、それを加味しても、計画どおりの起債の償還が済んでいると思います。250 億円あった起債が、今 117 億円まで減ってきたのですから、これは今までどおりの財政の引き締めと、時に合った財政運営をしていくことによって、私は十分可能だろうと思っております。

今、新たな財源を人口減の中で求めることは非常に難しい状況ですので、この素晴らしいブランド化してきたりんごを生かしたふるさと納税を、ぜひ大きな一つの町を助けてくれる財源として、この事業に取り組んでいきたいと。そうすれば、皆さんへのサービスをどんどん減らすというような事業の推進にはならなくて、皆さんに現状、またはそれ以上の福祉サービスが展開できるような財政運営になるだろうと思っております。そんなふうに考えております。

○議長（青山弘） 清水議員。

○11 番（清水満） ありがとうございました。

ここにある補助金や負担金というものは、私はなくすわけにはいかないと思っています。これは今、町長から話がありましたように、行政サービスとして最低限の仕事ではないかなと思っております。

しかし病院も、ただコロナを原因に、あまり経営がよくなかったということで収めることは私はできないのではないかと思っております。病院はなくては困る、誰もが置いてほしい、飯綱町の町民全員がそういうふうに思っているのではないかと私は思っております。ベッド数を減らすだけではなくて、中の改革もしっかりやっていかなければいけないのではないかと思っております。

水道料金もそうですけれども、企業会計は料金できちんとペイしなければいけないということが基本にあると思っていますが、しかし、料金は必ず減っていきます。人口は急激に減っておりますので、この経営等についても上下水道は非常に大変になるてくるのではないかなと思っております。しかし、料金は上げなければいけない時期には来ているのではないかと私は思っております。大幅に一気に上げることもなかなかできないでしょうが、その辺のことも検

討していただきたいと思っています。

あとは、長野広域や北信広域にかなりのものをお願いしているのですけれども、この辺の負担率はどうなのでしょうか。基本的なものを検討する時期に来ているのではないかと思っておりりますけれども、その辺のお話も聞かせていただきたいと思います。以上です。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 長野広域、北信保健衛生組合、信濃町の北部衛生組合、信濃町との関係は負担の割合を一部見直しをさせていただいて、あとわずかで組合の事業は終了です。長野広域が一番大きいわけですけれども、長野広域はここで見直すというか、9市町村が協議して、設備投資についての負担割合はこうしましょう、ランニングコストの負担割合はごみの量によって決めていきましょうという取り決めをしてスタートをしています。これをもう一回見直してほしいというのは、よほどのことがない限りは現状の方向で行くのだろうと思います。

北信保健衛生の斎場関係等についても、同じような理由で設備投資の負担割合、日常経費の負担割合、これも関係の市町村で提携をして、協定をして進んでおりますので、今すぐどうというわけにはいかない。しばらくの間、このままで行くだろうと思っております。

ただ、こういう施設の維持は、なくてはならない施設であって、これについても負担をどうしていくかというようなことよりも、首長たちが集まった関係の議会がありますけれども、これから広域の施設自体の運営をどうやって、もう少し節約をして効率のいい利用はできないものか、全体としての経費の削減というような方向で議論をしていくことは、これからも必要だろうと思っております。

病院についても、これはそこまでの想定はしていないのですけれども、今度、信越病院が新しくなり、すぐ隣に飯綱病院があり、ある意味では小さい自治体が公立病院を持って、それぞれ運営しているというようなときにどういう連携ができるか、信濃町の鈴木町長ともう少し真剣に話をしてみようではないかと。そこに願わくば長野市民病院も含めて、こういう役割については信越病院がやる、こういう役割については飯綱病院が担う、こういう患者は市民病院へ

まず行ってもらって、一定の期間が過ぎたら、2週間たつたら、また飯綱病院、信越病院に戻ってもらおうかと。こういう連携をした中での病院経営というものも、これから大いに検討していくこうという基本的な考え方については一致しておりますので、そんな点についても進めていきたいと思っています。

○議長（青山弘） ほかに質疑はありませんか。風間議員。

○8番（風間行男） 風間です。全体の中で評価ですが、外部評価は取りやめると載っていたと思うのですが、どうしてやめるのか。それから、この評価は今後どんな方向性をもって評価されるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 外部評価については、前からそういう評価をしたらどうかというようなお話をありますけれども、私は、今こういう仕事を10年ほど務めた中で、なかなか成果が出てきてはいないけれども極めて大事な基本的な事業を今やっているという認識については、Aさんは素晴らしい、将来を見た考え方でいいのではないか。逆にBさんは、これだけの財政難のときに、そういう事業をいつまでものろのろとやっているけれどもいいのか。極端な話、こういう考え方方が出てくると思うのです。

今の中では、私一人が評価をしているのではなくて、事業のそれぞれの評価は事業の評価委員会的なもので、庁内で組織したものですけれども、そこで十分な議論のやりとりをした後、最終的な主たる事業の評価ということで町長の評価をもらいたいということで来るのですけれども、私は、手前みそかもしれませんけれども、現状の行政運営についての評価というものは、今、外部の評価を入れて、どうだ、すったもんだ、やあだというやりとりをするよりも、今の現状の状況で維持をさせていただいて、評価したものについて議会なり何なりでご指摘をいただくというスタイルでいくのが、今の時点ではいいだろうなと思っています。

また、評価の内容については、それぞれここでは単にA B C Dと書いてありますけれども、評価委員会の中では細かなチェックをして、その成果、合計によってどうしようという中身に

はなっています。これは非公式にするというものではないので、またチャンスがあれば皆さんにお示していきたいと思います。

○議長（青山弘） ほかに質疑はありませんか。大川議員。

○12番（大川憲明） 行政報告書の608ページに生涯学習の件が載っているのですけれども、ゲートボール場の修繕費はここには載っていません。去年の暮れから、屋根の上から落ちてくるつゆのために、ゲートボール場が穴だらけになっています。町長も見て知っていると思います。それを何とかしても、また秋になるとそういう状態になってしまいます。

これは何とかしなければいけないのではないかと思っています。先日もゲートボールをしつかりとやっている人たちから、何とかしてもらうようにできないかと役場の職員に頼んだら、また同じことが返ってきただけだと言うのです。

現実を話せば、今、飯綱町のゲートボールは非常に強いチームが多いです。県大会に出ていくチームが何チームもあるし、4～5年前は確か全国大会で四国まで行ったはずです。町の補助金をもらいながら。

そういうところで何とかしなければいけないけれども、全員が年を取って、砂をまいて平にするということができなくなってきたと。何とかできないかという話で、今年の予算は組んでいないはずだと思うので、担当の職員に話して、せめて今漏れているところに、当面、ビニールのシートを内側から張って、コートの中には落ちないようにすればどうだという話をしました。

一時的にはそれでいいけれども、予算を取れるようになったときでいいですけれども、2つの室内のところを人工芝にしたらどうだと。実際、津南町は人工芝にして、その途端に新潟の中でもトップクラスになりました。町長も知っているとおり、この間の飯綱オープンのときにも、津南町のチームが3チームぐらい来ております。われわれもよく行きますけれども。

負けないようにやるというのではなくて、ゲートボールをやっている年寄りは、実際、家に入った途端に大体ぼけできます。同じく一緒にやっていた人で、車を返してしまったためにゲートボールができなくなったと。そういう人を見ているけれども、本当にぼけてきております。

そういうことを考えたときに、ぼけないようにするには、年寄りが砂を運んで直さなければゲートボールができないような状態ではなくて、そういう状態にすればみんな安心して行けるのではないかと私は考えているのですが、その辺は町長はどういうふうに考えますか。

参考までに、昨年度の3月に、高校生の全国大会を長野でやりました。そのときに、北部高校が近隣から指名されて、それを飯綱町のゲートボール場で教えてやってくれと。それでやつたけれども、道具が全然ないから、みんな自分たちの古い道具を北部高校の生徒に使うようにとあげました。ゲートボールのクラブだって1本1万から1万5,000円しますけれども、それが30本ぐらい集まって、それを全部北部高校の生徒にあげて、大会に出てもらった。そうしたら2勝2敗したと。2敗してしまったから決勝リーグには残れなかつたけれども、結構全国の高校生とやって楽しかったと。

長野の三才のテントになっているところがあつて、ぜひ、その辺を考えてもらえませんかとということを。

○議長（青山弘） 大川議員、今、質疑をやっているのですが、大川議員の発言は質問になってしまっているので、質疑は賛否を決めるために正すことを質疑というので、質問はしないよう、質疑をお願いします。

○12番（大川憲明） これをどのようにするのか、それをお聞きしたいのですが。決算に載っていなから。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 行政報告でそういう宿題が残っているというご指摘だと承ってお答え申し上げます。先日、担当と話をしました。そして、今年度、現状の予算を工面するか、全体の整備費の中で出すか、ひとまず対応をするようにはしました。

ただ、議員がおっしゃるように、最初は雨漏りかと思ったらそうではなくて、しみたものが解けて落ちてくるということなので、その部分だけ屋根をもう一回張り直すということも非常に大変な仕事になってしまふということで、当面、下をもう一回きれいに再整備をして、その

時期にはブルーシートを張って、解けるときには対応してもらおうかという考え方でひとまずやるかというような話をしていました。

今、人工芝というのは、なるほど面白い案だなと思いました。抜本的な対応はまた検討させていただきます。

○議長（青山弘） ここで、暫時休憩に入りたいと思います。再開は10時10分からとします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時10分

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

全体を通して質疑のある方はおられますか。風間議員。

○8番（風間行男） 8番、風間です。行政報告書の258ページ、3款の1の1ですが、パワーリハビリ機器リース料534万円とあります。これを買い取って10年でやるよりリースでやったほうが安いのか。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。パワーリハビリ機器のリース料ですが、3か所あたり5年リースでやっております。買ったほうが安いのかという計算はしていませんが、今は5年リースで償還しているところです。以上です。

○議長（青山弘） 風間議員。

○8番（風間行男） リースもいいですけれども、できるだけどちらが得かきちんとシミュレーションしてやっていただければありがたいと思います。その辺はどうでしょうか。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） どちらが得かというシミュレーションですが、その財源も大変重要な要素で、そこら辺も検討しながら、また財政当局と相談しながら検討してまいります。

○議長（青山弘） ほかに質疑はありませんか。中島議員。

○6番（中島和子） ほかの委員会のことなので、少しお聞きします。10款、教育委員会の生涯学習係のほうですが、行政報告書は596ページです。

文化財指定についてですが、町の生まれた歴史、文化資源の再発見と、それらを次世代になぐ大切な役割だと思っております。

令和4年度では、複数の検討中となっている指定提案が感染症等で会議や視察ができず、令和5年度には優先順位を考慮して検討を進めるとありました。しかし、令和5年度も検討中の指定案件が、事務局の準備不足により滞ってしまった、事務局機能の改善が求められるとありました。歴史等知見者が少なくなってしまう中、早めの対策が必要だと思いますが、これらを踏まえて、今後どのように進められるのかお聞きします。

それからもう一つ生涯学習係で、これは600ページになりますが、溝口会館です。2階には三水の頃からの道具や史料が山積みになっていまして、そこに牟礼村の分も加わり、歴史文化が埋もれたままの物置状態だと思われます。施設の老朽化も進む中、史料館としての機能は果たしていないようですが、これらを踏まえて今後の活用方法についてお聞きいたします。

○議長（青山弘） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） ご質問ありがとうございます。お答えします。

まず、文化財のことについてですけれども、議員がおっしゃるように、現在、町民の方から文化財の登録を検討してほしいという案件が4件ほど来ております。それについては、例えばこれを文化財にするかしないかというところまで具体的に話が進んでいないのが事実です。

さっき議員もおっしゃったのですけれども、実は一番早く町民の方から挙げていただいている案件につきましては、コロナ前に挙げていただいて、高遠石工の作品を町の文化財として残すかどうかということでした。それを、高遠などに調査に行くというような計画をしていたのですけれども、それがなかなか進んでいないというのが現状です。

それから、限られた人数の中でやっていて、今、20周年記念のリニューアルオープンなどの

案件がたくさんありますて、そちらのほうに手を取られていて、どうしても後回しになってしまっているという現状もあります。これについては、係のほうでも、文化財の登録に挙がっている案件について調査をして、それを俎上に載せるということについては、今、少しづつ準備を進めているところであります。

議員がおっしゃったように、これも大事なことですので、少しづつ確実に進めるようにやつていきたいと思っております。

もう一点、溝口会館の利用についてです。これも議員のご指摘のとおり、もともと溝口会館は旧三水村の史料館として整備されていたものですけれども、実際には史料館としての役割はほとんど果たしておらずに、今、飯綱町のいろいろな史料をここに保管するような倉庫的な役割のほうが大きくなっているのは事実でございます。

いろいろな史料があるのですが、その保管というのは、飯綱町に限らず博物館、史料館を持っているところはどこも頭が痛いわけですけれども、なかなかほかに保管できる場所がなくて困っていますが、今、別の保管庫というか史料倉庫も検討していますので、実際に飯綱町にあるものを全部登録して整理しながら、倉庫を移転する場合の準備に備えているのが現状です。

できるだけ進めたいと思っているのですが、そのことを最優先にしてとなると、どうしてもほかのことに手を取られていて少し進んでいないというのが現状です。おっしゃられたように、鋭意努力してまいりたいと思います。以上です。

○議長（青山弘） ほかに質疑はありませんか。石川議員。

○10番（石川信雄） 行政報告書の22ページ、23ページあたりのことについてお伺いしたいと思います。

公債費ですが、庁舎建設の元金償還が始まるということで、今後数年は同率程度のものが続いていると書いてあります。次ページには、民間の金利が上昇傾向にあるということで、的確に最適な起債発行に努めますと書いてあるわけですけれども、実際、過疎債を使う事業があるかと思うのですが、今後、そういう起債を発行するときに、どういうことを一番の肝と申しますか基準に考えて事業を計画されていくのか、少しお伺いしたいと思います。

○議長（青山弘） 高橋総務課長。

〔総務課長 高橋秀一 登壇〕

○総務課長（高橋秀一） お答え申し上げます。

起債の関係ですが、行政報告書に記載のとおり、昨年後半からですけれども、金利が大幅に上がってきております。基本的には、過疎債に限らず、できるだけ公的資金を優先的に借りていきたいと考えておりますけれども、全国どこの町村も同じでありますので、限られた枠になります。

基本的に起債を借りるに当たりましては、県・国の同意を得ていくわけですけれども、その中で振り分けといいますか借入先を指定されて、公的資金から民間資金へといった指導ということもあります。

起債につきましては、今後、過疎債を中心になっていくかと思いますけれども、借りる相手につきましては基本的には公的資金を優先し、さらに民間資金等に当たりましても、入札をきちんとした上でできるだけ金利が低いところ、また借りる年数によっても率が変わってきますので、その点等も考慮しながら、計画的に進めてまいりたいと考えています。

○議長（青山弘） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第51号は、予算決算常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託し審査することに決定しました。

これから予算決算常任委員会を開催しますので、準備の都合上、暫時休憩とします。

休憩 午前10時22分

再開 午前 10 時 27 分

---

◎議案第 52 号の質疑、付託

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 2、議案第 52 号 令和 5 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳

入歳出決算の認定についてを議題とします。決算書の 223 ページから 232 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 52 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

---

◎議案第 53 号の質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第 3、議案第 53 号 令和 5 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳

入歳出決算の認定についてを議題とします。決算書の 233 ページから 245 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 53 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第 54 号の質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第 4、議案第 54 号 令和 5 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。決算書の 247 ページから 265 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

[「なし」の声あり]

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 54 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第 55 号の質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第 5、議案第 55 号 令和 5 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出

決算の認定についてを議題とします。決算書の 267 ページから 277 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

[「なし」の声あり]

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 55 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第 56 号の質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第 6、議案第 56 号 令和 5 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。決算書の 279 ページから 304 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

[「なし」の声あり]

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 56 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第 57 号の質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第 7、議案第 57 号 令和 5 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。決算書の 305 ページから 313 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方はおられますか。石川議員。

○10 番（石川信雄） 10 番、石川です。行政報告書でお願いしたいのですが、678 ページになります。

課題改善等今後の方向性等に、住宅地造成の選定などを進め、引き続き移住定住対策に取り組んでまいりますと書いてあります。今年度決算は 17 万 6,971 円と、ほぼ草刈りの管理費という程度ですが、町は住宅公社があるわけでもないので、計画するにもなかなか難しいとは思うのですが、今後、町営住宅の建設に当たって、おおむね何棟ぐらいを予定されているか。現在頭に中にあるものでも結構ですので、教えていただければと思います。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 何棟という具体的な棟数は持っておりませんけれども、今後予定しておりますのは、まずこの後は EAST、旧三水第二小学校の周辺に少しまとまった住宅を建設していくたい。また、芋川地区の旧北部高校の先生方が使われていたような県が持っている県有地の住宅地、アパートがありますけれども、その再利用を今後考えていきたいと考えております。

○議長（青山弘） ほかに質疑のある方はおられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 57 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第 58 号の質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第 8、議案第 58 号 令和 5 年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。決算書の 315 ページから 362 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

[「なし」の声あり]

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 58 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第 59 号の質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第 9、議案第 59 号 令和 5 年度飯綱町病院事業会計決算の認定についてを議題とします。決算書の 363 ページから 400 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 59 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第 60 号の質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第 10、議案第 60 号 令和 5 年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。決算書は 401 ページから 434 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 60 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定し

ました。

---

◎散会の宣告

○議長（青山弘） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、9月5日の本会議は、午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午前10時37分

令和 6 年 9 月 飯綱町議会定例会

( 第 3 号 )

## 令和6年9月飯綱町議会定例会

### 議事日程（第3号）

令和6年9月5日（木曜日）午前10時開会

#### 日程第 1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	渡 邊 千賀雄	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	青 山 弘		

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子		
総 務 課 長	高 橋 秀 一	企 画 課 長	平 井 喜一朗
税 務 会 計 課 長	藤 沢 茂 行	住 民 環 境 課 長	宮 島 幸 男

保健福祉課長

永 野 光 昭

産業観光課長

清 水 純 一

建設水道課長

若 林 宏 行

教 育 次 長

笠 井 順 一

総務課課長補佐

近 藤 久 登

---

事務局職員出席者

事 務 局 長

土 倉 正 和

事務局書記

若 林 謙

一般質問一覧表（9月5日分）

順	議席	氏名	発言事項	答弁者
1	2	中井寿一	町税に占める農業関係の税収増について	町長
2	5	渡邊千賀雄	1 町民の命とくらしを守ることについて	町長
			2 持続可能な地域商工業の振興と地域経済の活性化策について	町長
			3 町民の生活に憩いの場と土地利用と景観をよくすることは	町長
3	14	原田幸長	1 役場窓口へ軟骨伝導イヤホンの導入について	町長
			2 HPVワクチンの積極的勧奨について	町長
			3 帯状疱疹ワクチン接種への助成について	町長
4	8	風間行男	みどりの食料システム戦略について	町長

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（青山弘） おはようございます。傍聴者の皆さん、おいでいただきましてありがとうございます。

これより、令和6年9月飯綱町議会定例会を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

◎一般質問

○議長（青山弘） 日程第1、一般質問に入ります。

質問の順序につきましては、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

一問一答方式による活発な分かりやすい質問・答弁を期待しております。

なお、質問事項はあらかじめ通知されておりますので、簡潔に発言されるようご協力願います。

---

◇ 中 井 寿 一

○議長（青山弘） 発言順位1番、議席番号2番、中井寿一議員を指名いたします。中井寿一議員。なお、中井議員から、演壇における資料等の提示許可願いが提出されましたので、議長はこれを許可しました。

〔2番 中井寿一 登壇〕

○2番（中井寿一） 議席番号2番、中井寿一。通告に従い質問いたします。

私は農業に関わったことがありません。サラリーマン一筋で来ました。転職も行わず、言わば純粋培養のサラリーマンと言えます。しかし、あえてここで農業関係のことについて一般質問します。理由は、町のことを考える以上、飯綱町は農業抜きでは考えられないからです。農業に関しては全く素人なので、的を外した質問をするかもしれません、どうかご容赦ください

い。

前回の一般質問で、町長はこうおっしゃいました。町税に占める2%の農業関係の税収を何とか増やしたい。皮肉ではなく、そういう気概がとても重要だと思います。実際には、言うはやすく行うは難しく、町税についてはかなり難しい問題だと思います。しかし、ふるさと納税に関しては、農業、特にりんごなどは町に大きな貢献をしています。

そこで、町税という狭い範囲にとらわれず、農業の振興について、具体的にどんな手段があるのかお尋ねしていきたいと思います。昨年から総務産業委員会に移り、地域計画、認定農業者という言葉を耳にするようになりました。まず、地域計画についてお聞きしたいと思います。

地域計画とは、来年や再来年の話ではなく、10年単位で。10年単位ということは20年先30年先を見るという意味です。この先ずっと農業あるいは農地を継続的に守っていこうというものです。10年前に地域計画を始めてほしかったという声も聞こえますが、今からでも十分間に合う話だと思います。

私は理系の人間なので、厳密にこのスローガンを解析しました。守るのは農業、農地です。農業を営む人、会社ではありません。ここは重要なところです。

農業だけでなく、ほかの製造業もそうですが、利益を上げるには、販売価格を上げるか経費を下げるかです。農業の場合、経費とは、人件費と資材がほとんどだと思います。人件費を減らすということは、働いている人の手取りを減らすという意味ではありません。効率を上げて、より少ない人数で、今までどおりの生産高・収入を得るということです。

飯綱町全体で見た場合、耕作地の面積は変わらない、収穫量も変わらないとすると、農家や農業従事者は減るということです。

先日、認定農業者と行政との懇談会で、町が出した資料をグラフ化しました。場所は9月定例会のフォルダのところですが、「一般質問資料（中井）」でアップしています。どうぞ併せてご覧ください。2005年を基準1として、5年おきのデータを視覚化したグラフです。全体的に見れば、見事に農業者の努力が実っているのが分かります。米とりんごについては、経営体数は減っているものの、面積や収穫量はそんなに変わらない、あるいは経営体数が減っているほ

どには減っていないように見えます。このことから、米やりんごについては、効率化は進んでいるように見えます。個々の農家が引退するのは避けられませんが、引退した方の農地を他の経営体がスムーズに引き継いでいるように、グラフから判断できます。

ただし、農地を借りて作農をするには、飛び地は避けて通れない問題です。飛び地を減らさないと、移動に時間と手間がかかり、効率が悪くなってしまいます。地域計画自体は土地の集約化に尽きると言っても過言ではないと思います。今後、ますます地域計画が重要になっていくと思います。

ここで重要なのが、先祖代々の土地を守り切れなくなったときに、あるいはもっと早期にどう地域計画に協力してもらうかだと思います。無理に赤字を出してまで農業を続ける方々にどう協力してもらうかが大事だと思っています。

ここで質問です。この場合、町としてそのような方に、どのような動機付けが考えられられるでしょうか。例えば、貸し出している農地の固定資産税を減額する、あるいは、農地を農地として売却した場合の所得税の軽減策などいろいろあると思うのですが、そういうものを考えていらっしゃるのでしょうか。お願いします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。地域計画は本当に議員おっしゃるとおり、重要な計画だと思っています。ただ、議員の指摘と若干違うのは、10年先を見た計画は作りますけれども、毎年これは見直していかなければいけない。いつなんどき、どなたが亡くなってしまうかもしれない、どういう事態があるか。農地は生き物です。だから、毎年その対応についての話し合い、また経営体というか農家の皆さん、また法人の方々、そういう人たちが集まって、毎年その地域の農業、農地をどうしていくかという話し合いが、これから農業を維持していく上で極めて重要なことだと思っています。

議員ご指摘の先祖代々の農地を手放すなり、貸せるなりということについては、私は農業委員会の事務局を5年やりましたけれども、昔は若干そういう雰囲気はありましたけれども、今

はほとんど。譲渡してほしいということになると、かなり値段の折衝なり、売るのはねということはありますけれども、賃借の関係についてはほとんど、借りていただけますかと。いわゆる借り手のほうが、あそこの土地はもう手間がかかって勘弁してもらいたいというような土地について、かえってどうしていこうかというようなことを考える時代になってきていると思っています。

あと、優遇措置は、中間管理機構をやはり中に入れて、その機構に預けて機構から賃借を受けるというスタイルを進めていけば、それなりの助成金も出たり、または法律的な意味では、固定資産税や、いわゆる譲渡した場合の基礎控除の額をこのぐらいに伸ばしましょうという税制上の措置はあります。税務課長のほうが詳しいので、そちらはまた税務課でお答えを申し上げます。

○議長（青山弘）　藤澤税務会計課長。

〔税務会計課長　藤澤茂行　登壇〕

○税務会計課長（藤澤茂行）　それではご質問の固定資産の減免の関係で税務の立場からお答えを申し上げます。固定資産の関係につきましては、農地に限らず、土地全般、建物もそうですけれども、市町村民税ということで、地方自治法と地方税法をもとにして、町の税条例で規定により課税となります。

現在、町の税条例につきましては、固定資産の減免につきましては貧困等による、要は経済的に扶助を受ける方の持ち物、または災害・天候不順等により価値がなくなった土地など、そういう形につきましては、市町村の条例で減免といった条例になっております。

ただ、議員のご質問にあったように、貸し付けをしている農地に減免はないかという話ですが、それ自体につきましては、特にお互いの民・民の話でありますので、減免等の対象となるような事項はありません。町の市町村税ですので、仮に町の条例でそういった状況のものを減額・減免するという条項をもし付けた場合ですけれども、その場合には交付税に關係してくるので、財政ときちんと調整をしないとそんなことはできないというのが現況だと思います。

町長の話にありました農地の中間管理機構のほうは、地方税法の附則になりますけれども、

第15条第31項のほうで規定がされております。減免の規定がありますので、そちらをご利用されるとすれば、国の地方税法で決まっておりますので、自動的に市町村民税といいますか、固定資産も減額対象になるということになります。今のところ対象の事象はないということは確認をしております。以上です。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 農地解放により、農家が自分の農地を持てたことは大変いいことだと思います。今度は農家それが大地主ならぬ小地主となり、土地を事業者に貸し出して利益を得るような形になってきました。農地は耕す人のものという理念がここに来て少し崩れていくのではないかと思います。

土地の集約化を貸し借りで進めていくと、土地の所有権はそのままもちろん残るわけですが、れども、残ると将来的に所有者が売却や転用することにより穴が開いてしまうことが考えられます。

質問です。こうした問題が起きないように町、あるいは公社、中間管理機構なのかどこになるのか分かりませんが、買い取ることが望ましいと思うのですが、町はこの問題についてどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） そういう事例は出てくるとは思います。町が買い取るといいますか、農地を町が買うのは簡単に買えません。特定な理由がなければ、試験的な農場が欲しいので町が農地を買うなど、いろいろなそういう特別な事情に限って農地法第3条の許可申請の許可をもらって動けるのです。あとはやはり個々であっせんをさせていただいて、その土地なら買ってもいいということで土地の移動をやっていくことになりますけれども、一つ整理をしてお考えいただきたいのですが、この地域計画の中の計画内の土地、しかもそれは農地であります。

それを、そうやって今まで賃貸でしたものを相続というような形になると、息子さん・娘さんが東京でも大阪にいても土地の取得が相続でできますから、そうした場合に、あの土地な

んか要らないから売るわと。しかし、その土地を買える人は、農地法上の資格がなければ買えません。だから、どこかの不動産屋が来て、そこを買いましょうというわけにはいきません。もちろん仮登記はできますけれども、登記はとてもできない。

そういう大きな意味で、農地法第3条をクリアする買い手でなければ、土地を取得することができないという大きな制約があります。それがある意味では農地を守る大きな要、とりでになっているのですが、そういうことを前提として、不在地主みたいな形でそういう土地が荒れしていく事態を防ぐために、今の地域計画で毎年見直しをしていこうというあんばいで、地域としてその土地をどうするか対応をしていくのが本来の形だと思いますので、町はそういうさまざまな情報を提供するなりして一緒になって、その土地の対応について考えていきたいと思っています。

ちなみに一例で言いますと、非常に大きな面積を人から賃貸で借りて、20ヘクタールを超える面積の水田を耕作されていた人がある日、急にいなくなってしまった。それが一気に荒れてきていると。それもみんな中間管理施設の例の地域で守るための計画のエリアになっていて、そういうところが非常に草ぼうぼうになってきてしまった。だからこういう大きな面積が一気にぱっと出てきたというときには、まさしくこの地域計画の中でどうやっていこうということが大事だと思いますが、そのために町も一緒になって考えていきたいと思っています。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 特に周辺部や離れたところの耕作放棄地については、もっと広げて復活させるのか、山林に戻すのか悩ましい問題だと思うのですが、最終的に残った耕作放棄地の用途を農地以外に転用することについては、どうお考えでしょうか。

認定農業者の会合の資料には、太陽光発電はどうかという話も出ていました。お願いします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） それも大きな問題だと思います。農地法でいうと、農地法第4条は自分の土地を自分で転用したい。農地法第5条は、人の土地を購入するなり借りるなりして転用して

いきたいという、農地法上の制約があるのですが、現在でも山に近い、一日中日陰で困ってしまっているというところについては、農業委員会等で、これはもう農地というよりも山林ということでおいいですよという証明を出してくれるような制度もあります。そういう形で、やはり不適地だと思われるものは山林に戻すという例もあるかと思います。

ただ、先ほど申しましたとおり、いわゆる地域計画内の土地、農用地区域と呼ばれるところに、4条なり5条なり、しかし農地以外のものに転用するというものは、極めてハードルは高いと。そのことによって周辺の農地を耕作している人たちに全く迷惑がかからない、影響がないというようなものを理論的にきちんと説明がつくような対応をしたり、そういう場所の土地でない限りは、まさしくほ場整備をやったど真ん中に家を建てたいと言っても、これはなかなか許可ができない。そのような中身です。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 先ほどのグラフ化した資料に戻ります。ももについては、傾向として経営体数も収穫量も減っています。私はりんごと同じぐらいももが大好きですが、この先が心配です。ぶどうはまだこれからのように見えます。

これらのももやぶどうについては、今後、町として何か支援策は考えられているのでしょうか。お聞きします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ももは丹霞郷と通称呼んでいる平出地区の十文字地域に、10ヘクタールの第1次農業構造改善事業で、もも団地を造ってから大いにももづくりが盛んになりましたけれども、ももは20年から30年ぐらいたつと、例えば木が駄目になって同じ場所にももを植えても、いわゆる忌地現象ではないですか? 木がうまく育っていかないという嫌な性格をももは持っております。

したがって、産地というものが移動していくと、これは大根あたりにもこういうことがあるのですが、そういうことと、りんごの中にももを植えていて、りんごの消毒したものがも

もに当たる、ももを消毒していた農薬がりんごにも飛んでいくという、こういう栽培は極めて危険です。したがって、できればももの栽培地とりんごの栽培地は、一定の距離を空けてあるような場所でぜひ栽培をしてほしいということになると、勢いももを作る適地がなかなか減ってきている。

そこへ、ももは朝早くから収穫等があって、収穫する期間が短いのと、また、採った農作物も少なくとも2日、3日ぐらいの間に販売をしていかないと、商品としての品質が低下してしまうという、そういう性質上で非常に難しい面もあって、農家が少しづつ面積を減らしてきたというのが実情だと思います。しかしこれは考えようで、今の安定的な相場を見ますと、昨年なんかは、JAさんは8キログラムで川中島白桃が7,000円から8,000円ぐらいの生産をしているというお話を伺いました。これは非常に農家としては高収益の農産物だと思いますので、これを何とか適地としての維持はこれからも進めていきたいなと思っています。

ぶどうは、今、だいぶシャインマスカットが安くなってきたとは言っておりますけれども、まだまだ飯綱町は標高が高くて、いいぶどうが採れない。本当に甘いぶどうが採れないのが相場だったのですが、だいぶ気候が変わってきたことによって、いいものも採れる場所が増えてきたというようなこともありますて、まだまだ相当な高収益の農産物ですので、やりたいという希望の人には勧めていきたいと思っていますし、それに対応する支援というのも行っていきたいと思っています。

ちなみにワインのぶどうでは、もう飯綱町の西地区で非常に大きな面積を栽培されて、今年はもうワインができそだと、そういう方もいらっしゃいますので、ワインぶどうの栽培も含めてこれから対応していきたいと思っています。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 今のももの話で、20年30年たつと同じ土地に植えられないという話をお聞きしたのですが、丹霞郷もどこかの補助か何かで整備されたということなので、この先ほかに土地をやはり開拓していかなくてはいけなくなると思うのですが、その辺については何か有利な補助金などそういうものがあるのでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 本当に大々的にやる気になるというか、そういう気持ちがあるのであれば、土地の集約も含めてですが、長野市の若穂地区で実施をされました、畠地の大きなほ場整備、これによってりんご園地をまたつくりしたサンプル的な地域があるのですが、今の丹霞郷についても、できればまた後の話になるのですが、この1つの会社法人で丹霞郷10町分ぐらいやっているのだったら、思い切って、この際全部、ももの木を切って、もう一回大型のダンプやそういうものを入れて、それで中間何とか材を入れて、ある程度の工期をやって、いい土地にやろうと、それで、そこに植え付けをしていけば、また話が違うと思います。そういうことをやれば十分維持はできていくと思うのですが、議員おっしゃるとおり、今の丹霞郷を見ていただければ、どんどん歯が抜けてきたような感じの園地で、もう間もなく丹霞郷とは呼べないエリアになってきてしまうのではないかと危惧しております。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 労働力不足も問題になっているようです。ある程度大きい経営体であれば、品種を複数育てることによって収穫等の労働力のピークをずらしたり、それによって労働力の平準化ができますし、作物自身を、いろいろな種類のものを複数手がけることにより、もっと大きく労働力のピークの平準化を行えます。

地域計画には、この土地の集約化だけでなく、経営体、集団営農というか、それも視野に入っているのでしょうか。

○議長（青山弘） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） お答えします。地域計画では、地域の農地をどうやって守っていくのかという話し合いをするのですが、その中で担い手となる方に地域の農地を引き継いでいきたいという話し合いになります。

この中で課題を整理し、対策の面で、地域の中での集団営農という話が出てくるようであれ

ば、そういうことに対しては町も積極的に支援という形で対応していきたいと思っています。

まずは、その地域の中で担い手がどうであって、どうしていくかということを話をしながら課題を整理して、一つの方法として地域の中で方向性が決まれば、しっかり支援していきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 労働力不足を補うという意味では、福井団地は潜在的な労働力のプールと考えられます。実は、私は退職後に農業の手伝いをすることを計画していました。土日限定になるかもしれませんし、素人かもしれませんのが、勤め人が多い、世代的に時間に余裕のある人が多いということで、協力体制を敷くことは可能かと思います。草刈り隊のこともあります。定年退職者を労働力として考え、町として積極的に、直接的に支援・仲介していくことは可能でしょうか。もうやられているのでしょうか。お願ひします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 全く同感であります。飯綱町には三水の人材センターと助っ人組合という、いずれも農作業の支援に派遣できる団体が2つあるのですが、助っ人組合のほうは、かなり福井団地から、以前は参加をされておりました。

通称「2日の作業をやって1日ゴルフを楽しもう。年金に手を付けないで自分の趣味をやろう」というような呼び掛けで、一時は100人を超える皆さん登録をされたうち、福井団地はかなりの人数がいらっしゃったと記憶をしております。今は本当にその人たちが高齢になってしまったもので、続いて新しく入ってくる人がいなくて非常に困っているのですが、まさしく議員がおっしゃるとおり、福井団地は本当にそういう人材が眠っているところだと思います。しかも、これは一日中来ていただかなくても、もう週末だけであっても十分ありがたいし、1日でちょうど10時から3時ぐらいまでしかという人も十分オーケーなので、ぜひそういう農作業の支援体制を進めていきたいと思っていますので、町としても積極的に取り組んでいきたいと思っています。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 先日、認定農業者と行政との懇談会に出席させていただきました。認定農業者は113人ということですが、飯綱町の農家がそんなに少ないようには思えません。

先ほどの町の資料では、2020年で500以上の経営体がありました。このギャップの大きさ、要するに認定農業者が113人、経営体数500以上ということで、このギャップの大きさについて町はどう捉えているのでしょうか。また、潜在的な認定農業者を認定農業者に転向させるごとについて、どうお考えでしょうか。

○議長（青山弘） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） お答えします。認定農業者になる基準としましては、農業所得のほか、作業時間など一定の要件を満たす経営計画を作成していただきまして、それを町に申請いただることになります。この経営計画を、農業委員会や県の農業支援センター、農協の確認をしていただいて、その上で認定するといった制度となっています。

この経営の計画をして5年先を見越してということになりますので、実際に飯綱町の中に認定農業者として認定できる農家がどのくらいあるかというのは、正直なところの数字は分からないところではありますけれども、この認定農業者は地域計画の中でも担い手農家として重要な位置付けになっておりますので、認定農業者になるメリットといったところについては、関係する皆さんと協議を重ねる中で、町としても増加するための方策というのを検討していきたいと考えております。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 認定農業者の会合で感じたことの一つに、圧倒的な技術支援が必要ではないかということを感じました。実際に挙がっていた例は転用の例ですけれども、水田からりんご畠、わい化りんごということですが、はっきり言ってうまくいかなかつたということで、これはたぶん素人ではなくて、本当にきちんとした事前調査や技術支援があったらうまくいったのではないかと考えさせられました。

町としてそういう技術力を保持する必要はないと思うのですが、土地の調査や品種の選定、土地改良等の技術支援ができる道筋というか、技術的な相談ができる窓口があればいいかと思ったのですが、この辺についてどうお考えでしょうか。

○議長（青山弘） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） お答えします。今お話のあったとおり、適切な指導と援助があれば、農家が品質の良い農作物を生産することの一番の近道だと思っております。そこについて生産者が困ったときの相談窓口になるのですが、町には農業技術者連絡協議会という団体があります。これは町と農協と県の支援センターで構成している団体です。ご相談内容に応じて適材適所でご支援をしていくような形の体制は現に取れてはいるのですけれども、そのほかにもやはり農家さんの現場でのご意見なども、先日の会議の中でもすごく重要だと感じていますので、横の連携も取れるような形を今後も考えていくべきだと思っております。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 補助金のばらまきには反対ですが、食料自給率を上げることは重要であり、国策でもあることから、効率の良い現場や実情に即した補助は必要だと思います。一部の土木作業については自分でやったほうがはるかに進みますが、例えばバックホーなど常時使うわけでもないのに買うのはやはり難しい話です。また、土木機械なので補助金の対象にはならないと聞きました。

そこで、土木機械でなくても、農業機械でも町で購入してレンタルするということは考えられるのでしょうか。あるいは、物によって除雪機などは地域で貸し出して自由に使うような形になっていきますけれども、そういうことは考えられるのでしょうか。お願いします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） レンタル制度を使ったらどうだということについては、レンタルも一つ考えたいし、同じようなものですけれども、リースみたいな形もいいし、また、バックホー等も、

新たな補助の対象の機会に入れていくという検討も必要です。

併せて、議員の質問にはなかったですけれども、現状の大型農機具に対する補助率等についても、ここへ来て、この間の認定農業者の会議、または農協青年部の会議、また若い農業者グループとの会議・懇談会へ行きますと、この最近の資材の値上がりは、非常な値上がりをしている中で、もう少し支援というのも、支援の仕方も含めて工夫して考えてほしいというような宿題をもらっていますもので、これはじっくりこれから予算編成に併せて検討していきたいと思っています。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 利益を得るには、高く売ることも重要だと思います。経営体によっては、自分で市場を開拓し、頑張って利益を出しているところもあります。町としては、過去に飯綱ブランドを試みたこともあります。いいものは高く売れると思っております。幸いに飯綱町のりんごについては、逆の言い方をすると全国の生産高のたった1%です。数が少ない故に、その何割かはとがった売り方ができると思います。糖度保証や形、色については検査機で選別できますが、りんごの品種によって変わる酸味等、そのほかの味見に合わせての検査機があれば、高く売ることはできます。

そこで、最高品質のものを町で品質保証を行い、個別販売、あるいはふるさと納税で高く売ることはできるのでしょうか。

○議長（青山弘） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） 現状で、農協では光センサーを使用しまして、糖度、形、色などで最高品質のものをグルメとして他のものよりも高く売っているような取組はしています。議員がおっしゃられるようなおいしさを保証するような技術というか、そういう部分では、現状では少し難しい状況にあります。

ただ、町としても、りんごの硬さからおいしさにつながることがあるのか、例えばおいしさに関係するものを人にアピールするところの表現の仕方などは、今、大学と研究を進めています。

すので、データ化してできるようなものがあれば、そういう指標は積極的に使っていきたいと思いますが、現状では難しい状況になります。

あと、農家の収入の増加ということについては大事な取組でありますので、現状では6次産業化によるブランド力の向上や、町内の直売所、ふるさと納税等を活用しながら、農家の収入増加につながることをしっかりとやっていきたいと考えております。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 10年、20年で考えると、事業の継承が重要な問題になると思います。認定農業者のうち、事業継承ができる経営体に、町として何らかの支援策は考えられないでしょうか。例えばその経営体に跡継ぎというか、次を引き継いでくれるような年代、若いといつても40歳未満ぐらいで次の担い手をきちんと育てている経営体、一緒にやっている経営体については、補助率を上げたり補助金を出すなど、いろいろな支援の仕方があると思うのですが、そういうことを現役の世代ではなくて次の世代に続けていってほしいという気持ちがあるのですが、この辺について、町として何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） こちら辺が最大の課題だと思っています。個人として親がやってきた農業を受け継いでいきたいというのは、それはそれで新規就農者とは、親父さんから受け継ぐような形についても一定の支援はあるのですが、また農機具を買うにしても一定の支援があります。しかし、それも引き継ぎ支援はしていきたいのですが、この経営体とせっかくおっしゃっていただいた、将来的にはこれがやはり行き着くところは、私は法人経営の農業にしていかないと、なかなか継続というのは難しいだろうなと。結局、一日朝から晩まで働いて休みもなし。そのときの収入はその年の気候や相場によってどうなるか分からないというような状況の中で、事業の継続というのは非常に不安定だと思います。

そんな中、少しでもクリアしていくことになるには、経営体、いわゆる会社・法人をつくって、勤務時間は8時間だよ、そして週休はもちろん2日ですよ、基本給で、1年たてば

給料のアップも定期昇給がこのぐらいでこうなるんですよという、そういう姿で経営していく農業を目指していかない限りは、いつまでも今と同じような意見のやりとりをするようになってくるのではないかと思っています。

したがって、そういう法人にして、願わくは地域ごとぐらいの規模の法人でやっていっていただけのことになると、その会社がきちんと独り立ちできるまでの支援はどんなことがあるだろうとか、いくらでもいろいろな形の支援ができるいくと思っています。ですから、ぜひ個人も新しく設立を目指している法人も含めて、事業継承のための経営体の支援は、これからも勢い強くもっと進めていかなければならぬと感じております。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 真面目に頑張って働く人たちが報われるような支援を今後も町に期待して、私の質問を終わります。

○議長（青山弘） 中井議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。再開は、11時からとします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

---

◇ 渡邊 千賀雄

○議長（青山弘） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。

発言順位2番、議席番号5番、渡邊千賀雄議員を指名します。渡邊千賀雄議員。

〔5番 渡邊千賀雄 登壇〕

○5番（渡邊千賀雄） 議席番号5番、渡邊千賀雄です。質問通告により順次質問をいたします。

最初に、町民の命と暮らしを守ることについてお伺いいたします。

最近、地球沸騰化時代や日本の亜熱帯化などと言われ、危険な暑さに見舞われています。かつては30度を超えると暑い夏だという認識だったのが、今は35度でも驚かないどころか、所によっては40度を超えるかどうかというところまで来ているようあります。

当町でも、他人ごとではありません。今年だけの問題でもないと思われます。こうして見ると、冬の豪雪が災害と言われるように、異常気象による夏の連日の高温は災害ではないかと思います。まさに災害から命を守ることは、大きな使命だと思うわけであります。

1点目は、熱中症警戒アラートがたびたび発令され、気温上昇に伴う熱中症対策をどう考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（青山弘）　高橋総務課長。

〔総務課長　高橋秀一　登壇〕

○総務課長（高橋秀一）　まず総務課から注意喚起などを中心としました熱中症対策についてお答えをさせていただきます。

総務課の危機管理室で、環境省から熱中症警戒情報、いわゆる熱中症警戒アラートが発表されましたら、防災行政無線を通じ、町民の皆さんに熱中症予防の注意喚起を行っております。放送では外出自粛の呼び掛けや水分補給などの注意喚起、また広報誌などを通じ、熱中症対策や注意喚起を併せて行っている状況です。

また、さらに子どもたちへの注意喚起につきましては教育委員会で、高齢者などには保健福祉課で、また、農業従事者などへは産業観光課でと、各課それぞれ注意喚起を行っております。

熱中症警戒アラートの発表は、昨年度は9回、本年度につきましては既に20回近くの発表がありました。年々気温が上昇しておりますので、引き続き注意喚起等を図ってまいりたいと考えております。

○議長（青山弘）　渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄）　昨年は9回、今年は20回ほど熱中症警戒アラートが発令されているということであります。

私はこの熱中症対策の一つは、町が実施しておりますエアコンの補助事業だと思います。このエアコン補助事業の実績、申請件数と交付件数はどのくらいになっておりますか。その辺をお伺いいたします。

○議長（青山弘）　永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。エアコンの補助の申請件数ですが、本年度は1件申請があり、受理が1件という状況です。その前にやはり問い合わせ等で対象になるかということが多々ありますが、申請につきましては以上です。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 今、報告があったのですが1件ですか。交付件数は1件だと。申請はあったのですが1件だと、そういう状況が報告されました。こういう状況をどう思われるか。私は非常に少ないのではないかと思います。

これは、やはり町の福祉の心が、町民の皆さんに届いていないのではないか。また、既にエアコンが設置されているのかどうかということもあります。また、交付の対象範囲が狭いのか、この補助事業があることを知らないか、そういったことが考えられると思うわけであります。

毎日、猛暑が続き、適切にエアコンを使用しないと室内でも熱中症にかかるてしまう恐れがあると言われております。データとしては、熱中症による死亡者の9割が屋内だそうであります。

そこで、現行の飯綱町高齢者世帯エアコン設置事業補助金交付要綱にある、1つは町民税非課税世帯を補助対象とする要件をなくして、2つ目に対象年齢を75歳以上から65歳に引き下げる。そして、このエアコン補助事業があることを周知することが重要だと思うのですが、そのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。住民税非課税世帯は、違った分野ですけれども、物価高騰の給付金の関係で10万円申し上げるなど、いろいろ予算で皆さんに提案をさせてもらっていますが、結構な世帯数が非課税世帯でカウントをされてきております。その中で申請がまだ1件だということは、周知が少し足りないということについては、やはりもう少し検討して周知していきたいと思っておりますが、まず非課税世帯がながら申請をしていただくような

形で、次の段階に進んでいきたいと思ってます。

したがって、交付要綱については、75歳以上等については非課税世帯、これは現行のまま推移させていただきたいと思っていますが、どうも補助金が2分の1以内で3万円の限度額というのが少し安くて魅力がないのかもしれません。購入費に大体10万円ぐらいの費用がかかるようです。

したがって、これもここでは明言は控えさせていただきますけれども、予算編成時において、担当課と見通し等も含めて、もう少し補助額を上げていくかを検討していきたいと思っております。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 補助額を引き上げていく方向だといったことです。今、飯綱町は人口が約1万、そして前期高齢者が2,000人、後期高齢者が2,000人ですから、高齢者といえば4,000人ぐらいです。ですから、その人たちが入っている家庭なり、部屋でありますので、大いに今、町長が言われました引き上げと同時に、目指すはこういった人たちにエアコンを設置して、快適な、そしてまた熱中症対策になるような方策を取り組んでいただいて、そして先ほど言われましたように、このことをやはり町はやっているのだという周知です。

業者の皆さんにお聞きしましたが、まだまだエアコンの普及率は少ないのでないか、そういったことも言われています。そして、そういう制度があることも業者としても知らなかったと、そんな声も聞きます。

ですから、ぜひ今後の方向としましては、年齢を引き下げるとき同時に今の町長が申されました対象額を引き上げることは、これはもうぜひやっていただきたい、大いにこの熱中症対策を進めさせていただきたい。

それで、エアコンは住宅リフォーム制度では対象外の措置です。ですから、どうしてもこの制度に頼るなり、そういう方法しかない気がしますので、その辺もしっかり考えていただき、進めさせていただきたいと思うわけですが、先ほどの答弁以上は出ないですか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 繰り返しませんけれども、団塊の世代が75歳を超える2025年になってきます。そもそもいろいろな費用がかかってくる時代になりました。その中で、先ほど申しましたような、たぶん担当課でもそれなりの原案を持ってくると思っておりますので、精いっぱい対応していきたいと思っています。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 担当課に原案もあるようですから、ぜひ年齢の引き下げも加えていただきたい、やはり町民が熱中症に対して安心して過ごせるような福祉の心を広げていただきたいと思いますが、担当課はよろしいですか。

○町長（峯村勝盛） 町長が答弁したので担当課はいいです。

○5番（渡邊千賀雄） 分かりました。そういうことでよろしくお願ひします。

それでは次に、町民の命と暮らしを守る、この暮らしを守ることについてお伺いいたします。毎日の生活の中で、耳が聞こえづらくなってくる。難聴者の生きがいづくりや生活を守り、社会参加の促進を支援することは非常に重要なと感じます。

まず、現在の難聴者補聴器購入助成事業での申請件数、そして、助成金交付件数はどんな状況か、この状況をどう分析するか、最初にお伺いいたします。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。補聴器の申請件数ですが、令和5年度は申請6件、受理も6件ということになっております。この事業は3年度から行いまして、4年度に非課税世帯から本人が非課税ということを対象にしました。そうしましたら、最初の3年度は1件、4年度から6件、5年度も6件ということで少しづつ伸びている状況です。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） この申請件数をどう分析しておられるか伺いたいと思います。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 申請数の分析についてはしておりません。問い合わせから始まって件数が年々増えているという状況です。それが多いか少ないかは、今後注視してまいります。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 増えてきているものでこの方向で進めていくということです。報告のとおりであります。

私は先ほどと同じように、まだ少ないのでないかと思います。補聴器購入助成事業実施要綱の、これも町民税非課税である者を補助対象とする要件をなくして、広報、周知することが非常に重要だと思います。住んでいて良かったと思えるような施策、行政の思いやりの施策として取り組むことが非常に重要だと思うのですが、それについてのお考えを町長にお伺いいたします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） できれば所得制限をなくし、年齢制限をなくしということで事業が展開できれば、住民の皆さんにとっては一番いいだろうと、議員おっしゃるとおりだと思います。しかし、近年申し上げてきている町としての姿勢は、本当はそうやりたいけれども、低所得者の生活に苦しい人たちに支援の手を伸ばしていきたいと。それを最初に実施をしていきたいという方針で、特に福祉関係、医療関係、介護保険等も含めてですけれども、そういうものについてはそういうスタンスで行政を進めてきております。

したがって、おっしゃるとおりになれば一番とは思っておりますけれども、精いっぱいその方向に向けては検討していきたいと思っていますが、少なくとも現状等においては今ままの制度で続けさせていただきたいと思っているところです。

もう一点は、実際に耳の障がいを持っておられる方が補聴器を購入するときは県の補助対象の事業があるのですが、この事業が面白い形になっていまして、県の補助をもらうにも所得のある方などは、障がい者だけれども一定の負担をまずしなければならない。そこへ、県のそれ

ぞれの10万円についてなら4万6千円ぐらいの補助の限度額しかない。だから、差額はあなたが払いなさいという制度になっておりまして、そういうので10万円程度の機器の話になると、かえって県の補助をもらった人のほうが多い負担金を出すような制度になったりしております。そこら辺のバランスも少し見なければならないという事務的な面もありますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） そういう方向で考えていきたいといったことが述べられました。今まで行く状態でありますけれども、私はこの両方の補助制度につきましても、やはり周知、知ってもらうと。この件についていろいろ聞いてみたり調べてみると、知られていないいい制度で、本当に福祉施策として行政の福祉の心を届けるという施策がやはり知られていないのです。

それで、補聴器を入れているのが分かりますから、難聴者の方に良かったね、どうでしたか、補助を使いましたかと聞くと、そういう点ではあまりはつきり聞こえないみたいで、周知されていないように見えるのです。ですから、やっていることを大いに広報、周知してもらうことが一つの対策になると思いますので、ぜひその辺をこの機会にやっていっていただきたいと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 先ほどのエアコンも含めて、どうも周知が少し足りないという印象を受けました。議会報などでは、議員が非課税世帯のうんぬんというのがきちんと大きく載っていたのですが、皆さんもなかなかお読みにならなかつたかもしれませんけれども、うちも広報やそういうものを通じて、また、民生委員会で民生委員にも、もう少し徹底をして補助制度をご説明申し上げるなど、いろいろPRをしっかりとやっていきたいと思います。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） よろしくお願いします。

では、2つ目に質問いたしますが、持続可能な地域商工業の振興と地域経済の活性化策についてお伺いいたします。

最近、商店街と言わされてきました地域における商店がなくなったりして、住民生活の買い物、交流、飲食等にも不便さを感じるようになってきていると言われております。経営者の高齢化や廃業による商店街の空洞化が進んでいます。

各種機関と連携して、にぎわいのあるまちづくりのため地域経済の持続的発展を図ることが必要だと思いますが、打開策についてはどのように考えられておられますか。その辺について、最初にお伺いしたいと思います。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） この商工業、特に商店街の活性化・振興は、議員おっしゃるとおり、私も肌で感じております。この牟礼本町通りの歴史のあった金物屋さんも店を閉じ、駅前の食堂も店を閉じというようなことで、非常にある意味では寂しい限りです。

ご存じのとおり、町では空き店舗の活用に対する補助金や新たに創業をするときの支援の補助など、いろいろなことはやってきているのですが、現実としては、お店の数が減ってきているという状況だと思います。

ただ、少し面白い動きといいますか、牟礼の本町にも、空き店舗であったところを利用してコーヒーなどを飲みながらみんなが集まれるようなカフェみたいなものをやりたいということで工事をしているところもあったりしております。旧態依然のものをまた復興させるということではなくて、時代に合った商店街づくりを心掛けて進めていきたいと思っています。それには、この間も商工会の会長さんもお替わりになりましたし、だいぶ役員さんも若返ってこられまして、非常にいろいろな話ができました。商工会ともしっかりと協議をする中で、一緒になって商店街の活性化に向けていきたいと考えております。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 商工会の役員の皆さんも非常に危機感を持って考えられたことと思いま

す。

町は今後、消費者ニーズを的確に捉え、各産業と連携した商工業振興を推進するほか、指導者及び後継者の育成や事業承継、新たな企業への支援の拡充など、町のにぎわいを創出する事業を展開していく必要があるとしておられます、こういったことに対しての具体策はおありでしょうか。その辺についてお伺いいたします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。先ほども中井議員と農業についてのやりとりをしたわけですけれども、商工業に対する後継者への支援から始まって、もうもうの補助制度については全く農業に比べますと、非常にもう何分の1というような規模で、また種類も少ないとします。こういった中から、先ほど申し上げました商工会の役員の皆さんとの話し合いの中から、商工業だって後継者不足で大変なんだよと。この店は誰が跡を継いでくれるんかい。屋根をやったり、大工さんをやったり、それは一体誰が、息子なんかやりっこないと、こんなお話をよく耳にいたします。

したがって、やはり農業と同じように、商工業を継続していく人に何らかの支援をしていく必要があるのではないか。そのためには、どういう支援の方法があるだろうと。これらについて、また新たな商工業に対する補助制度、単なる融資をして利子補給をするためというものより、もっと一歩進んだ、新たにこういうことをやりたいから店を少し拡張したいと。それには、融資はあっても補助がないのでは、補助を何とか考えてほしいなど、これは現場の悩みも希望もあることから、現在、これは担当の産業観光課商工観光係で、ばっちり今、商工会と詰めております。

正直申し上げますが、これを来年度予算に何とか反映できるような形で検討しろという話にして、今、商工の事務局長も盛んにいろいろな各地の例や役員さんの希望等をまとめて協議をしている最中です。ぜひ、新年度には新しい提案をしていきたいと考えています。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 商工会と連携を取りながら施策を考えているし、新年度からまた新たに取り組むと、そういったことを述べられました。

3点目に、この牟礼駅周辺開発整備について関連してお伺いしたいのですが、私は大いにこの駅前通りを商用地化を目標として起業家の呼び込みを図り、起業しやすい土台づくりを進めて、初期投資を支援していく。こうした計画、展望を地区の住民と行政の皆さんと一緒に解決していく機会と組織を立ち上げていくことが考えられると思います。

そこで、牟礼駅周辺開発整備計画があると思います。公園の整備も進められました。また、駅前ロータリーもできました。そして、道路整備も県道につきましては進めていますし、併せて町道の改修計画もあると思います。

そういうことも含めて、駅前通りの商用化を目標として、ぜひ計画、そして展望を地域の住民と一緒に考えてもらう、そういうことを一つ進めてもらいたいと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） これは建設水道課長が答えてもいいと思いますが、今後の計画にも影響する内容ですので私のほうでお答え申し上げます。

それは既にそういう構想を持っております。したがって、地域なくして計画を進めるわけにもいきません。本当に都市計画の事業なども導入できるものなら導入していきたいし、もう一回、駅前というにぎわいを取り戻すような一連の再開発ができたらと思って、まさしくそれに地元にどういう組織をつくっていただくかはともかく、地元と一緒にになって。地元というのには、ある意味では深沢地域や少しエリアを広げた地元という考え方も必要ではないかと思っております。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 今はEAST、WESTが非常に活気づいてやっています。ですから、EAST、WEST、中間センターとなるわけですが、その辺をまた重点的に開発を進めてもらいたいと思います。

特に牟礼駅前開発については、あの地区にはそういう機運や熱意もあります。ですから地元の皆さんと本当に力を合わせれば、いい駅前通り、商業地域になると思います。

そして、やはり起業家、これから起業したい、起業したいという人を呼び込む、そういう土台を作ることが非常に大事だと地元の人も考えています。ですから、そういうことを行政も商工会も一緒になって進むような方向性をぜひ考えてもらって、あの地域がさらに発展することにぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、決意をお願いいたします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 少し長い計画になると思いますから、ぜひそういう思いをつなげていきたいと思っています。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） それでは次に、3つ目の質問といたしまして、町民の生活に憩いの場と土地利用と景観を良くすることについてお伺いしたいと思います。

一つは、旧三水村役場跡地を三水記念公園として憩い、交流の場として三水の名を残しながら整備を進めることはどうかという点でお伺いいたします。このことにつきましては以前にも取り上げまして、町の公園化計画の中の一つに入っていることはたびたび聞いております。地元の区長・組長会等においてもそういう計画をぜひ進めてほしいと。

そして、また以前に区長・組長会の協議会でも決議して、ぜひやってもらいたいということで、私も提案申し上げたり、届けてあったと思うのですが、この辺をしっかりと考えて進めたいだときたいと思うのですが、その辺についてお伺いいたします。

○議長（青山弘） 若林建設水道課長。

〔建設水道課長 若林宏行 登壇〕

○建設水道課長（若林宏行） お答えいたします。町では飯綱町公園整備構想を作成いたしました、旧小学校跡地、いいづなコネクト EAST、WEST、栄町仮称駅前公園、旧三水村役場跡地の4か所を公園整備箇所として位置付け、現在、順次整備を進めているところです。

本年度で栄町の整備が完了する見込みであることから、引き続き旧三水村役場庁舎跡地の整備を検討していきます。庁舎跡地には水防倉庫が整備されていることから、防災機能も兼ね備えた拠点として生かしていきたいと考えています。

また、村政 100 周年を記念に建立された記念碑、旧村時代の村木である松もしっかりと残つており、これらの既存メモリアルを生かし、ランドマーク的な公園づくりとともに、併せて子どもたちや地域の皆さんに触れ合える場、安心して遊べる場として整備できるよう検討していきたいと考えています。以上です。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） そういう方向で進めるということあります。先ほども追加でお願いしたと思うのですが、三水という名を残しながら、記念公園としてやってもらうということも頭に置きながら進めてもらいたいと思います。

今、松は残すと言われましたが、確かに松もありますし、石碑もあります。そういったことと同時に三水の名を残すことはぜひやってもらいたいと思うのですが、その辺についてお伺いいたします。公園の名前についてです。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 私もそれはもう同感で、小学校の名前においても三水小学校という名前を残しましたし、そういう意味では当然のことで、どういう形で三水という名前を残していくかあれですけれども、メモリアル公園ということになれば、なおさらそれを意識したものでやつていきたいと思っております。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） それでは次に、公園化の計画を各地域においても進めてほしいということですが、先ほど課長からも、4か所で進めていくといったことも述べられておりますが、町内の各地域においての公園化計画についてお伺いいたしたいと思います。

○議長（青山弘） 平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一朗 登壇〕

○企画課長（平井喜一朗） お答えいたします。先ほど4か所の公園計画があるということで、その公園の整備を順次進めているところですけれども、新たな地域につきましては、公園化計画の全箇所の整備完了後、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 4か所以外に各地域においても計画していきたいと、そのようなお答えでした。ぜひ町民の潤いの場として、そしてまた、土地利用、景観を良くすることにつながりますので、進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（青山弘） 渡邊議員、ご苦労さまでした。

以上で午前の日程が終了しました。これより休憩とし再開は、午後1時といたします。

休憩 午前1時36分

再開 午後 1時00分

---

◇ 原 田 幸 長

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。

発言順位3番、議席番号14番、原田幸長議員を指名します。原田幸長議員。

〔14番 原田幸長 登壇〕

○14番（原田幸長） 議席番号14番、原田幸長です。通告に従い、順次質問します。

今日、社会の高齢化に比例して難聴の人も増加しております。難聴になると人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後、社会的に孤立する可能性も懸念されています。日本では1,400万人の難聴者のうち200万人しか補聴器を使っていないとの報告があります。そこで、役場窓口へ軟骨伝導イヤホンの導入について質問をいたします。

初めに、役場窓口対応で高齢者や難聴者との意思疎通で苦慮した事例はあるのか。また、工夫

をしている事例等があれば伺いたいと思います。

○議長（青山弘）　永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長　永野光昭　登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭）　お答えします。福祉の窓口に特に高齢者が多い、また耳の聞こえづらい方も多いということで答弁させていただきます。やはり新型コロナ感染症の時の感染防止で飛沫防止のアクリル板の設置の時や、今もマスクをしておりますが、それらの時に高齢者等の対応が聞こえづらい時が結構ありました。今は撤去しておりますが、中には少し聞こえづらい方もおいでになりますが、そのときには大きな声でゆっくり、前の席から隣に座るなどして会話をして、特に大変な事例はなくコミュニケーションは取れている状況です。

中には生活支援の方が役場に来られた時、難聴の方でしたので、身障者手帳の取得も勧め、補装具として補聴器の購入につながったケースもあります。そのようなことから先ほどの渡邊議員の質問ではないですが、障害の対象にならなくても補聴器の補助ということもありますので、そういうことも推進してまいりたいと思います。以上です。

○議長（青山弘）　原田議員。

○14番（原田幸長）　今、保健福祉課長にお答えいただきましたが、ほかの課ではそういった事例などは、窓口業務の方で訴えられているような方はおられますか。特にないですか。

○議長（青山弘）　高橋総務課長。

〔総務課長　高橋秀一　登壇〕

○総務課長（高橋秀一）　役場全体のことですので、私のほうでまとめてお話をさせていただきます。今、保健福祉課長からありましたとおり、やはり一番多く見られるのが保健福祉課ということで答弁させていただきましたが、役場各課が窓口を持っております。保健福祉課長の話にもありましたとおり、ゆっくり大きな声でしゃべる、来庁者の隣に座って対応するなどといった工夫をする中で、それぞれの課で対応をしております。

保健福祉課に比べて、特別な対応をしなければならない方は各課多くはありませんので、特段困ったといった事案は報告受けておりません。以上です。

○議長（青山弘） 原田議員。

○14番（原田幸長） 難聴対策として補聴器が知られておりますが、一般的に補聴器と呼ばれているものは収集した音を増幅して、外耳道に送る気導補聴器であります。一方でさまざまな原因で外耳道が閉鎖している方には骨導聴力を活用する骨導補聴器が用いられてきました。近年、これらの2種類の補聴器に加えて耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導等の新しい技術を用いたイヤホンが開発されました。この聴覚補助機器は従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や装用そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となりました。

耳周辺の軟骨への振動を通じて音が聞こえる軟骨伝導を応用したイヤホンを相談窓口に設置する自治体や金融機関、病院などは、3月現在で125団体に上がっております。イヤホンを耳の穴に入れなくても明確に音が聞こえ、しかも音漏れが少ないとから高齢者や難聴者との意思疎通に役立ちます。また、製品も比較的安価なので導入での費用も少なく済むようです。

窓口で話すのは個人情報などの相談内容があるため、職員も大きな声を出しづらいということもあります。ここで質問ですが、高齢者や難聴者との意思疎通がしやすくなると思い、役場の窓口への導入を検討すべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 軟骨伝導を応用したイヤホンの導入についてですが、確かに多くの団体が相談窓口に設置しているところです。これは非常に注目すべき取組であると考えております。特に役場窓口においては、聴覚に障がいを持つ方々や高齢者の方々に対して、より良いサービスを提供するための手段として有効です。相談窓口に設置することでコミュニケーションが取りやすくなり、窓口のサービス向上につながると考えております。

導入に当たっては、まずこちらで試験的に導入しまして、その使用方法やその効果を検証した上で導入したいと考えております。

○議長（青山弘） 原田議員。

○14番（原田幸長） 前向きの答弁、ありがとうございます。

ここで、東京都狛江市では軟骨伝導イヤホン2台を昨年6月に市役所窓口に導入しました。

軟骨伝導は奈良県立医科大学の細井学長が発見した仕組みで、骨伝導より痛みや音漏れが少ないといった利点があります。

価格は1台、約2万円。自治体の窓口で導入するのは狛江市が全国初とのことです。狛江市長は「窓口で高齢者に大きい声で伝えようとすると、個人情報が周りの人に伝わってしまう問題があった。軟骨伝導イヤホンは安価で取り扱いしやすいため、導入を決めた」というように話されています。

役場窓口へ軟骨伝導イヤホンの導入について、今、前向きに検討していただけるとのことでしたので、来庁者と職員の意思の疎通が良好にでき、町民サービスの向上となりますことを期待し、次の質問に移ります。

次にHPVワクチンの積極的勧奨について伺います。令和4年度にHPVワクチンの積極的勧奨が再開され、キャッチアップ接種が開始されました。昨年の9月定例議会一般質問で、このことを質問させていただきました。キャッチアップ接種は令和6年度末まで3年間の時限措置となっており、期間内に3回接種を完了しなければならず、全額公費で接種するには、今年の9月までに1回目の接種を開始する必要があります。

キャッチアップ接種期限を迎える平成9年度から平成19年度生まれの女性の町内外での1回目の接種状況を伺います。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。キャッチアップ対象者に対する1回目の接種率ですが、33%ほどです。令和4年4月の積極的勧奨実施時点では、対象となる年齢の方が428名でした。令和4年4月の勧奨及び今年度5月に再度勧奨を得て、その中で80名の方が接種を受けております。勧奨前に既に接種を受けている方と含めて142名の方が1回目の接種を受けている状況です。

公費で接種を受けられるのは、議員ご指摘のとおり今年度末までです。また、9月末までに1回目の接種を済ませる必要があるため、今月の広報にも周知をしているところです。

○議長（青山弘） 原田議員。

○14番（原田幸長） 8月14日の信濃毎日新聞の一面で、「子宮頸がん予防HPVワクチン総合的研究で有効性が実証。国内初」との見出しで報道がありました。それによると金沢医科大学の笹川教授らのチームが全国の女性約1,500人を対象に子宮頸部の細胞を調べ、HPVワクチン未接種の約2%にがんに進むリスクが高い中高度の異常が検出された。さらに一方で、接種者は検出がされなかったとする研究結果をまとめたとする記事でした。

笹川教授によるとHPVワクチンが定期接種になる前と後での調査を実施し、接種の浸透に伴って異常が見つかる割合が減っていることから、ワクチンの効果だと見てています。

国内では年間で子宮頸がんを1万1,000人が発症し、2,900人が死亡をしております。死亡率は26.4%に上り、患者は20代から増え始め、30代までに子宮を失うという人もおります。笹川教授は「30代までの子宮頸がんはワクチンによってほぼ完全に予防できる」と説明をし「ワクチンの有効性がまだまだ知られていないと感じている」と。ワクチンの定期接種は小学6年から高校1年相当の女性を対象にしていることから、教育機関も関心を持ってほしいと話しておられます。

ここで2つ目の質問ですが、子宮頸がんを撲滅し、出生率を高めると考えますが、町の取り組み状況をお伺いいたします。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 子宮頸がん撲滅の対策といたしまして、まず子宮頸がんによる死亡を減らすためには、子宮頸がん検診の受診を推進しています。現在、バス検診のほか5月から翌年2月までの期間、飯綱病院で子宮頸がん検診を受診できる体制を整えております。特に検診の無料クーポン券を発行するなどして、受診率向上に努めてまいっているところです。ちなみに令和5年度の受診率ですが、45.6%というような数字になっております。以上です。

○議長（青山弘） 原田議員。

○14番（原田幸長） 厚生労働省では接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回るとして、接種を呼びかけていますが、接種率が一気に伸びない状況であります。将来の自分事として考え方行動していただくことを期待して、次の質問に移ります。

帯状疱疹ワクチン接種への助成についてですが、このことについても昨年9月定例議会で質問をいたしました。帯状疱疹は50歳代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が帯状疱疹を発症すると言われております。疲労やストレスなども発症のきっかけになります。

帯状疱疹の発症に対して、50歳以上の方はワクチン接種で予防することができます。帯状疱疹ワクチンには不活性化ワクチンと生ワクチンがあります。予防接種は生ワクチン接種の場合、1回接種で約7,000円の経費がかかります。不活性化ワクチン接種の場合、2回接種で4万4千円ぐらいの経費としてかかります。帯状疱疹ワクチン接種への助成を検討していただきたい旨の質問をさせていただいたところです。

帯状疱疹ワクチン接種の助成について、国の定期接種変更の動向を注視していく、全国的にも支援をしていく流れがある点、また今後の予防接種の在り方を相談検討するという町長の答弁がありました。

国では今年になり若干の動きが見られますが、ワクチン接種助成について変更はあるか伺います。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 帯状疱疹ワクチンの接種の補助についてですが、昨年9月の議会の時に国の動向を見てということで答弁させていただきましたが、今年に入り厚生労働省は、令和6年6月に開催されたワクチン評価に関する小委員会にて、接種費用を公費で補助する定期接種に含める方針ということで、帯状疱疹ワクチンを決定する方向でいます。

また今後、費用を公費で支援する定期接種に位置付ける場合、対象年齢を65歳という案を示しています。この65歳が5年ごとになるのか、その辺はまだ不透明な面がありますので、決ま

り次第また検討してまいりたいと思います。正式に決定したときには接種費用の一部も助成して、使用するワクチンや対象年齢が明らかになった後、その時に検討してまいりたいと考えております。

○議長（青山弘） 原田議員。

○14番（原田幸長） 実は私は帯状疱疹ワクチンに関しての研修を受ける機会がありまして、そこで学んだことを話させていただきたいと思います。8月現在で全国では707の自治体が接種の助成を行っております。また、長野県内では21の自治体が実施をしております。県内の助成の内容ですが、年齢的には50歳以上が対象で、金額面では半額以上を助成している自治体が100%のことです。

現在、帯状疱疹ワクチンについては、国の審議会において、来年度、定期接種化が了承をされております。その中で各種報道では、接種年齢が65歳との記載がされております。日本の疫学試験によると、帯状疱疹の年齢別発症割合を見ても50歳以上の発症が全体の65.7%となっており、50歳代と60歳代でも全体の42%占めているということです。

また、国の審議会において、この帯状疱疹ワクチンは疾患としては他人にうつすことはない、まん延するリスクは低い。ほぼ全ての国民が既に罹患をしている水痘、俗に言う水ぼうそうのことですが、そのウイルスにより発症することから、公衆衛生上必要なワクチンであると位置付けられ、発症時の重症化を予防する目的で定期接種化されることが了承をされております。

高齢者予防接種の現状から、定期接種B類の予防接種に分類されて、公費での接種は生涯で1回の接種だけになります。その意味で帯状疱疹の合併症として発症が治った後でも、長期にわたり日常生活に影響を及ぼす。帯状疱疹後の神経痛について、50歳代でも60歳代でも後遺症として残る割合は変わらないと報告されていることから、その状況も含め町民の健康増進の観点で、定期接種化後の各自治体からの助成対象年齢は50歳からが適切だと考えます。

次にワクチンの予防効果ですが、生ワクチンは70%未満、効果の持続は5年程度と言われ、不活性化ワクチンは2か月間隔で2回接種が必要ですが、予防効果は90%以上、効果の持続も10年以上と長く、基礎疾患や病気の治療等により免疫機能が低下した方でも接種が可能なワク

チンです。

また、ワクチンを接種せずに帯状疱疹を発症した場合の医療費について、後遺症がない場合は約4万3千円かかるそうです。後遺症が3か月間あった場合は約12万7千円の医療費になるとのことでした。

定期接種化に移ったとしても、その前でも、飯綱町として、できる限り帯状疱疹ワクチンの予防接種の助成を決めていただいて、町民の痛みを取り除くと言いますか、そういったことを検討していただきたいお願いいたします。そして、さらに県内同規模の帯状疱疹ワクチン予防接種助成になることをお願いして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（青山弘） 原田幸長議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。再開は午後1時40分からとします。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時40分

---

◇ 風間行男

○議長（青山弘） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。

発言順位4番、議席番号8番、風間行男議員を指名します。風間行男議員。

〔8番 風間行男 登壇〕

○8番（風間行男） 8番、風間行男です。通告に従い、質問いたします。

全国各地で線状降水帯の発生が相次ぐ中、米の一大産地、山形、秋田の農家が被害に遭われたことをお見舞い申し上げます。

酒田市の中山間部八幡地域の水田地帯を流れる荒瀬川氾濫、JA庄内みどり作付面積1万5,000ヘクタールのうち、浸水、冠水が6,400ヘクタール、土砂流入が450ヘクタール、合計7,000ヘクタールに及ぶ被害になりました。当町の水田面積377ヘクタールから見ると、大変大きな被害額がかかると思います。コンバインも泥水に飲み込まれて使用できないなど、導入するにも資金がない、難しい、農業をやめるしかないとのことです。JAカントリーエレベーターが浸

水し使用できなくなり、米の受け入れができないなど大きな被害が出ています。

ここ数年、資材、肥料の値上げに対する支援金、米価据え置き、原資に対する支援金、りんごの被害果に対する販売支援、農機具購入支援金、年間 1,000 万円から 1,200 万円等、数多くの町の支援金が農家を持続可能にしてきたことに感謝いたします。農機具メーカーは、ここ 4 年で 15%から 25% の価格改定がされ、歯止めがかかるない状況です。長野県最低賃金も 998 円等のみなしがありますが、農家の全国平均時給 800 円から 1,000 円は最低賃金にも及ばない状況です。

農業が基幹産業の当町の持続可能な「みどりの食料システム戦略」の中に、農機具購入補助制度があります。現在、認定農業者農機具購入最高限度額 30 万円、農業法人、共同利用購入者最高限度額 150 万円があります。農家の経営規模でおのずと機械の大きさが決まり、使用する年数も変わります。小規模農家では、20 年以上使用することが可能だと思います。

今、高い乗用トラクター、コンバイン、ドローン、スピードスプレーヤーの購入価格は 250 万円から 1,300 万円です。農機具購入の補助率を 30% に拡充できないか町長にお伺いします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。議員は農業の法人を立ち上げてやっておられる方ですので、農業の背景事情は詳しいと承知しております。結論的に申しますと、今、一生懸命、農機具の補助、その限度額、補助率も含めてどうしようかと担当課と相談をしている最中です。長野市やいろいろ近隣の例も見ながら対応していきたいと思っています。

それはそれで対応していかざるを得ないと思っていますが、中井議員とのやりとりの中にもあったのですけれども、農機具を更新していくのに、今まで 1,000 万円で買ったものが 1,500 万円出さなければ買えなくなったと。町もそれに応じて何とか補助を考えていくのですが、値上がった分をそっくり町が補助で見ましょうというような神業は現実的には無理だということを考えますと、値上がった分を一体農家はどうやって稼ぎ出すかというのがこれからの農業の補助をしていくときに大きな課題だろうと思います。

例えば、工業用ロボットを導入したいのだと。それによって生産量が30%アップし、人件費がこれだけ節約できると。しかば、1,500万円のコンバインを買った場合には、耕作面積が今の30%余計にして人も減らせるのかと言えば、これはそうではない。ほとんど面積は現状維持で耕作をしていく。収入には変わりはないのだけれども負担だけ増えていく。このジレンマからどうやって脱出していくかを、これから農業の持続または補助をしていくときの在り方として、もう一回根本的に少し考えていきたいと思っています。

それは次の段階のステップとして思っていますが、ご存じのとおり、先ほどのバックホーなど農業の生産に即直結するような土木機械等を補助対象にするということも含めて、しっかり検討していきたい。少なくとも何とかここで農家として維持して農業を続けていけるだろうと思えるような支援を実施していきたいと考えています。

○議長（青山弘）　風間議員。

○8番（風間行男）　前向きの検討をお願いしたいと思います。

これからも申し上げますが、答弁にもありましたとおり、この間の農業委員会でも出されたように、今、バックホーは大変農業には欠かせない状況です。りんごの木の伐根等、整地、開渠の品質維持管理に3年に1回は泥上げをしなければならないというように、本当に必要不可欠です。

それから、トラクターの移動には、今まで乗用で移動されている方も多くおられましたが、牟礼村の場合はすごく坂道が多く危険を伴うということで、キャリアカーも必要ではないかと。それらの拡充もお願いしたいと思っておりますので、その辺もよろしくお願いいいたします。

それから、農林水産省では、融資で農業機械等を導入する場合、融資残の自己負担分を助成。例えば、トラクター1,000万円を購入する際、600万円の融資を受けた、自己負担分400万円の場合、取得価格1,000万円の10分の3、300万円の範囲内で助成があります。スマート農業の補助率2分の1などがあります。条件不利地域における共同利用機械の導入費の一部助成、農業に関する施設等の助成金や農業機械の購入に使えるものづくり補助金等があります。

担当職員は農家にどのように周知しているのか課長にお伺いします。

○議長（青山弘） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） お答えします。補助金のこういうメニューがあって、それをどのように皆さんに周知しているかというご質問かと思います。

町でも、国の概算要求が決まって来ると、一斉に県や国の機関からこういう予算ができたという連絡をいただいております。そういうものをどのように周知するかというところでは、それぞれ担当がまずしっかりと覚えることが必要なのですけれども、町の職員は数年で人事異動により担当が変わりますので、関係する県やそういった窓口としっかりと連携をして、住民から来る相談については、その答えを出せるようにしていきたいと考えております。

それから、住民への周知という点では今年、農業委員会で、国の補助制度を利用するときにどのように考えていったらしいのか、例えば国の補助制度の要綱の中に、「何々のために」というところを読むとその補助金の趣旨が分かってどういう機械を購入できるのかなど、そういうことを農業委員に説明をしました。それは農業委員にも担当の地域に行って、そういうことで補助金を取れるということを広めていただきたいという思いがあり、説明をしました。

これだけでは足りない部分もありますので、農閑期になる秋から冬にかけて説明をするような機会も設けていくことで、できるだけ多くの皆さんに補助金があるということを周知できればと、努力していきたいと思います。

○議長（青山弘） 風間議員。

○8番（風間行男） 5～6年前になると思いますが、農林水産省で農機具の購入費2分の1の補助がありました。担当者に聞いても知らない。農機具業者やローン会社からの案内でした。その後、コロナ対策でも密を避ける人件費省力化支援として、トン袋の計量器の設置補助等もありました。職員から何の案内もありませんでした。新潟県では相当数の発注があり、納品に6か月から10か月かかったと伺っております。

9月3日の農業新聞では、農業物価指数7月の値のまとめでは、肥料は139.1%、飼料が142.7%、農機具109.4%の前月からの1.7%が値上がり、過去最高の資材全体で121.4%の資

材の指数が農産物を大きく上回る状況が続いています。農機具の支出は上昇し続ける。特にトラクター、コンバイン、田植え機は前月から 108.6% 上昇しています。

農家は日々忙しいので、農林水産省の情報を見ることは困難です。さっき課長が言われたように、国から県、市町村に通知が入るとお聞きしますが、支援金・補助金の該当する農家への案内等が重要ではないかと思います。国の補助金を活用することによって、町の予算を削減できると思いますが、農家の機械購入計画を事前に把握し、申請の支援のために担当職員が農家の要望に対応するお考えかないか町長にお伺いします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 大変貴重なご指摘をいただいたと思います。これは今、農林関係のご質問ですけれども、厚労省しかり文科省の学校や保育園や、そういうものから始まって、国交省、全て国の補助事業と町の行政は深い関連があります。

担当がしっかりといろいろな補助制度を承知しろというのも大きく希望したいところですけれども、また財政当局も非常に毎日忙しくて、なかなかいろいろな調査をしているという時間はないのです。昔、あれは残念ながら某政党がまとめて出した、このぐらい厚い国の補助事業制度一覧という本が出まして、非常に便利でした。

国交省、農水省ごとに分けて全部載っているのです。事業主体がどこでもいい、この事業の事業主体は県でなければ駄目だ、市町村ならいい、共同体でいいなど。また、いろいろな限度額や補助率、こういうものがあったのです。ぜひ機会を見て財政当局も、そういう補助制度の掌握というか、冊子があるなら手に入れたいし、一緒に研究していきたいと思っています。

そしてまた、議員がご指摘の、各農家の大型機械の購入計画等または来年の営農計画を承知する機会を得て、それに適切な助言ができるような体制というのも、これこそ人に優しい、農家に優しい農政の一つだと思います。そういう意味では、農業委員もいらっしゃる農業相談、何とか相談。1軒ずつ回っていくというよりも、やはり意欲のある人はご自分でも動いてほしいという希望があります。

ですから、一定の相談日、何とか日を設けるような形をとって、そして来年度計画をお聞きする中で、町ができること、県ができること、国ができること等について一緒に研究し、ご指導ができればと。これは非常にいい提案ですので、各課いろいろな意味で共通することとして取り組んでいきたいと思いますが、それ専門の職員を設置するほどの、今の余裕はございません。

○議長（青山弘） 風間議員。

○8番（風間行男） 大変前向きな答弁でありがたいと思いますが、今まで人間が替わるたびに、引き継ぎもできていない、そういう国の非常にいい補助金等を職員が知らない、これを非常に懸念しているのです。ぜひ、今はネットでも見えますので。

さらに、みどりのこの制度はものすごく申請人が難しいのです。ちょっとプロがかかっていないと申請の受理がされない。補助率も70%、80%と高いものです。ぜひ、こういうものを検討して、農業委員会だけではなく農家にきめ細かな周知をしていただければ、みんな助かるのだと思います。よろしくお願ひいたします。

その次に、決算で一点お伺いしたいのですが、実質収入額6億2,224万8,000円の黒字です。財政調整基金に3億円も必要と思うのですが、区・組からの要望に応えきれていないのが現状ではないかと思います。特に、町単事業がなかなか進まないのは予算不足だと思います。町単事業が執行できるように予算付けはできないか町長にお伺いします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 農業関係の関連の質問の中の町単事業だという捉え方で答弁をさせていただきます。正直に言って十分な要望に応えられるほどの町費の用意ができていないというのは、おっしゃるとおりです。

ただ、町も例えば1,000万円、2,000万円、3,000万円の事業費を町単で持つと言えば結構なお金なのです。これは、ちょっとしたため池仕事、シート貼りでもやれば2,500万円から3,000万円は終わってしまうのです。そうすると1か所で事業が終わりです。これを100万円なら30

力所できるという解釈で町単事業を考えています。

大きな事業はよく皆さんのはうに報告させているのですが、県の事業、国の事業を導入する中で、今後対応をしていきたいということで、区長・組長さんにはお答えしています。毎年似たような返事でこれでは進歩がないとはよく言われるのですが、そこはぜひご理解をいただきたい。

また、来年度からいよいよスタートする中山間地総合整備モデル事業的なものは、長年三水地区の東原地区、倉井の広域農道沿いの農道などの整備については、ここで一気に何本もの路線が整備をされていく。これは国庫補助事業で、町の負担が13%なのです。10億円かかっても1億3,000万円で済む。こういう事業を導入できたので、これを町単で1本ずつやっているとなると大変な費用がかかると思います。

そのような点もぜひご理解いただきたいのです。建設水道課の道路や、そういうものも含めて、願わくば本当に何とか工夫して町単の費用は確保するようにして、できるだけ皆さんのお望に応えていきたいと思います。少なくとも要望してもらった各区1つや2つは着工していくようにはしたいと強く思って予算措置をしているところです。

○議長（青山弘） 風間議員。

○8番（風間行男） これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（青山弘） 風間行男議員、ご苦労さまでした。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（青山弘） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、9月6日の本会議は、午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時00分

令和 6 年 9 月 飯綱町議会定例会

( 第 4 号 )

## 令和6年9月飯綱町議会定例会

### 議事日程（第4号）

令和6年9月6日（金曜日）午前10時開会

#### 日程第 1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	渡 邊 千賀雄	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	青 山 弘		

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子		
総 務 課 長	高 橋 秀 一	企 画 課 長	平 井 喜一朗
税 務 会 計 課 長	藤 沢 茂 行	住 民 環 境 課 長	宮 島 幸 男

保健福祉課長

永 野 光 昭

産業観光課長

清 水 純 一

建設水道課長

若 林 宏 行

教 育 次 長

笠 井 順 一

総務課課長補佐

近 藤 久 登

---

事務局職員出席者

事 務 局 長

土 倉 正 和

事務局書記

若 林 謙

一般質問一覧表（9月6日分）

順	議席	氏名	発言事項	答弁者
5	4	瀧野良枝	安全・安心で「生きる力」を育む教育環境づくりへの取組状況は	教育長
6	13	伊藤まゆみ	1 介護の担い手養成へ	町長 教育長
			2 戦時中の学校日誌は保管されているか	町長 教育長

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（青山弘） おはようございます。傍聴者の皆さん、おいでいただきありがとうございます。

これより、令和6年9月飯綱町議会定例会を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

◎一般質問

○議長（青山弘） 日程第1、一般質問に入ります。

質問の順序等につきましては、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

一問一答方式による活発な分かりやすい質疑、答弁を期待しております。

なお、質問事項はあらかじめ通知されておりますので、簡潔に発言されるようご協力をお願いします。

---

◇ 瀧野 良枝

○議長（青山弘） 発言順位5番、議席番号4番、瀧野良枝議員を指名いたします。瀧野良枝議員。

〔4番 瀧野良枝 登壇〕

○4番（瀧野良枝） 4番、瀧野良枝です。通告のとおり質問いたします。

第2次飯綱町総合計画後期基本計画の「飯綱町ならではの教育環境の構築」「誰もが安心して教育を受けられる環境の整備」の目標の達成に向けた事業の取り組み状況をお伺いします。

初めにいじめ対応についてお伺いします。今から13年前に滋賀県大津市で、中学2年生の男子生徒がいじめを理由に自ら命を絶つ痛ましい事件が起こりました。その後、学校側の事実解明の不徹底さ、学校及び教育委員会の主体性の欠如、隠蔽体質等の批判が高まり、大きな社会

問題となりました。その後成立したいじめ防止対策推進法では、いじめの定義を明確化し、いじめによる自殺や不登校などの重大事態が起きた場合には、教育委員会や学校が調査を行い、事実関係を保護者らに伝えることを義務付けました。

令和4年度の全国調査では、いじめの認知件数は全国で68万1,948件、前年度比が10.8%の増ということです。要因といたしましてはいじめ防止対策推進法による、いじめの積極的な認知の理解が広がったことなどが考えられるとのことでした。いじめの解消率は77.1%で、前年度比3%のマイナス。前向きな要因としては、安易に解消とせずに丁寧な応対をしているということでした。いじめの重大事態は923件、前年度比30.7%の増で過去最多でした。積極的な認知の一方で、学校として組織的な対応に課題があるとの指摘がされております。

次に飯綱町内の小中学校での状況ですが、いじめの認知件数・解消率は事前にいただきました資料によりますと、直近で令和5年度の三水小が認知件数122件、解消率が85.2%。牟礼小が認知件数11件、全て解消。飯綱中が認知件数1件、全て解消とのことでした。

実は以前にもいじめの関係について一般質問しておりますと、その当時の内容につきましては、令和2年度のいじめの認知件数が、三水小学校が2件、牟礼小が120件、飯綱中が3件、すべて解消済みとの答弁でした。牟礼小の認知件数が多くなったことについては、いじめの認知の感度を高めたためで、令和3年度以降は三水小、飯綱中も認知の感度を高め、数値の見直しをすることでした。

飯綱町いじめ防止基本方針によりますと、飯綱町立学校では「いじめ防止対策推進法第2条の定義に基づき、個々の行為が『いじめ』に当たるのかどうかの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立ち、本人や周辺の状況等を客観的に確認するなどして、学年会、職員会、いじめ防止対策委員会等の場で複数の教員で行う。また、いじめられた児童生徒の気持ちに寄り添い、ささいなけんかやふざけ合いであっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について広く認知の対象とする」と定めております。

それらを踏まえまして、各学校での認知の状況と解消率について、国の法律、町の方針にのっとって判断をされているか、数値の整合性が取れているかについて教育委員会の見解をお伺

いします。

○議長（青山弘）　馬島教育長。

〔教育長　馬島敦子　登壇〕

○教育長（馬島敦子）　お答え申し上げます。今、議員からご質問があつたように年度によって、小学校によって、文科省に届け出る数値が、大きく変わっています。基本的にいじめの定義というのは、一方的に継続的に理由もなく続いているものをいじめと判断するということがあります、大変抽象的ですので、どこまでをいじめと取るか判断が分かれます。例えば、悪口を言われ、本人がいじめられたと感じれば、それはいじめというように捉えています。

一方で、いじめアンケートの中には、具体的に悪口を言われたというようなことが書いてあったときに「それは今も続いているか」などいろいろな項目があり、それが「今はなくなつた」など、一過性のものである場合、それをカウントするかしないかはその時々の学校の判断によると思います。

ただ、このいじめアンケートというものは無記名で、秘密性を担保し誰かに内容を漏らしたり、誰かに言ったりすることはないので安心して何でも書いてくださいという前提でやります。子どもの中には、自分が体験したことを正直に書いてくれるお子さんもいますので、それはそれで全部を受け止めますが、それを全部拾うと 120 件を超えると。牟礼小学校が過去にそういうことがあって全部を挙げたのですが、全国や長野県の数値を見ても、これは少し精査に欠けるだろうということで減ってきたと思います。

逆に三水小学校は、そういうのを精査しすぎて少なすぎるのではないか、少しハードルを上げすぎたのではないかということで、令和 5 年度はできるだけ全部を数字として挙げたということで、その辺はその時々の学校の判断も難しいと思います。だから、それについて教育委員会がこういう基準でやりなさいと言えるものではないので、出てきたその数字をどう受け止め るかというのは、基本的には学校の判断にお任せしています。

大事なのは、それを数字に挙げるか挙げないかに関わりなく、そういう子の声をきちんとくみ上げて、担任、学年、そして学校全体で共有して、子どものいじめ問題に当たってい

けるかが大事だと考えております。以上です。

○議長（青山弘）　瀧野議員。

○4番（瀧野良枝）　なかなか判断が抽象的であるということでしたが、このいじめ防止対策推進法の中で、いじめの定義というものを初めて明確化しているかと思います。起きた場所が学校の内外を問わず、当該児童生徒が一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものが全ていじめであるということです。

いじめの解消に関しては、心理的物理的行為が少なくとも3か月継続していないこと。児童生徒本人、保護者の面談等により本人が心身の苦痛を感じていないことが認識できるということをもって解消済みとなるということになっております。

国への報告の基準というのも少し曖昧なのかと思いますが、この後に出でまいりますが、それぞれの児童生徒に対する対応としては、やはりからかいの部分があつたり、本当にいじめと客観的に見ても感じ取られるものがあつたり、グラデーションがおそらくあると思います。それに関しては国の報告書とは別に学校単位でしっかりと管理していくべきではないかと思います。

また、認知の関係ですが、やはり法律でいじめは積極的に認知をしていくということが示されておりませんので、3校もしくは、いじめの対応をする職員の共通認識がある程度必要ではないかと思います。学校では教師の異動がある中で、担当が替わるごとに対応が統一化されていないということであると、統計の意味もなくなってしまうのではないかと思います。

いじめの認知については長野県いじめ防止マニュアルでも、いじめの早期発見のためにさまざまな方法でキャッチした子どもの変化を組織で共有することが重要であり、教職員の情報収集、気付きの感度を高めること、相談しやすい体制整備、家庭との連携が求められております。また情報の記録は、いじめと判断してからの記録では改善に役立てることが困難であり、いじめか否かが判断される前の段階から記録を残すべきであると長野県のマニュアルでもなっています。

いじめの指導等に関する児童生徒の記録の一元化について、当町ではどのように対応されて

いるかお伺いします。

○議長（青山弘） 笠井教育次長。

〔教育次長 笠井順一 登壇〕

○教育次長（笠井順一） お答えいたします。先ほど教育長からも各学校である程度判断しているただいているという内容の話がありましたが、その部分で言うと、学校だけに任せているわけではなく、月に一度ある校長教頭会、また各担任の先生からそういったことが見受けられた場合には、校長教頭に報告してもらったものを各学校、個々だけではなく3校で共有して、こういう事案があったということを報告いただいている。何か重大な事案があれば、即座に連絡をもらう中で対応に当たる形で、学校での情報の共有、記録の統一ということは行っております。

○議長（青山弘） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） その情報共有を行った上で、それぞれの児童生徒に対するその当時のほかの児童生徒の関係状況やその時の担当教師の指導の内容など、そういったものが記録されているものはあるのでしょうか。

○議長（青山弘） 笠井教育次長。

〔教育次長 笠井順一 登壇〕

○教育次長（笠井順一） 先ほど教育長から話がありましたアンケート等を取っているということもあり、報告の上がったものについて記録等もとっています。

○議長（青山弘） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 先ほど申し上げましたように、いじめと判断してからの記録というよりも、その前からの一連の流れというものがその後の解決に向けても大事な情報になってくることもあります、その当時の担当した方の対応など、異動があってもしっかりと情報共有がされていることが大事かと思います。お子さんにとっては「去年もあの先生にこんなに相談したけれど、次の先生になったらもう一回最初から説明しなければいけない」ということで、子どもにとっても信頼される体制づくりが必要かと思います。

次にいじめ発生の未然防止における当町での取組についてですが、町の計画では、いじめの起きにくい学校・学級づくり、「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知、児童生徒のいじめ防止等のための主体的活動の支援が示されておりますが、具体的な対応策をお伺いします。

○議長（青山弘） 笠井教育次長。

〔教育次長 笠井順一 登壇〕

○教育次長（笠井順一） お答えいたします。いじめの発生を未然に防止する取組等という内容ですが、小中学校ともに、先ほどの話にも出てきたとおり定期的に児童へのアンケートや個別面談などを行って相談しながら、児童の状況を把握することに努めています。また状況に応じて、聞き取り調査を行うなどの対応で未然防止に当たっています。

それから、担任だけではなく他の職員との連携や、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等との面談等も利用して、複数の人員で対応するよう児童の実態等の情報共有をしています。

○議長（青山弘） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） やはりいじめの定義を徹底して、いじめを許さないという強い姿勢が大事ではないかと思います。

次にネット上のいじめ等の早期発見に向けた取組についてですが、町の計画では情報モラル教育の推進、保護者への啓発等が示されておりますが、こちらも具体的な対応策をお伺いします。

○議長（青山弘） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 今、子どもの世界だけではなく大人の世界でも、ネットによる誹謗中傷などといったものは大変深刻な社会問題になっております。子供だけではなく大人も自殺に追い込まれるようなことが出ていて、問題が大変深刻です。教育委員会または各学校の取組といったしましては、子どもそれから保護者に対してネットに潜む危険性、恐ろしさ、それからスマートフォン、SNS、LINE やメールなどの正しい使い方を周知徹底できるように学習会を開いた

り、講演会を開いたりと、計画的にやっているところです。

ただ、飯綱町も対応を考えなければいけないと思っていますが、ネット上のいろいろなトラブルというのは、基本的には家庭の保護者の責任です。だから、学校ではお子さんにスマートフォンを持たせるとこういう危険がありますよということをお伝えします。例えば友達同士が仮想の中で殺し合いをするようなバトルロワイヤルですか、あのようなゲームが本当に問題になっています。

未成年がスマホやタブレットを持つときはフィルターをかけるなど、子どもが不適切な使い方をしていないかをチェックするのは保護者の責任です。もし、何かあったときには警察に届けるなどしてもらいますが、そこがなかなか徹底できず、ネット上のトラブルがあったときに学校に相談に来られるのはもちろんいいのですが、それで「学校が何とかしてくれ」というのは、少し筋が違うと。

例えば、他市町村においては中学校だったら、入学式の後の保護者会で「ネット上のトラブルは、一切学校は関知しません。何かあったら即警察に行ってください」ということを周知徹底している所もあるようです。

学校のほうでそういうことを教育したりしているだけでは、なかなか問題が解決しない。かと言って、一切学校は関係ないということもできませんので、相談に乗るなど学校でできる範囲での指導はしておりますが、家庭で子どもを危険から守る安全意識、危機意識をもっと啓発していかなければいけないということは感じております。以上です。

○議長（青山弘）　瀧野議員。

○4番（瀧野良枝）　ネットの使い方もそうですが、いずれにしてもいじめは学校の内外問わず起こったことを定義しておりますので、把握する範囲内ですが、長野県の教育委員会が出した資料で、私もある意味で驚き、現実的であって本当に考え方を変えなければいけないと思ったものがあります。長野県教育委員会の資料ですが、ネット使用での困り事があった場合、子どもたちは教員に相談しないという傾向があるということです。理由としては「先生はスマホやネットについてよく知らないし、全否定をする」「相談をすると先生が暴走をする」と考えて

いるとの分析があるとのことです。

そこで課題解決的なアプローチとして子どもの常識を認めることから始めることが、指導の基本であると掲げております。同じ価値観や目標を持つ人とネットの中だけでつながり、交流を深めることは子どもたちにとって今や当たり前のことであって、一方的なスマホやネットの否定や取り上げは効果がなく、むしろ子どもたちの心を固く閉ざしてしまう危険な行為であると教育委員会で指摘をしています。

ただ一方で、今おっしゃっていただいたように本当にネットの中は自分たちだけのやりとりではなく、全世界に知られてしまうのだという危険性を伝えていくというのは大人の義務であると思いますし、また軽はずみな言葉で人権を傷付けてしまう、友達とのただのけんかではなく人権を傷付けることにもつながるのだということは、しっかり伝えていかなければいけないのは当たり前のことかと思います。

また、問題解決に向けて、すぐに加害児童生徒を呼び出して叱る、急いで謝罪の会を開くことを子どもたちは先生の暴走と呼び最も嫌うとのことです。

また、謝罪における留意点としましては、被害者、加害者の両者の事実認識が合致しており、いじめの背景も含めて両者の思いを丁寧に把握していること。また、謝罪をした時点でいじめの解消としないこと。また、加害児童生徒の思いにも真剣に寄り添い、問題行動に至った背景をチームで分析し、正しい成長に導くための指導計画を練ることが必要であると指摘をされております。

次にいじめ早期解決に向けて、チーム学校として組織的な取組の状況についてお伺いします。

○議長（青山弘） 笠井教育次長。

〔教育次長 笠井順一 登壇〕

○教育次長（笠井順一） お答えいたします。まず、チーム力でということにつきましては学校全体でというだけではなく、その他外部団体等も含めて対応していくような形をとっております。先ほどの未然防止と同様に情報の収集状況の把握に取り組むとともに、学校等においては相談もしやすいようにということで、スクールソポーターや警察、セーフティーネットの研究

所などの関係機関に講演をしていただくなど、子どもたちや保護者も含めて発見や相談のしやすい体制づくりをして対応をしているところです。

また、いじめが疑われる事案が確認された場合には、対策会議や委員会を設置し、早期に事実確認を行い、複数の人員や機関、組織でチーム体制をとり、解決に向けて指導を行うという体制です。

○議長（青山弘）　馬島教育長。

〔教育長　馬島敦子　登壇〕

○教育長（馬島敦子）　補足させていただきます。いじめが起こってしまった場合、またはいじめと心配されるような場合に対してのいろいろな対応について、次長から現在行われていることを申し上げましたが、今、教育委員会が取り組んでいるのは、それ以前の問題です。これはいじめだけではありません。不登校や仲間づくりがうまくできない、コミュニケーションが取りにくく生きづらさを感じている、そういったお子さんを全部含めて、今、飯綱町が取り組み始めているのは、いじめが起きない集団づくりです。みんなが安心した居場所を持てる集団づくりに取り組み始めています。

現在保育園、小学校、中学校で保小接続プログラム、小中接続プログラムづくりにずっと取り組んでいるわけですが、それは、生まれた時から義務教育が終わるまでの間一貫してそういうものに取り組んでいこうということです。

今年、保育園で始めているのは体験型保育参観です。子どもとの関わり方や愛着障害などいろいろな困難を抱えたお子さんをお預かりしていますが、小さい頃から愛着がしっかりと構築されている子は、人とのコミュニケーションも取れ、自分の居場所を自分で探していく力が付いていくと言われています。そこで今年から始めたのは、お母さんもいいのですが基本的にはお父さん、一日子どものために年休を取って、保育園に来て子どもと一緒に過ごしてくださいというのを始めました。保育園の先生は何も指示しない。お父さんはただ見ているだけでもいい、子どもと遊んでもらってもいい、何をしてもらってもいいので来てくださいというのを始めました。

最初は誰も来ないのではないかと、私が親しい保護者にサクラを頼んで「あなたは必ず行って」などとやろうかと思ったのですが、予定を組んで事前アンケートを取ったら、ほとんどの家庭で「そういうことをやってみたい」と言ってください、お父さんがたくさん希望してくださいました。

お父さんは自分の子どもやほかの子どもとも一緒になって遊ぶのですが、みんながぶら下がったり、虫を捕ったり泥団子を作ったりと大人気です。お父さん自身も、「自分もこうやって成長したんだ。私にもこういう時期があったな」ということを思ったり、うちの子は集団でこんなことをしているとか、家では見せないこんな表情があるとかを知っていただいたりして、親子の絆が深まっていく。これはやってみたらすごく好評で、これから毎年一回ずつやってもらおうと思っています。

そういう体験を通して親子の絆、しっかりととした愛着が構築するのがねらいです。次は小学校です。今、小学校は入学したらしばらくは朝と放課後遊びっからかすというのをやっているのですが、今年新しく始めたのがリトミックです。『窓ぎわのトトちゃん』のトモエ学園の小林先生がフランスから持ち込んだのですが、子どもがリズムに合わせて体を自由に動かして自分を発散しながら、その中で仲間づくりや友達づくりをしていくというものです。

今年、実験的に牟礼小学校で始めたのですが、やはりすごくいいです。なかなか集団になじめない子たちも、リトミックではちゃんと集団の中で自分を発散してできる。これはいいなと。これは来年から保育園、小学校でやれると。今、校長教頭会に頼んで年間通したカリキュラムづくりをしてもらっています。

今年、飯綱中学校でやってもらったのが CAP ワークショップです。合言葉は安心・自由・自信です。大事なのは子どもだけがやるのではなく、まずお父さんお母さんにやってもらい、子どもたちの悩みや不安を「大丈夫だよ。安心して。何でも話してくれていいんだよ。相談に乗るよ」という大人の側のベースをつくっておいて、子どもたちに何かあったときに「我慢しないでいいんだよ。何か言われても、あなたが悪いのではないんだよ。あなたは自由なんだよ。あなたの周りには安心して相談できる友達がいるよ。大人がいるよ」それから「あなたは自分

に自信を持っていいんだよ。あなたのやっていることは正しいんだよ」というメッセージを伝えるワークショップを小学校と中学校で計画的に行おうと考えています。

いじめが起きたら、それを速やかに対応して解決するのも大変大事ですが、それ以前にいじめが起きない、それから不登校が起きにくい集団づくりを頑張ってみようと取り組んでいます。以上です。

○議長（青山弘）　瀧野議員。

○4番（瀧野良枝）　話が戻りまして、ネット上のいじめ等についてですが、保護者の方からネット上のいじめの相談を受けた際に、私自身がまずは子どもたちが使っているアプリを確認しました。私も小学校から高校生までの子どもがおりますので、ある程度理解をしていたつもりですが、それぞれのアプリの中の場面ごとに、ここは書き込んだ人の名前が分かってしまうが、ここは匿名であるとか、書き込んだ内容がここは公開されるが、ここは公開されない。あと、若者、子どもたち特有の言葉遣い、ネットスラングなどの若者のコミュニティーの中の俗語というものもあり、いじめの事実確認をする前提として、まずはその仕組みを学ばなければ、いじめの問題点を把握できないという状況でした。

学校現場においては、そういった面は若手の先生のほうが理解度という意味で適応しやすいかもしれません。また、相談体制の中でも児童生徒に、より年齢が近いということで話しやすいという反面と、また逆に相談相手として頼りなく感じられてしまうといった場面も実際には見受けられます。

そこでチーム力の発揮の方策として若手の先生、ベテランの先生等、場面によって役割分担をしながら、問題解決をしていくということをシステムとして組み込んでいくことも必要かと思っております。

時間が限られているので、答弁はいただかないですが、そういったこともぜひ検討していただければと思います。

次に、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLO プラン」に向けた町の取組をお伺いします。国では学びの多様化学校や校内支援センターの設置促進、小さなSOSを

見逃さずチーム学校としての対応、保護者支援、学校風土の見える化、安心して学べる場所の提供などを具体的な施策として掲げております。

令和4年度の全国調査では、小中学校の不登校児童生徒数は29万9,048人で、前年度比22.1%の増。過去最大の人数とのことです。要因としては、児童生徒の休養の必要性を明示した法律の趣旨の浸透によって保護者の学校に対する意識が変化したこと、コロナ禍の生活リズムが乱れやすい状況が続いたこと、さまざまな制限の中で学校生活での交友関係を築くことが難しかったことなど登校する意欲が湧きにくい状況であったと分析されております。

町内小中学校の不登校の状況についてですが、令和5年度で小学校在籍者数445人中15名、出現率が3.4%です。全国平均が1.7%ですので全国より1.7%多いです。中学校は在籍者数231人中19名ですので出現率が8.2%。全国平均が5.9%ですので全国より2.3%多いという状況でした。

そこで多様な学びの場の確保について、町の現在の取組状況を簡潔にお願いいたします。

○議長（青山弘） 笠井教育次長。

〔教育次長 笠井順一 登壇〕

○教育次長（笠井順一） 多様な学びの場については、今、学校等で行っている内容ですが、小学校では一斉一律授業から脱却し、中間教室や自由進度学習を取り入れております。

また、中学校では今年からチャレンジルームという部屋を設けて、集団での授業が苦手な子どもの居場所として行う取組をしております。こちらについても学校からの報告では、一定の成果を上げていると聞いております。

○議長（青山弘） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 長野県教育委員会の資料では、多様な学びの機会を保障する学びの場の事例として、地域資源等を活用した支援に取り組む自治体の紹介をしております。具体的には地域の農場、牧場、企業等による体験等の連携支援体制の構築。また、専門講師が公民館に出向き理科実験など体験的な学びの機会の提供を行った事例が提示されておりました。

また、子どもが体験したこの内容、その情報をもとに教育委員会と連携して出席の判断をし、

施設利用についてのガイドラインを策定、出席扱いの判断をしているとのことでした。

実際に町内でも不登校のお子さんの中で、公共施設を学びの場として利用している児童生徒がいるというお話をお聞きしましたが、あくまでも空間として利用しているというケースであるかと思います。

そこで、体験型の学習の場として歴史ふれあい館やアップルミュージアムなど町内のそういった施設を利用して、町独自の学びを進めることについての考えはいかがでしょうか。

○議長（青山弘）　馬島教育長。

〔教育長　馬島敦子　登壇〕

○教育長（馬島敦子）　お答えします。今、瀧野議員がおっしゃってくださったように校内の中間教室的な所に行けるお子さんはいいのですが、それも難しいと家にいてオンラインで授業に参加しているお子さんももちろんいますが、学校にまず足が向けられない、放課後登校すらできない、しかし、家に閉じこもるのではなく外にどこか居場所を見つけたいという人のために、今まで中間教室を教育委員会が設けていたのですが、今年は中間教室をみつどんのお家にしました。

というのは、2階はワークセンターになっていて、そこで子育て中のお母さんや一般の方でもいいですが、パソコンで仕事をしたり裁縫をしたり、いろいろなことができるのですが、そこに来てそこで自分で勉強をするもよし、すぐ隣には町民会館の図書室がありますのでそこで本を読むもよし、下の階には小さいお子さんがいるので一緒に遊んでもらってもよしというようにして、自分が安心して、のんびり自分のペースでできればいいと思って、今年はそういうことを実際にやっています。ただ、利用としてはまだお試し的な段階でしかないですが、おっしゃったようにそういう場はこれから必要に応じて広げていけたらと考えております。大切なご提案ありがとうございました。

○議長（青山弘）　瀧野議員。

○4番（瀧野良枝）　今おっしゃっていただいたように不登校のお子さんが、まず家から外に出るということの第一段階として、そういったワークになるのでしょうか、その場所で過ごし

ていただくということもいいですし、その次の段階として、やはり誰かから何かを学ぶことによって、学ぶことの楽しみというものを芽生えさせていくというところに段階的に進んでいただければいいのではないかと思っております。

また、国では一人一台端末等を活用した心の健康観察の学校での導入促進の予算化をし、児童生徒の心や体調の変化を把握してメンタルヘルスの悪化やSOSの早期発見につなげる取組をしております。先ほどお話をありましたようにCAPプログラムについては、私も4~5年ぐらい前に子どもたちのSOSの出し方ということでご提案申し上げまして、飯綱中学の校長先生主体でやっていただいたということで、本当にありがとうございます。

不登校を未然に防ぐチーム学校としての取組について、町の状況をお伺いします。

○議長（青山弘） 笠井教育次長。

〔教育次長 笠井順一 登壇〕

○教育次長（笠井順一） お答えいたします。各学校とも毎月、不登校、不登校傾向の児童についてスクリーニング会議というものを行って、職員全員で情報把握、情報共有して個々の対応を検討していき、支援に当たっているという状況です。また、保護者へもそういった内容については連絡をさせていただいて、共通理解における連携を図るように努めているところです。

町の教職員会では、登校支援委員会において各校の不登校やその対応、取組の情報交換、また講師を招いて研修会等を行っており、今年7月には篠ノ井東中学校の吉澤先生を招いて支援会議の進め方や不登校未然防止について講演をいただいたところです。

また、中学校では毎学期末の学校生活アンケート、それから学校生活が楽しいと感じている生徒を今後不登校の可能性のある生徒として捉え、個別面談をし、日々声掛けをして様子を見るといった、生徒を注視した対応をしています。また、必要に応じてソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどにもつなぐという対応もしています。

不登校生徒がいた場合には、その保護者の対応に担任だけではなく登校後援コーディネーターと教頭が加わり、担任の負担にならないように内容を分担して組織で対応するようにしています。

○議長（青山弘）　瀧野議員。

○4番（瀧野良枝）　国では学校の風土の見える化について、学校評価の仕組みを活用して授業への満足度、教職員への信頼感、学校生活への安心感を把握し学校運営の改善の提案をしておりますが、そういう意味を含めまして学校を安心して学べる場所にする取組について町の状況をお伺いします。

○議長（青山弘）　馬島教育長。

〔教育長　馬島敦子　登壇〕

○教育長（馬島敦子）　お答え申し上げます。議員がおっしゃるように学校では毎年、学校評価、自己評価アンケートというのをお子さんと保護者に年に2回行っております。その結果を教育委員会も報告を受けるわけですが、例えば昨年度の自己評価アンケートの結果でいきますと、飯綱中学校で「自分は安心して学校に行くことができる」というのが前期の自己評価アンケートでは94%でした。それが年度末の後期では96%に増え、それは数字としてはありがたい数字だと思っています。

それから小学校の学校目標は2校一緒なのですが「明日も楽しみになる学校」です。その学校目標に対して、例えば三水小学校では「とてもそう思う」と「そう思う」を合わせると90%ぐらいに行くと。その学校の報告の時に教頭が言っていましたのは「中には思わないお子さんがいるのですが、その思わないと答えたお子さんが昨年度よりも減った。それは大変うれしいことだ」と。この数字だけを見て一喜一憂するわけではありませんが、やはりこういう客観的な数字も参考にしながら取り組んでいきたいと思います。

ただ、やはりここに落とし穴があるのは、不登校等で学校に来ていないお子さんは、このアンケートをしていない可能性がある。100%の人がこのアンケートをした結果の94%ではないのではないかという問題もあると思いますので、その辺はこの数字だけを見て「よし」ということではなく、真摯に取り組んではいきたいとは思っております。以上です。

○議長（青山弘）　瀧野議員。

○4番（瀧野良枝）　今、おっしゃっていただいたアンケートも、おそらく学校のアプリの中で

組み込まれているかと思いますので、回答率が高まるような取組をしていただければと思います。子どもが学びたいと思ったときに学べる環境整備など、個々に合わせたきめ細かな支援のさらなる充実を期待しまして、次の質問にまいります。

続いて、特別な支援を必要とするお子さんへの対応についてお伺いします。8月25日の信濃毎日新聞の記事で、県発達障害情報支援センターでは福祉・医療・教育の3分野の連携強化に向けた研修会を開催したとのことで、関係機関が早い段階から情報を共有して円滑な支援につなげる工夫が必要であるとのコメントが掲載されておりました。

非常に重要な視点であるかと思いますが、町内の親の会の皆さんの中でも話が出ておりましたが、特別な支援を必要とするお子さんが保育園から小学校、小学校から中学へと進学する際に、以前は福祉の専門家が常に伴走体制でいて、子どもと保護者、学校をつなぎ支援の手法などのアドバイスをしてくださって、大変心強かったということでした。

その点につきまして、現在のそういった意味での保小中の連携、並びに教育と福祉の連携強化についてお伺いいたします。

○議長（青山弘） 笠井教育次長。

〔教育次長 笠井順一 登壇〕

○教育次長（笠井順一） お答えいたします。飯綱町では児童福祉法第10条の2及び「市町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱の規定に基づき、子ども及び妊婦等の福祉等に関する実態の把握、情報の提供、相談、調査、指導等、関係機関との連携を取って必要な支援を行うために、飯綱町子ども家庭総合支援拠点を設置しているところです。支援拠点では、町内に所在する全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、家庭支援全般に関わる業務、それから要支援児童及び要保護児童、特定妊婦への支援業務、関係機関等との連絡調整、その他必要な支援を行っています。

特別支援委員会や特別支援コーディネーター連絡会など支援の必要な子どもに対する支援会議については、適宜に行っております。特別な支援を必要としている子どもの保小中連携の取組としては、母子保健担当から保育園、保育園から小学校、小学校から中学校へと必要な情報

共有を行っております。そのほかにも就学に向けた5歳児相談や特別支援学校の巡回支援、はぐくみサポート等の事業を行っています。

○議長（青山弘）　瀧野議員。

○4番（瀧野良枝）　さまざまな支援策が講じられているということですが、実際に「以前のほうが心強かった」とおっしゃる保護者がいるということは、関わりの幅というか関わりの仕方について検討していただく部分があるのかと思っております。

次に子どもの将来を見据えた進学・就労等の情報提供、関係者との連携の取組状況についてお伺いします。

○議長（青山弘）　教育次長。

〔教育次長　笠井順一　登壇〕

○教育次長（笠井順一）　お答えいたします。特別な支援を必要とする子どもが就学、進学する際につきましては、その子どもにはどのような就学先が適しているか教育支援委員会で協議を行っております。就労等の情報提供は各学校でも対応しており、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーをはじめとする関係者間での支援会議、庁内ケースワーク会議、重層支援会議等で連携を図り、特別支援会議等では学校の職員だけではなく、子育て支援センター等の町関係諸機関にも参加いただいているところです。就学の支援の内容を見据えた部分の取組をそういった中で行っていく。例えば、小学校におきましては地域の先人の方から、わくわく未来塾で昔の話を聞いたり、中学校では学校運営協議会と会して町内商工会との連携、3年生の進路講和については高校だけではなく就労も含めた各種学校等に依頼して、見学・体験の勧め等を行っているなどです。

○議長（青山弘）　瀧野議員。

○4番（瀧野良枝）　その特別な支援を必要とされるお子さんの進学、就労についての情報提供について、ある程度ベースが整っているということかと思いますが、やはり具体的な部分というのが保護者の方はイメージがつきづらいのかと、皆さんのお話を聞いていて感じているところです。

そこで最後に、メンター制度の導入について提言をさせていただきたいと思います。ペアレント・メンターという制度があります。自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のことで、共感的な支援を行い、地域資源についての情報提供、体験談を話して支援するという制度です。当事者視点による共感性に基づいたメンターによる支援は、専門機関による支援とは異なる家族の立場からしかできない効果が期待され、厚生労働省においても有効な家族支援システムとして推奨されています。

現在も町内には、親の会が活動しており、今悩んでいる方に対して、例えば高校をどうしたらいいのかなどの悩みに対して、過去の経験を話したり、中学卒業後の進路について情報提供を行ったり、いろいろな悩みを持つ保護者の方にとって非常に心強い存在となっています。

ペアレント・メンターの養成講座というのは、もとは県で養成講座を行っていますが、受講できる対象者が細かく限られており、また近年では養成講座が開催されておりません。そこで、町独自のメンター制度というものを構築して、官民連携で子どもや保護者を支える支援体制を構築することについてお考えいただければと思います。

実際に親の会に参加をしてみて、有益な情報を得られたり自分で悩んでいた時に心が解放されて心の安定を図られたという保護者もいれば、ただ、そこにたどり着けない方はなかなかその情報も得られない。情報発信という意味でも公的なサポートがあったほうがより多くの方に伝わると思っております。

また、特別支援ではなく不登校の関係におきましては、不登校の先輩ママたちが運営する情報共有のサイトというものがありますし、不登校のお子さんを支える保護者がかなり活発に利用しているということです。いろいろなアンケートも実施しているのですが、ネット上の掲示板のようなものが一番活用が良いということなのですが、なぜかと言うと匿名性が担保される。自分のことを話さなくて同じことを悩んでいる人の情報を得られる。その同じことを悩んでいる人のコメントを見て自分だけではないと安心する。そういう効果があるということで、ネット上の掲示板が非常に役に立つという一方で、やはり実際にどんな制度があるのかという公的なものに関しての情報は弱く、曖昧な部分もあるということで、ここでも官民連携の必要性

というのが感じられると思っています。

また実際に、町内の親の会の中でも参加できる方はいいのですが、やはり大人数ではそういった自分の細かい内容、家のことまで話したくないという方もいるかもしれません。そういう方のほうが、もしかしたら多いかもしれません。そういった中で、町でメンター制度として、メンターとして、それぞれの方をケースごとに登録をしていただいて、悩んだ保護者が「こういった背景で経験をされた、この方だったら話をしてみたい。話を聞いていただきたい」というような形で対応ができるのではないかと思います。

官民連携のメンターというのは有効であると感じますが、その点に関していかがでしょうか。

○議長（青山弘）　馬島教育長。

〔教育長　馬島敦子　登壇〕

○教育長（馬島敦子）　お答え申し上げます。大事なご指摘をいただいたと思いますが、ただ、教育と医療と福祉が連携して飯綱町は子育てに取り組んでいるわけですが、何でもかんでも全部学校でしょい込んで責任持つてできるかというと、それは本来違うと思います。学校はあくまでも教育活動をする所です。ただ、福祉や医療との連携が大変大事ですので、具体的に言うと、今、よつばの会の話も出ましたが、飯綱町は日頃から社協、あおぞらといった町内の福祉施設などとも連携して会議を行ったり、学校教育に協力していただいたり、いろいろな指導を受けたりしております。そういう意味で、これは保健福祉課との協力にもなると思いますが、メンター制度を教育委員会が主導してやるかというと、それは教育委員会のテリトリーをはみ出していると思います。関係機関と連携しながら取り組んでいけたらと思っております。以上です。

○議長（青山弘）　瀧野議員。

○4番（瀧野良枝）　もちろん特別な支援を必要とするお子さんの話の流れの中でメンター制度が出ましたが、いずれにしても、やはり福祉としっかりと横の連携を取っていただく、一つの制度であるかと思います。

では以上、飯綱町ならではの教育環境の構築に向けて質問をさせていただきました。これで

質問を終わります。

○議長（青山弘） 瀧野議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。再開は 11 時 10 分からとします。

休憩 午前 10 時 55 分

再開 午前 11 時 10 分

---

◇ 伊藤まゆみ

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。

発言順位 6 番、議席番号 13 番、伊藤まゆみ議員を指名いたします。伊藤まゆみ議員。

〔13 番 伊藤まゆみ 登壇〕

○13 番（伊藤まゆみ） 議席番号 13 番、伊藤まゆみです。通告に従いまして、順次お聞きしてまいります。

まず、介護の担い手の養成ということで、少し議論させていただければと思います。

この間、介護予防に力を入れ、効果も出てきています。課題はまだまだありますが、地域で支え合うシステム作りもできつつあります。しかし、担い手不足はなかなか解消されない難しい課題です。町としては、条例を作つて長短で事業所や就職をされた方への支援を実施してきていただいているが、利用に関してはまだまだ積極的というか、大きく進んでいるというわけにはいかない状況があります。

これはもともとは措置であったということで、それに携わる人たちの労働力に対する対価が低く抑えられてきてしまっているという大きな課題があります。国がきちんとした対策を取つて本当にブラックと言われない、そういうものにしていかない限り、思いがあつて職に就いても続けられない、そういう若い人たちがいるという現実があります。

とてもではないけれど結婚はできない、するならば転職か。けれども、同じ業種はそんなに変わらないとなってくると、介護を担っていく人たちが減っていってしまうという現状がある。ここは国が本当に思い切った政策を打つていていただかないと、もう本当に自治体で何とか

というところは大変難しい問題になってくる。それが今の現実だろうと思います。

そしてまた、介護保険においても医療保険においても社会保障費を減らすような、大きくしていかないという国の施策によって、国民の負担がどうしてもある程度増えてしまふ現実がある。収入が伸びず生活がどんどん厳しくなっていく中、本当に安心して住み続けられる地域をどうつくっていくのか、日本という国をどうつくっていくのかという、今、本当に大きな転換点に来ているのではないかと私は思っています。

けれども、これもまたすぐにどうにかできなくても、長い目で養成する土壌といいますか、つくっていくということもとても大事ではないかと考えています。前に申し上げましたが、うちの娘も介護職に就いておりまして、このことについては話すこともあります。矛盾を抱えながら一生懸命やってくれてはいるわけですが、根本的に何が必要なのかというような話になると、なかなか終結まで行かないこともあります。

一つの家庭を見てみると、学校に行ったりいろいろするからあれですけれども、今、朝から晩までマスターズの皆さんと一緒に住んでいるご家庭がだんだん少なくなっています。一緒に住んでいるといいながら二世帯になっていたりという中で、私が育った頃よりは、マスターズの皆さんとの関わり合いが薄くなってきてているように思います。

このマスターズ世代という呼び方ですが、これは第3回の政策サポーター会議で町長に提案をさせていただいた呼び方ですので、町長のご記憶にあると思います。65歳以上の方たちを高齢者と呼ぶのはいかがなものかと。健康寿命を延ばしていただいて、生き生きとはつらつと、これからまだまだ持つておられるさまざまなもの地域や家族や町にも還元していただけるような、そういう活動もしていただきたい世代を高齢者とくくっていいのかという議論から、このマスターズという言葉が、本当にかんかんがくがくの議論の中から導き出された言葉です。それぞれの皆さんと、多くの技術やノウハウを持っておられる、それを発揮していただく世代の方々への期待を込めた言葉でもあります。議会からの施策と予算の要望の中でも、自治体としてもこれを使ってほしいと申し上げているのですが、なかなかそこには至っていない言葉であります。これは飯綱町のサポーター会議で作り出した言葉です。だからあえて、私の質問

の中にはこのマスターズ世代という言葉を使わせていただいています。

また、マスターズ世代のみのご家庭も増えています。一人暮らしのマスターズの方も増えている中で、子どもたちと触れ合うことをとても楽しみにしている方々が地域の中には大変多い。けれども今、学校が統合されて、バスやタクシーで通学をしてしまう中で、子どもたちの声がちっとも聞こえなくなってしまった、とても寂しいとしみじみおっしゃいます。もっとそういう人たちと触れ合う機会を積極的につくっていくということは考えられないのでしょうか。

コロナがあつて保育園や小学校で交流をしてきたものも止まってしまい、だいぶ関わり方が変わってきているというのは承知していますが、こういう時代だからこそ地域の活性化ということに関しても、とても大事なことになっていくのではないかと考えます。その点についてまづお聞かせいただきたいと思います。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 介護保険分野の関係から触れ合い的な交流面についてお答えいたします。

飯綱町の社会福祉協議会がコーディネートして行っているいきいきサロン、総合事業の通いの場の方々は、飯綱中学校の総合学習の一環として、各サロンや通いの場へ生徒さんが出向いて交流を行う機会を数年前から取り組んでおります。複数回など計画的に行うことは困難ですが、とても良い交流学習の機会となっております。

また北部高校の生徒の皆さんも、地域学習の場として年4回学習する機会を設けていただいているところです。内容的には、社会福祉協議会とは、の説明を行い、車椅子体験、見学、当日のデイのご利用者との交流を行っております。こういう企画は、生徒が事前に社協と打ち合わせの上、独自に交流しております。各回おおむね3時間程度の交流におおむね10名ぐらいで参加しております。

近年では新型コロナウイルスの感染症のリスクもあるので、施設系の介護事業所では交流を控えている所もありますが、若い方と被介護者の方が触れ合うことは双方にとってとても良い

ことと思います。できる範囲で事業所の皆さんのご配慮があればと存じております。介護分野への交流等の参加により、生徒の皆さんのが何かしら進路などを考える上で今後の参考になるのではないかと思っております。以上です。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） いきいきサロンやお茶飲み会へ中学生が見えるというのは、うちは北川になりますが、来月中学生が3人ほどお見えになるということをお聞きしています。おととし見えたときに私も参加させていただいたのですが、進め方なども3人で考えてきていただいて、質問、ゲームがあったり、とても和気あいあいと楽しい時間を過ごさせていただきました。

でも、地域に入っていただくのは年に1回です。やはりもう少し触れ合えるような時間があるといいと思います。でもとても大事なことではあると思います。多くの気付きをもたらしてくれる。孫が大きくなって家を離れてしまったマスターズの皆さんも、とても笑顔がたくさん出て楽しかったと言って帰られるということはとてもいいことであると思うわけです。

それもとても大事なことだとは思うのですが、日常的にもう少し触れ合えるような形を取つていけないかということで、ちょっと突拍子もないと考えられるかもしれません、児童生徒と、生徒になると厳しいかもしれませんが、マスターズの皆さんと一緒に学ぶような場をつくれないかということ。教室にマスターズの皆さんのが訪れて、授業に入っていただいて一緒に算数を学んだり国語を学んだりという機会をつくることができないのかということです。これはやはりワークショップの中で出てきた話です。

そうすることによって、大人だと思っていたマスターズ世代の皆さんも、マックスのときよりは、ある程度衰えが来ていてそれなりに枯れてきてといいますか、早く言えば思ったよりもできないこともあるのだ、こういうことに手を貸してあげたら喜んでもらえるのだ、僕たちもこんな声を掛けてもらったらとてもうれしかったという経験をたくさん積んでもらえるような機会のつくり方。ということが、その子の成長にとって人間性を育む上でとても大事になってくるのではないかと思うのです。

私もそうですが、私の子どもたちも地域の皆さんにとても育てていただきました。親の知ら

ない子どもの顔を地域の皆さんにたくさん教えてもらった。子どもたちは、親に切ない顔や悲しい顔を見せたくないのです。だから、通学の途中でそういうのを全部置いて帰ってくる。地域の皆さんはそれをみんな見ている。「昨日泣いて帰ったけど、どうしたんだい。なんかせったかえ」と言われて「ええっ、そんなの知らないよ」「そっかえ」など、そういうのを全部地域の皆さんが聞いてくださって、癒していただいていた。今それがとても足りなくなってきたのではないかと私は思います。

それこそ、道草をしながらうちへ帰るなんていうこともあるのかと思うと、そういう姿を見たこともないし。そういうことにとてもたけている子どもがいたのですけれども。中にはいるかもしれないんですけど、私たちの子どもの頃ほどではないでしょうし。山に入ればキノコの種類を幾つも知っていて、どこに出来るかも知っていて、何が毒キノコかも知っている同級生がいるとか。それを教えてくださるのは全部地域の方々、自分のおじいちゃん、おばあちゃんです。そういう方たちから教わって、自分の血とし肉としてきたという経験がとても少なくなってきている。

それがやはり子供たちの生きる力というものに対しては少し不足してきているのではないかと思います。そうやってつくってきたものが、ある程度の年齢になったときに、マスターズの世代の皆さん方、地域の人でもない、ここを離れてでもいいのだけれども、そういう年代の方々とどう接していくのかをそういう中で学んでいく。職業を考えたときに、それでは介護のほうも考えてみようか、誰かのために自分も頑張ってみようかという一つの大きな足掛かりになつていくのではないかと思うのです。

そこのところで何かいい方法はないのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（青山弘）　馬島教育長。

〔教育長　馬島敦子　登壇〕

○教育長（馬島敦子）　お答え申し上げます。社会情勢の変化の中で、昭和の時代にあった地域住民の子どもや大人、それから子ども同士の触れ合い、大人との触れ合い、お年寄りとの触れ合い、そういうものが地域や家庭の中でも失われてきている。それを何とかするために、お

年寄りを学校の授業に来てもらったらと、ちょっとそういう短絡的なことは考えられないし、それが解決策になるというふうには思いません。

ただ、今、飯綱町の小中学校で一番大事にしているのはふるさと学習です。ふるさとを学びふるさとから学ぶことを通して、ふるさとへの愛着を深め、そこに自分のアイデンティティというものを築いて、ふるさとに根っこを張って生きられる、そういう子どもを育てたいというのが一番根底にあります。そのために今、学校教育では本当に地域の方に支えていただきながら、子どもたちの教育に参加していただいている。

今年また新たな取組として、公民館や生涯学習が中心になって、そこに社会教育委員の皆さんやいろいろな人に協力してもらって、通学合宿を初めて行いました。お寺をお借りしてそこで通学合宿を3泊4日でやったのですけれど、子どもが20人弱集まりました。そこにボランティアで参加してくださった大人が20人を超えて、延べ人数でいけば大人のほうが多かった。

それを見て私は、本当に地域の力はすごい、本当に地域の方は地域の子どものためなら一肌脱いでくださるのだと感激もしたし、これに勇を得て、また来年は卒礼小学校のほうにも広げていきたいと思っています。

また、例えば朝ボラの他にも飯綱町はコミュニティスクール運営協議会を組織して文科省型のコミュニティスクールを運営していくとして、そこにはおらほの学校応援団ということでいろいろな形で地域の方が参加してくださっています。それを大事にしていきたいと思います。

もう一つ、これはまだ海の物とも山の物ともですけれども、中学校は部活が地域移行して中学校の部活はなくなります。これはある意味、子どもを地域に帰すチャンスだと思っています。全部今まで学校がおんぶに抱っこで丸抱えしていたものを、本来あるべき姿の地域に帰すことができていいと思います。

部活というとやはり中学校は運動部が中心で、文化部は少ないので実情です。でもこれが地域活動に移行したら、今、飯綱町にはいいづなっ子クラブもありますが、文化協会やスポーツ協会を通していろいろな文化活動やスポーツ活動をやっていらっしゃる方がいて、そういうところに子どもが今度は自由に入っていけると思います。中学生とおじいさんおばあさんが一緒

に謡曲をやる、日本舞踊をやる、点字を勉強する、手話を勉強するなど、そういうことが広がっていったら素晴らしいというふうに考えております。以上です。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） 中学校の部活の地域移行については大きな課題も多々あると思います。

指導者の問題、子どもたちの健康を守っていくための問題、クリアしなければいけない課題は山ほどある中で、携わっておられる方から不安の声もお聞きはしていますので、十二分に議論を尽くした中で行っていただきたいと思っています。

やはりそういうことも地域の皆さんに周知をしていただいて、子どもたちと一緒にこういうことができる、子どもたちにとってもですが、マスターズの皆さんにとっても子どもたちと一緒に何かができる、子どもたちのために何かができるということは、その方々のとても大きな生きがいになっていく中で、積極的に周知をしていっていただきたいと思います。

だったら私たちも行ってみたいと思えるような取組にしていっていただきたい。ごく一部の方たちだけが関わっているような状況では、町全体の取組にはなっていかないと思いますので、その辺のところを十分考慮していただければと思います。

2日目、令和5年度の飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑の中で、同僚議員から老人会についての質問がありました。

保育園等では、老人会の皆さんに入っていたいとして、サツマイモを掘ったり、焼き芋大会をやったり、七夕祭りと一緒に楽しんだりということがあったわけですが、今はそれを支えていただいていた老人会がなくなってきた。本年度に入ってからも解散をされたところがあるとお聞きしました。老人会の加入者目標が600人ということですが、そこからまたこれで今年度だいぶ減ってしまうことがもう見えてしまったことになると思います。

マスターズの皆さんのが、元気に地域の中で輝いていっていただけるということも大事なわけですが、なにしろ若い方の加入がなかなか進まない中、役員のなり手がないということで解散していくということはお聞きしていますが、老人会に代わるものを見つけていくのはなかなか難しいと思うわけです。

それでも、そういう方たちが核になって子どもたちと関わっていっていただくということはとても大事なことだと思うわけですが、この点についてどのようにお考えになっておられるかをお聞かせください。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。今の老人クラブという名称からシニアクラブに変わっています。今年度に入り3クラブの解散により、現在8のシニアクラブと、それをまとめる連合会になっております。

その中で今まで保育園、小学校、また高校との触れ合いの場を設けております。先ほど伊藤議員からもお話がありましたが、福井団地シニアクラブでは南部保育園の七夕飾りのお手伝い、倉井のシニアクラブでは、さみずっ子保育園でサツマイモの苗の植栽、秋には焼き芋まつりなどを開催しています。また、倉井の事業では学習の場ということで小学生児童とのふれあい学習事業などを今年度計画しております。

今まで確かにコロナの関係でほとんど中止というような事業がありましたが、計画ではほとんどのシニアクラブで、保育園との交流、また高校生との交流活動を計画している状況です。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 老人クラブが解散されたところでは、これに代わる何かは考えられてるのでしょうか。子どもたちと触れ合うような核になっていただけるようなものは考えられているのか、これから町としてはどのような指導をされていくのかについてお聞かせいただけますか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 将来における町の考え方ということで答弁をさせていただきます。私はよく言っているのですが、行政が中心としてやる業務と、地域が主体になってやる業務というものをこれからは少し分担して考えていただきたいなど。

まさにこれは一種の分館活動として捉えていってほしいと思っております。マスターズの皆さんだけがひとくくりで、その人たちとこの世代の人たちと、という考え方ではなくて、地域の中のいろいろな世代、ジェネレーションの皆さんと交流するような機会をぜひ分館活動で取り上げていただければと。

私は平出ですけども、うちのほうでは年に一回、今年は残念ながらやりませんでしたが、区民まつりで子どもからお年寄りまで一堂に農協の集荷場に集まって、歌を歌ったりバーベキューをやったりと、非常に人気があります。それからお祭りの練習。これはうちの娘も行っておりますけれども毎晩やる。教えてくれる先生はマスターズの先生たちです。それは一例ですけれども、ぜひそんなことで考えてほしいと。

町としては、そういう分館活動に対して今の時代に合った支援とはどうだろうということを考え、それに対して支援をしていく、そのようなことを一例として捉えていきたいと思っております。

私ももう立派な後期高齢者になったのですけれども、みんなで集まって湯田中へ行って、1泊して酒飲んで終わりという催しには参加しなくてもいいという感じがあったり。そういう意味では、今の多様な人のニーズに応えるような組織の在り方、そういうものを研究していく時代になったと思っています。そのようなことを今後検討していきたいと思っています。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 区・組はそれぞれ規模の大小があって、それに携わる役員の構成もそれぞれという中、大きなところは結構それで頑張れるのでしょうかけれども、うちのように小さいところでは、分館職員になれば12年はしっかりと勤め上げる。間にたくさん引っ越してきてくださる方がいらっしゃるので副分館長から入っていただければ、下の人たちは足踏みをして待っているという状況の中で、無事卒業すれば20年ぐらいかかる場合もあります。そういう意味では、それぞれの地域でどのような形のものが行われて、どのような工夫がなされているかの交流というものは、その担当が把握して流していっていただきたいと思います。

漏れなくやっていくということは人材的なところで大変厳しいものがあると思います。お勤

めをされておられて、土日も仕事という方もおられれば夜勤があるという方もおられるなど、ふた昔前とは本当に違ってきています。それをどのように解消しながら、世代を超えた交流をしていくのかというところの工夫はそれぞれなされてきていると思います。

そのところは十分に町の中で共有できるような何かうまいシステムなりを作っていただけすると大変ありがたいと思っています。本当にその地区によって、頑張っているところもあれば、大きいけれどもすくがなくなってしまったというところもあります。

うちのほうは今年はお盆前に夏祭りをやって、去年より少なくて30人だったかなという話ですけれども、それでも細々とでも継続していくということがとても大事で、お嫁に行ったり、外へ出た若い人たちが子どもたちを連れてきてくれる中で、とても明るく元気になってくるということもあります。

それぞれ地域創生といいますか、それぞれの地区で頑張っておられるところは本当にさまざまな知恵を出しながらやっているところもあるので、ぜひともそんなこともしていただければありがたいと思います。

次に戦時中の学校日誌は保管されているかということについてお聞かせをいただきたいと思います。まず、飯綱町においては、それぞれ閉校になった学校もありますがどのような状況になっているのかお聞かせください。

○議長（青山弘） 笠井教育次長。

〔教育次長 笠井順一 登壇〕

○教育次長（笠井順一） お答えいたします。戦時中の学校日誌について、存在については教育委員会で把握をしております。学校ごとに保管されている年数、前身の学校の日誌等、保存条件が違っていますが、学校日誌は学校教育法施行規則第28条に規定するもので、5年間保存ということになっています。それ以上保管する必要はないのですけれども、一応各学校に確認したところ、戦時中までの日誌を持っている学校もあるということを確認はしております。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 今ほど教育次長がおっしゃられたように、学校教育法施行規則の第28

条で、学校において備えなければならない表簿に規定されている一つで、教頭先生が記入をされて、校長の認印をもらっておくべきものとされていて、保管期間は5年。けれども伝統のある学校においては、創立からのものが保管されていることが珍しくない。それこそ学校の歴史としてきちんと取ってあると言われています。

よって、学校日誌について研究をされている大学の教授もたくさんおられます。宮城学院女子大学の大平教授ですとか、この間は土佐清水市の学校教育課を訪ねられて、それを調べられたのが3人いらっしゃいました。学習院大学の斎藤名譽教授同じく須田教授、立教大学の前田名譽教授は3人そろって戦時中の学校日誌を見られたと。

市によっては、市の歴史の編纂をするために資料を広げたときに学校日誌が出てきて明らかになってくるものもあるわけですが、中には記入をした後、黒塗りされている部分があるものもあると。当然、戦争について述べられているところは見えないようにしていったのだと思います。

そのような中で、日常生活、すぐそばにある日常の中の戦争というものが、結構こと細かくそこには記されている。子どもたちの様子であったり、ご家庭の様子であったり、被害の状況もあったり、さまざまな状況が克明に書かれてきている中で、日常の中の戦争がそこから見えてくるということをおっしゃられる方もおられます。今そこに注目をされて研究がされているという実態だそうです。

そういう部分において、飯綱町の戦時中の学校日誌を読み解くというようなことは考えておられますか。

○議長（青山弘）　馬島教育長。

〔教育長　馬島敦子　登壇〕

○教育長（馬島敦子）　お答えします。結論から申し上げますと、学校において、または現在の教育委員会において学校日誌を研究する予定はあるかというとありません。

ただ、今、次長からありましたように、戦時中のものも学校によっては残っております。そういうものを、例えば飯綱町の郷土史研究家の方、歴史ふれあい館等が主催しているそういう

学習会もありまして、もしそういった方たちが、または今、議員がおっしゃったようにそういうことを研究している大学の先生たちが研究の資料として見せてほしいということがあれば、別にそれを提供することはやぶさかではありません。

ただ、やはり内容によっては、学校日誌ですので、個人の記録ではないから大丈夫と思うのですけれども、内容に差し障りのない範囲でそういうものを提供することはやぶさかではありません。以上です。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） この時代においては、今、戦われようとしている自民党の総裁選挙のあら立候補者が、核を搭載できる戦艦を持つことを公約に掲げてくる時代になってきました。タレントのタモリさんが、新しい戦前の足音が聞こえてきたと言ったのはもう3年ほど前になりますが、決して間違ってはいない。防衛費がどんどん膨らんで、そのための増税を行う話も出てきている中で、戦争の本質を知っていく、すぐそこに戦争があったのだということをきちんと知っていくことは、とても重要なことだと思っています。

それを自らの言葉で話してくださる方々がどんどん少なくなっていく。体験を拾い上げてどう伝えていくのかというところも大変に難しい時代にもなってきています。飯綱町の憲法9条を守る会では、毎年平和というものについて考える機会を年1回ずつ持って、学びながら共有をしているわけですが、大変多くの皆さん、この平和を守っていくということに対しての危惧を抱いておられる。

子どもたちや孫たちに平和な社会をそのまま手渡すために自分は何ができるのかということを問い合わせながら、年に何回かは具体的に考えながらお話をしてくださいの方もおられるという状況の中、平和への資料として生かすということも当然考えられていくのではないかと思うわけです。

今、教育委員会としては、それを研究することはないとおっしゃいましたので、そうなってくれば住民の方々を募って研究会の中でそれを読み解くという方法しかないかと思ってはいますが、たぶん詳細で飾りのない言葉で、それぞれの毎日が綴られているのではないかと思って

います。

なかなか、平和というものを家族の中で話す機会も減ってきており、私はとてもいい資料になると思いますので、それを生かすための何かはぜひともやっていきたいと思っています。その折にはぜひ協力をしていただきたいと思いますので、お願ひいたします。

○議長（青山弘）　馬島教育長。

〔教育長　馬島敦子　登壇〕

○教育長（馬島敦子）　少し補足させていただきます。学校日誌というのは今も学校で毎日つけています。今日どういうことがあってという事実を記録するのであって、例えば来校者は誰だ、業者はどういう業者が来た、行事はこういうのがあったというそういう事実を記録していくものです。戦時中だったら軍事訓練があったなど、そういうこともあるかもしれないから資料性が全くないとは言いませんけれども、学校日誌が平和教育の大変貴重な教育材料になるかというと、私はそんなに高いとは思っておりません。

戦後、日本の学校教育は、二度と再び教え子を戦場に送らないという思いのもとスタートしております。そういう意味で、今、飯綱町の子どもたちが、戦争の危機にさらされたり平和が担保されないということがあったら、それは飯綱町の教育委員会としては全力を挙げて阻止して、子どもたちの平和を守るために全力を挙げたいと思っております。

ですから、平和教育をないがしろにするなど、そういうこととは全く関係ないと思っております。以上です。

○議長（青山弘）　伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ）　ただ、私たちがしっかりと心にとどめておかなければならないものは、戦争法とも呼ばれる安保に関わる法律が閣議決定され、今、実際にある中で、国が言うことは、もし戦争に突き進んでいってしまえば、どんなに嫌だと言っても行政はそれに協力せざるを得なくなる。

その現実というものがもう目の前にあるわけで、そのことについても学ばなければいけない。安穏とただ子供たちを二度と戦争には送らないと言い続けたところで、それを止める力はどこ

にあるかといったら、私たちが持っている選挙のときの1票にしかならないわけです。そのところをきちんと捉えておかないと、ただ安穏としてはいられないと私は思っています。

マスターズの皆さんと話す機会が大変多いわけですが、おばあちゃんになられて孫がいる、ひ孫もいるという方々、お母さん、おばあちゃん、ひいおばあちゃん、日本がこんな世界になって戦争に巻き込まれた、あなたはそのとき何をやっていたのと言わねないために何をするのかということを、自分に問い合わせながら今頑張っているとおっしゃっている方もおられます。

私はそういう方々の思いに依拠しながら、平和に関することには、曲げずにしっかりと前を向いて声を大きくしてやっていきたいと思っています。日々実直にただ現実を記されている学校日誌ではありますが、読み解いてみなければ中に何があるのかは分からぬ。ただ埋もれた宝にして良いのかどうか。開いてみたら何もなかったということはあるかもしれません、それだって開いてみなければ何があるのかも分からぬわけです。

ただ埋もれさせるのは大変にもったいない資料だと思いましたので、今回の質問をさせていただきました。以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（青山弘） 伊藤議員、ご苦労さまでした。

以上で一般質問を終了します。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（青山弘） ここでお諮りします。

明日7日から23日までの17日間、本会議を休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、明日7日から23日まで本会議を休会することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

ここで本会議2日目、決算認定に関する質疑に対する答弁を、永野保健福祉課長、池内副町

長、平井企画課長が行います。永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） それでは、風間議員の質疑に対してお答えいたします。行政報告書 260 ページの長野県価格高騰特別対策支援金を辞退された世帯についてです。対象世帯に対して支給世帯のその差 21 世帯の内訳ですが、未申告のままの世帯が 2 世帯、交付要綱では提出期限までに申請が行われなかった場合、支給を受けることを辞退とみなすことから、給付申請されなかった世帯は 19 世帯です。

続きまして 261 ページの低所得世帯生活支援臨時給付金事業、均等割のみ課税世帯についてです。対象世帯から支給世帯のその差 19 世帯に対して、この事業は年度末の事業であったため、令和 6 年度に繰り越して支給しました。支給世帯が 12 世帯、提出期限までに支給されなかった世帯が 7 世帯です。以上です。

○議長（青山弘） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） 決算認定の資料説明の際に、瀧野議員から質問がございました地域活性化企業人の効果等についてご説明を申し上げます。

まず、地域活性化企業人の制度ですけれども、これは都会の三大都市圏の企業で特殊な技能を持った人を地方自治体に派遣し、その中で地域活性化に役立っていただこうという制度です。この際の人事費は国が特別交付税で 100% 措置していただける、町の実質的な負担なしという、非常にありがたい制度です。

まずその制度をご理解いただいた上で、今回は町が株式会社サントラストという会社と協定を締結いたしまして、今回、地域活性化企業人として中村さんという方の派遣を受けてきたものです。中村さんの持っている特殊なインターネット関係の色々な技術やスキルを生かして、町の第三セクターであるふるさと振興公社の EC サイトのシステムの強化をしていただき、そういったものを通じて町の農産品の売り上げの拡大、あるいは販路拡大に非常に貢献していただいているという状況です。

なお、去年のチラシの中で執行役員という表記があったということですけれども、執行役員という制度は、会社との雇用契約に基づいて従業員であることが条件となっております。中村さんの場合にはそういった形にはなっておりませんので、チラシ等の関係で執行役員という記載があったことについてはおわびをしたいと思います。

具体的な地域活性化企業人としての効果ですけれども、中村さんが来る前にふるさと振興公社としてネットショップを立ち上げたときには、売上が 40 万円程度しかありませんでした。

その後、中村さんに色々な力を借りる中で、振興公社で持っている EC サイトは大きく分けて 2 つあるわけですが、まず振興公社独自のいいづなファームという EC サイト、これは楽天とヤフーに出店をしているわけですけども、そのサイトのデザインを再構築していただきました。更にデザインだけではなくてそれを使って申し込みを受ける人の伝票の発行システム、あるいは注文と発送を管理するシステム、そういうものも併せて構築していただきました。

また、もう一つの公社のホームページが独自に持っているオンラインショップにつきましては町が小規模農家向けに持っていたみつどんマルシェというサイトとの一本化をしていただきました。その中で 23 軒の農家を開拓していただきまして、その商品の記事あるいは農家の記事の聞き取りと制作、そういうものも行っていただきました。

そういう中で、公社全体としてのネットショップの関係の売上につきましては、先ほど言いましたように、着任前 40 万円程度だったものが令和 4 年度は 950 万 9 千円、令和 5 年度は 781 万 5 千円という金額になっています。令和 5 年度が若干落ちているのは、令和 4 年度に県の特別キャンペーンがあって売上が伸びたり、あるいは令和 5 年度は霜被害で贈答品が減ったりというような事情もあるわけです。こうした中でネットショップ関係の売り上げは 800 万円から 1,000 万円に届くかくらいの規模まで来ています。

アクセス件数については、令和 4 年度 7 万 7,663 件、令和 5 年度は正確な数字はまだ把握できていませんが、約 7 万 5,000 件ということで、7 万件から 8 万件のアクセス件数。購入者数については令和 4 年度が 2,151 人、令和 5 年度は 2,274 人ということで、2,000 人を超える購入者数に達しているというような状況です。これは非常に大きな成果と考えています。

また、瀧野議員がご心配されている手数料等の色々なシステム経費がECサイトの売上では経営を圧迫するのではないかというお話ですけれども、実際には、振興公社で行っているこのサイトの中では、売値にその手数料分を上乗せして販売しているという状況です。

大きなサイト等については、多少売値が高くなっても、アクセス件数も多いものですから、経費をかけて売値を上げても全体としてはその売上増につながっているという結果が出ているのが実情です。

それからもう一方で、ふるさと納税の関係も町と協力してやっていますが、もともとカンマッセのほうでふるさと納税の事務を全般にやっています。そのサイトに載せていく振興公社の返礼品についての写真やコメントの作成、また一方で、町から委託を受けてサイトを管理しているさとふると三越伊勢丹について、そこへ提出する産品の原価は3割以内となっていますので、その3割に相当する分が公社の売上になってくるという状況です。これが令和4年度は890万3千円、令和5年度は1,213万4千円とかなり売上が伸びている状況で、ネット関係の売上合計は、約2,000万円弱の金額になっているということで、これが令和5年度の公社の黒字決算にもつながっているところです。

今後もネット関係について大きな柱となっていきますので、より増やしていきたいと考えております。以上です。

○議長（青山弘） 平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一朗 登壇〕

○企画課長（平井喜一朗） 渡邊議員からの行政報告書内の評価の割合はということでしたが、順調に進捗の評価Aですが48%、おおむね順調の評価Bが41%となっており、評価対象とした全事務事業に対し、約90%がおおむね順調に進捗しているという状況となっております。以上です。

○議長（青山弘） 以上で答弁を終了します。

なお9月24日の本会議最終日は、午後1時から開きます。

本日はこれにて散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 0 時 4 分

令和 6 年 9 月 飯綱町議会定例会

( 第 5 号 )

# 令和6年9月飯綱町議会定例会

## 議事日程（第5号）

令和6年9月24日（火曜日）午後1時開会

日程第 1 諸般の報告

報告第14号 議員派遣結果報告

日程第 2 常任委員会審査報告

（1）予算決算常任委員会

（2）総務産業常任委員会

（3）福祉文教常任委員会

日程第 3 常任委員会付託案件に対する討論、採決

日程第 4 議案第62号 令和6年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 5 議案第63号 令和6年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第 6 議案第64号 令和6年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 7 議案第65号 令和6年度飯綱町病院事業会計補正予算（第1号）

日程第 8 議案第66号 令和6年度飯綱町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第 9 議案第67号 令和6年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第71号 令和6年度飯綱町一般会計補正予算（第3号）

日程第11 発議第6号 地域高校の存続と30人規模学級を求める意見書案

日程第12 発議第7号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書案

日程第13 発議第8号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書案

日程第14 発議第9号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書案

追加1 日程第1 発議第10号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制

## 度の確立を求める意見書案

追加 2 日程第 1 発議第 11 号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者への賃上げや人員増を求める意見書案

日程第 15 議員派遣の件

日程第 16 閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	渡 邊 千賀雄	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	青 山 弘		

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛		
教 育 長	馬 島 敦 子	監 査 委 員	山 浦 修
農 業 委 員 会 長	高 橋 明 彦	選 挙 管 理 委 員 長	木 賀 田 けさ代
総 務 課 長	高 橋 秀 一	企 画 課 長	平 井 喜 一 朗

税務会計課長	藤 沢 茂 行	住民環境課長	宮 島 幸 男
保健福祉課長	永 野 光 昭	産業観光課長	清 水 純 一
建設水道課長	若 林 宏 行	教 育 次 長	笠 井 順 一
飯綱病院事務長	相 澤 浩 幸	総務課課長補佐	近 藤 久 登

---

#### 事務局職員出席者

事務局長 土 倉 正 和 事務局書記 若 林 諒

開議 午後 1時00分

### ◎開議の宣告

○議長（青山弘） 皆様、ご苦労さまです。9月定例会も本日が最終日です。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

### ◎諸般の報告

○議長（青山弘） 日程第1、諸般の報告を行います。

報告第14号 議員派遣結果報告。

本報告につきましては、予めお手元に配付のとおり報告を受けておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎常任委員会審査報告、質疑

○議長（青山弘） 日程第2、常任委員会審査報告を行います。

予算決算常任委員長より、お手元に配付のとおり報告を受けております。

議員全員により、予算決算常任委員会で審査しておりますので、口述による委員長報告及び報告への質疑を省略いたします。

次に、総務産業常任委員長の報告を求めます。中島総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 中島和子 登壇・報告〕

○総務産業常任委員長（中島和子） 総務産業常任委員会審査報告書、令和6年9月24日、飯綱

町議会議長 青山弘様、総務産業常任委員会委員長 中島和子。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。事件番号、件名、審査の結果の順に読みます。

議案第 48 号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 52 号 令和 5 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第 57 号 令和 5 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第 58 号 令和 5 年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、認定。

議案第 60 号 令和 5 年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、認定。

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。以下、赤文字のみ報告します。

議案第 48 号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

質疑なし。討論なし。採決の結果、賛成多数で可決とした。

議案第 52 号 令和 5 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑なし。討論なし。採決の結果、賛成多数で認定とした。

議案第 57 号 令和 5 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

質疑②、町営住宅・若者住宅周辺の草刈り等作業は居住者に任せるべきではないか。

回答②、戸建住宅の敷地は居住者が管理しているが、共用部分の管理は町が行っている。

討論なし。採決の結果、賛成多数で認定とした。

議案第 58 号 令和 5 年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

質疑②、一般会計から水道会計への繰入れはどのくらいか。

回答②、負担金として 23,982,000 円、補助金として 8,250,000 円、負担金として 22,280,000 円、補助金として 8,250,000 円、合計で約 6,000 万円となる。

また、消火栓新設の工事負担金 449 万円である。

質疑③、繰入れない場合どのくらいの料金改定が必要となるのか。

回答③、30%程度である。

質疑④、料金改定よりもまず有収率を上げていくことが必要ではないか。

回答④、町内の管路延長は233km、法定耐用年数経過管は70kmある。1m単価4万円とする  
と28億円かかる。有収率向上には管路更新が必要となる。また、令和6年度から衛星を使った  
漏水調査実証実験を実施している。今後はAIを活用した劣化診断等も検討している。

討論なし。採決の結果、賛成多数で認定とした。

議案第60号 令和5年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

質疑、決算報告書419ページの1-3業務の表の作り方について、左から右へ年度が進むのが  
一般的と思われるが理由は。

回答、令和2年度から公営企業会計となってから現在の記載になっているが、地方公営企業  
法に基づく決まりがあるのか、当町下水道事業会計の公認会計士に確認する。

討論なし。採決の結果、賛成多数で認定とした。

以上です。

○議長（青山弘） これより、総務産業常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。中島委員長、ご苦労さまでした。

続いて、福祉文教常任委員長の報告を求めます。瀧野福祉文教常任委員長。

〔福祉文教常任委員長 瀧野良枝 登壇・報告〕

○福祉文教常任委員長（瀧野良枝） 福祉文教常任委員会審査報告書、令和6年9月24日、飯綱  
町議会議長 青山弘様、福祉文教常任委員会委員長 瀧野良枝。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定に  
より報告します。事件番号、件名、審査の結果の順にご報告いたします。

議案第49号 飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例、可決。

議案第50号 飯綱町福祉医療費給付金支給条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 53 号 令和 5 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第 54 号 令和 5 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第 55 号 令和 5 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第 56 号 令和 5 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第 59 号 令和 5 年度飯綱町病院事業会計決算の認定について、認定。

請願第 1 号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願、不採択。

請願第 2 号 地域高校の存続と 30 人規模学級を求める請願、採択。

請願第 3 号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書、採択。

請願第 4 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書、採択。

陳情第 10 号 動物の保護に関する陳情書、採択。

陳情第 11 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情、採択。

陳情第 12 号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書、不採択。

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。以下、赤文字のみ報告いたします。

議案第 49 号 飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

質疑なし、討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 50 号 飯綱町福祉医療費給付金支給条例の一部を改正する条例

質疑なし、討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 53 号 令和 5 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定につい

て。

質疑①、町外在住の利用者は何人か。

回答①、令和5年度末時点では信濃町で5名。なお、現在は新たに長野市で2名が利用している。

質疑②、電話連絡の件数が増えているが、どのような内容か。

回答②、独居の方や精神疾患の方からの連絡。相談や不安の訴えを傾聴している。

討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第54号 令和5年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

住民環境課。

質疑①、国民健康保険の短期被保険者証の発行世帯数の実績は。

回答①、5世帯8名に交付。有効期間は1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月。高校生以下の世帯員がいる世帯は、ない。

質疑②、国民健康保険の短期被保険者証は今後どうなるのか。

回答②、紙の被保険者証がなくなるため短期被保険者証も廃止となる。今後の滞納者への対応は検討を要する。

保健福祉課。

質疑、受診率が40%台なのはなぜか。受診しない人の理由は。

回答、対象者の7割以上が医療機関を受診しており、「病院で診てもらっている」と回答する方が多い。他に病気が見つかることを恐れている人や、見つかったことでその後の治療費が気がかりで健診を受けないという話も聞いた。

討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第55号 令和5年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

住民環境課、質疑なし。

保健福祉課。

質疑、対象者数というは何の数字か。受診率が低いが胃のバリウム検査など高齢者が受け

にくいのは当然と思うが。

回答、町民健診は血液検査が主であり、胃検診は含まれない。町民健診の対象者は 75 歳以上の人口である。

討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第 56 号 令和 5 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑、コロナ感染症の影響により、令和 5 年度では給付費が減少している傾向があるとの説明であったが、近ごろは日常が戻っている状況で、新たに策定された第 9 期事業計画と比較し、介護給付費の現状はどうか。

回答、計画数値を大きくしてしまうと保険料にも影響を及ぼすため、策定段階においても令和 5 年度と同等の水準で見込んでいる。傾向的には介護保険給付から最期は医療保険給付へと移行する方も多くみられ、給付が極端に伸びることはなく、ほぼ計画どおりに推移しているとみている。まだ半年程の実績であり、今後も毎月の給付実績の状況等を注視していく。

討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第 59 号 令和 5 年度飯綱町病院事業会計決算の認定について。

質疑①、資金繰りのため補正予算により町からの繰入金があるが、当初予算に計上できないか。

回答①、町の代表監査委員より、当初予算が足りないため繰入をするのではなく、ある程度の不足額を積算して当初予算を計画していくべきだと指摘があった。その場合、収支不均衡予算となる。他院では収支不均衡予算を行った事例もあるが、今後どのような方法がよいか検討していきたい。

討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

請願第 1 号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願。

説明者なし、紹介議員より補足説明、質疑応答。

質疑②、支払能力のある家庭は支払った方が良いという意見があるが。

回答②、教育は公平に行われるべき。所得の多い人は、あらかじめ所得に応じた税金を納めている。そこが不足しているのであれば、税の取り方を考えるべき。なぜ授業料だけが所得で差をつけられるのかは大きな疑問である。

反対討論、財源に問題がある。赤字が当たり前と言う考え方を国民は考え直さなければならぬ。最終的には少子化に影響すると考える。教育を受けることによって利益を得ることになるので、費用を負担するのは当たり前と考えないと国の赤字は解消できない。所得制限は必要である。

賛成討論、子ども達に教育を提供するのは国の責務である。国が教育に関して多くの予算を支出していない現実がある。ヨーロッパの国々は無償化に力を入れている。大学卒業まで無償化している国々もあるという現状を考えると、高校生の無償化はやるべきである。所得制限なく、全員が安心して学べる環境を作ることは、国であれば当たり前の施策である。

反対討論、国の責任で施策はしていくべきであるが、限られた予算の中で、まずは支援を必要とするところに優先的に対応していくことが実質的な方策である。根本的な問題を議論する上、税制の体系も含めて公平性を検討しなければならない。教育の無償化だけを議論するのは、この状況では不賛成である。また国際人権 A 規約 13 条では、教育は無償化とは言っていない。

採決の結果、賛否同数。委員長採択で不採択とした。

請願第 2 号 地域高校の存続と 30 人規模学級を求める請願。

説明者なし、紹介議員より補足説明、質疑応答。

質疑④、地域高校の存続については、県はこれまで都市部の高校と中山間地域の高校を分けて、モデル学校を作るなどして検討してきた。請願趣旨の「機械的な再編・統廃合の乱暴さ」という理解ではなかったが、どこからそのような考えが出てくるのか。

回答④、再編計画が示され、一度は落ち着いたが、また再編計画が示された現実がある。その地域の皆さんにとってみれば、大きな問題となっていることを受けてということであると思う。

意見、北部高校は、中山間地の学校として、どんな学生数になろうと存続していくという方

針が出されている。クラス人数を 30 人とするというよりも、存続するということが重要である。まずは県が重要視している地元の地域から支持される学校であるために、魅力ある学校をどうするかであると考える。

討論なし、採決の結果、全員賛成で採択とした。

請願第 3 号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書。

説明者、長野県教職員組合長水支部 阿藤氏。

質疑③、現在、長野県において 35 人学級でやってきた評価がどこにも示されていない。その効果は検証されているのか。

回答③、現場の実感としては、以前の 40 人学級に比べて、一人ひとりに接する時間が増えたという声は多く届いている。

質疑⑤、少人数とは極端に言えば 5 人や 10 人でも良いのか。

回答⑤、単純にどのぐらいの人数が良いのかは難しいが、現在、発達障がい等のお子さんの対応にも時間が多く必要となってきている。35 人はまだ多いという実感である。

反対討論、予算面等、様々な問題を通してでも少人数学級を進めるならば、それ相応の現状分析をし、効果を示すべき。国庫負担制度には賛成であるが、この請願内容では、不採択とせざるを得ない。

賛成討論、教育現場はブラック職業とまで呼ばれて、なり手不足である。児童生徒の環境改善と併せて、教師の待遇改善が必要である。

賛成討論、国は 1 年ずつ学年を増やす中で 35 人の少人数学級を実現してきた。小学 6 年生まで広げてきたが、まだ中学生が残っている。義務教育の中で少人数学級をさらに進めて欲しい。そのためにも教員の定数の見直しが必要。非常勤の教員が担任を務めている状況が複数ある中で、きちんと手立てをしないといけないと考える。

採決の結果、賛成多数で採択とした。

請願第 4 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこ

と」を長野県知事に求める請願書。

説明者、長野県教職員組合長水支部 阿藤氏。

質疑①、へき地手当の実態が良く分からぬ。地域手当との違いは。

回答①、地域手当は、全国的に見れば賃金の地場相場に大きく影響する。例えば東京は20%と高く、へき地の物価に対応するという趣旨ではない。

質疑②、物価以外に手当の説明がつくものが無いのではないか。

回答②、基本給を低く抑えて、その代わりに都市部により厚くという流れである。本来であると、長野県内でも松本・塩尻・長野で3%程つくものが、移動が広域になるという事で、一律で1.7%となっている。

討論なし、採決の結果、全員賛成で採択とした。

陳情第10号 動物の保護に関する陳情書。

説明者なし。

意見、実際に野良猫が大量に繁殖してしまい、苦労された話がある。長野市では飼い主の居ない猫にはオスが1万円、メスが1万3000円の補助が出る。そこを手厚くして欲しいという所は理解できる。

討論なし、採決の結果、全員賛成で採択とした。

陳情第11号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情。

説明者、長野地区平和・人権・環境労働組合会議 事務局次長 中村浩之氏。

質疑①、日本が条約を批准しながら、選択議定書の批准を行わない理由は。

回答①、選択議定書による個人通報制度と調査制度があり、この制度を適用して日本で裁判が起きた場合に、裁判とこの裁定に違う場合があることを政府が恐れているのではないかと考えられている。

賛成討論、男女共同参画を真に進めるためにも、賛成。

採決の結果、全員賛成で採択とした。

陳情第12号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや

人員増を求める陳情書。

説明者、長野県医療労働組合連合会 書記次長 高橋ただし氏、北信総合病院 西澤氏。

質疑①、賃金は雇用関係の中で発生してくる手当であり、ベースアップや手当について国に全額求めるのは、要求の方法が違うのではないか。

回答①、病院の報酬は、基本的には診療報酬、介護報酬で決まってくる中で、物価高に対して、他産業のように価格に転嫁することができない。国で責任をもって、職員に賃金として回るようにお願いしたいというのが、今回の趣旨である。

質疑③、離職率が入職率を上回ったということだが、離職者の年代構成や比率は把握しているか。

回答③、中堅がかなり辞めており、経験の浅いスタッフが残っているのが現状。若手のスタッフは業務が嵩むと不合理だという事で、安易に他産業に移っていく。外から来た中堅スタッフも疲弊し、残されたスタッフも心が折れて辞めていくという状況がある。

反対討論、保育・看護・医療のケア労働者の現場の声は相応の報酬になっていないと聞いている。現状は女性が圧倒的に多い職場で、歴史的な差別にも繋がっていると考える。処遇改善は急務と考えるが、全額公費には反対である。

賛成討論、医療・介護は命に一番近い現場で、大事な業種であるが、その対価が他業種に比べて低く抑えられてきている。物価高で事業所は経営改善をしても7割の事業所が赤字である。特に介護の現場は離職者が止まらない現状である。全てのケア労働者に対して全額公費で支援することが求められている。国民の命と暮らしを守るため、採択すべきである。

採決の結果、賛成少数で不採択とした。

以上です。

○議長（青山弘） これより、福祉文教常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） なしと認め、質疑を終了します。瀧野委員長、ご苦労さまでした。

---

◎常任委員会付託案件に対する討論、採決

○議長（青山弘）　日程第3　常任委員会付託案件に対する討論、採決を行います。

常任委員会付託案件に対する討論、採決の順序につきましては、各案件の議案番号順に行います。

議案第48号　飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘）　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘）　討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘）　起立多数です。

したがって、議案第48号　飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第49号　飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘）　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第49号 飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第50号 飯綱町福祉医療費給付金支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第50号 飯綱町福祉医療費給付金支給条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第51号 令和5年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。小林議員。

〔3番 小林文廣 登壇・討論〕

○3番（小林文廣） 議席番号3番、小林文廣。反対討論。議案第51号 令和5年度一般会計歳入歳出決算の認定について。

区、組活動補助金決算額950万7,010円。2020年、令和2年10月1日、国勢調査に基づく飯綱町自治会組織加入率、総務課発行によると町全体で3,767世帯。2020年、令和2年9月末日広報誌未配布122世帯。その内東高原区自治会は広報誌未配布22世帯です。区長・組長、衛生組合長等は広報紙、ゴミカレンダー等の配布責務を果たしていない。公共福祉に反しています。

飯綱町自治会は従来からの世帯がほとんどだそうですが、移住者等は慣例慣習により全世帯は自治会に当然自動加入しています。移住者は町に宅地建物購入取得税、固定資産税等の地方税を町に収めています。住民登録なく、その時点で自治会に当然自動加入しています。借家を借りだす住民も住民登録なども済めば町の住民です。慣行慣例慣習によって自治会に当然自動加入しています。東高原区自治会は広報未配布22世帯にゴミ集積所使用禁止処分しています。ゴミ集積場の掲示板に掲示、抜粋です。

令和3年10月2日、2021年以前に撮影証拠写真、全文抜粋読みます。このゴミステーションは東高原自治会が費用を負担し、管理をしています。自治会に加入されていない方は、大変申し訳ありませんが、天狗の館別荘地利用者用ゴミステーションへお持ちください。天狗の館の前のゴミステーションについては、お問い合わせ申し込み天狗の館受付にお願いします。

ゴミ集積場の掲示板その2。2021年、令和3年10月1日撮影。このゴミステーションは、東高原自治会で管理運営しています。自治会に加入されていない方は、大変申し訳ありませんがこのゴミステーションのご利用をご遠慮ください。不明な点は飯綱町住民環境課生活環境係へお問い合わせください。東高原自治会ゴミステーション外側に置かれたゴミは不法投棄となります。

飯綱町住民環境課生活環境係は容認している。ゴミ集積場設置要領、平成2年制定、飯綱町

所有土地に行政予算でゴミ庫を建設した。施設掲示板に掲示して、平成2年以降33年余り広報未配布者に使用禁止処分をしている。反対です。

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。渡邊議員。

〔5番 渡邊千賀雄 登壇・討論〕

○5番（渡邊千賀雄） 議席番号5番、渡邊千賀雄です。私は、議案第51号 令和5年度飯綱町一般会計歳入歳出決算に賛成の討論を行います。

令和5年度一般会計歳入歳出決算は93億1,916万円、前年度に比べ8億1,400万円、9.6%の増となっております。

新型コロナ感染症対応、町施設の改修、ふるさと納税等の取組、また第2次総合計画の達成に向けて、人口減少課題、地域の農業振興、健康福祉増進事業に積極的に取り組み、住民要望の実現を取り入れた決算と言えると思います。

主な施策として、地域医療の拠点として飯綱病院の運営、子育て・福祉医療の充実、公共交通バスの運行、防犯灯の設置管理、中山間地域等直接支払事業・奨励作物支援事業等の農業支援策、また住宅リフォーム補助、就職あっせん相談窓口業務、補聴器エアコン購入補助、奨学金や教育環境条件整備、学校給食費半額補助、図書館施設の移設など新規事業を含めて評価し、今後の継続取組と拡充を願うところであります。

なお、ふるさと納税寄附金や過疎債を有効に使い、住みたくなる、そして住んでいて良かったと実感のできるまち、活力あるまちづくりを町民は求め期待しております。

町民の命と暮らしを守るのが地方自治体の仕事です。これからも非核平和宣言のまちとして、国へは憲法9条を守り、核兵器廃絶を訴え、戦争の準備ではなく平和の準備を、災害への備えこそ求めていくことが重要だと思います。

以上、意見を付して賛成討論とします。

○議長（青山弘） 次に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおりこの決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 51 号 令和 5 年度一般会計歳入歳出決算の認定については、認定するこ  
とに決定しました。

議案第 52 号 令和 5 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決  
算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する総務産業常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、令和 5 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算  
の認定については、認定することに決定しました。

議案第 53 号 令和 5 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定につい  
てを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する福祉文教常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 53 号 令和 5 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 54 号 令和 5 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する福祉文教常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 54 号 令和 5 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 55 号 令和 5 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する福祉文教常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 55 号 令和 5 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 56 号 令和 5 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する福祉文教常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 56 号 令和 5 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 57 号 令和 5 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する総務産業常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 57 号 令和 5 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 58 号 令和 5 年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する総務産業常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 58 号 令和 5 年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 59 号 令和 5 年度飯綱町病院事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する福祉文教常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 59 号 令和 5 年度飯綱町病院事業会計決算の認定については、認定する

ことに決定しました。

議案第 60 号 令和 5 年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する総務産業常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 60 号 令和 5 年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、認定することに決定しました。

議案第 61 号 令和 6 年度飯綱町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する予算決算常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 61 号 令和 6 年度飯綱町一般会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は 2 時 00 分からとします。

休憩 午後 1 時 50 分

再開 午後 2 時 00 分

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第 1 号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。渡邊議員。

〔5番 渡邊千賀雄 登壇・討論〕

○5番（渡邊千賀雄） 議席番号 5 番、渡邊千賀雄です。請願第 1 号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願に賛成の討論を行います。

高校教育が現在、義務教育化並みの進学状況となってきております。学ぶ権利を保障するため、高校無償化を復活し、教育費の負担軽減化のためにも支援金制度に所得制限を設けることは教育を受ける権利を変質させ、高校生に分断を持ち込むものであります。廃止すべきであります。

そもそも、時の安倍内閣が 2013 年 12 月、2014 年度予算案を閣議決定したこの内容に高校無償化廃止が入っていました。教育予算を削減したのであります。この背景には、軍事費を 2 年連続で 5 兆円規模になってきているときでもありました。日本の教育予算の支出予算総額は GDP 比で 3.2%、OECD では平均 4.4% で日本は最下位です。

こうしたことからも国の教育予算を増やして高校無償化を復活し、給付奨学金制度の確立を求めるこの請願に賛成であります。

○議長（青山弘） 次に本案に反対者の発言を許します。樋口議員。

〔7番 樋口功 登壇・討論〕

○7番（樋口功） 議席番号7番、樋口功です。

「国の教育予算を増やして、高校無償化を復活し」、との請願において、国の教育予算を増やしたうえで、高校の無償化を進めるとともに、高等学校等就学支援金の所得制限をやめることなどを請願していますが、そもそも高等学校等就学は、家庭環境や早く社会で活躍したいと考える人もおり、義務教育ではありません。無償化等をいうのであればまず、高等学校等就学について、義務教育化を求めるべきです。

また現行において、高等学校等就学支援金の所得制限、すなわち、年収910万円以上は対象にならないことになっていますが、この910万円は決して低額であるとは言えません。国政選挙で国民が選んだ現行体制の日本では、まず、国民個人ができるることは個人で、さらにできなければ地域で、それでもできないことは国でという中で、それぞれが努力すべきです。

また、所得制限の導入については、「税金を支払っているのだからさらに所得制限を採用することは問題である」という意見の方もいますが、国のサービスに対する直接的な対価としての性格のない税金と、直接なサービスに対する対価としての支払い、請願では授業料になりますが、とを比較すること自体に問題があります。

例として、健康保険料と窓口で支払う治療費はそれぞれの支払いが発生しており、いずれも所得によってその負担する額に差があります。これも税金の性格と医療などサービスへの対価としての支払いの違いによるものです。

以上からして、現行制度は妥当と言え、この請願に対しては反対します。以上です。

○議長（青山弘） 次に本案に反対者の発言を許します。清水議員。

〔11番 清水満 登壇・討論〕

○11番（清水満） 議席番号11番、清水満です。請願第1号「国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願に賛成の立場で討論をさせていただきます。

中身等については、私は何度か読ませていただきましたが、あの通りで賛成です。

考え方を申し上げさせていただきたいと思いますが、現在日本では、高校や大学への進学率が上がっておりますが、同時に学費も上昇しております。大学と高校では、就職後の給料も大きく変わります。大学を卒業しないと希望する職種にも就くことができない。でも大学に行けない。学びたくてもお金が無い、諦めざるを得ない、そんな生徒も多くいるようです。

子育て世代が抱えるを解消し、安心して子供を産み育てることのできる社会を創ることは、私は国の責務だと思っております。親の所得で学校選択を左右されないよう高校、大学の無償化を実現することや国による学校給食の無償化を求める。全ての子供に教育の機会均等による教育を受ける権利を保有することは、子供の権利保障の根幹であります。

日本の教育への公的支出は低い。国際的に見ても顕著であります。国際的水準を踏まえれば、その制度への所得制限の導入等は論外であると思います。公立、私立ともに更なる充実、拡充が必要であることからこの請願に賛成をいたします。

なお、少し調べた参考資料も申し上げさせていただきたいと思います。幼稚園から大学卒業までにかかる教育費の合計、公立・私立、大学は実家から通うか一人暮らしの4点のパターンで費用計算したものがあります。これは文科省でやっております。

公立では1,100万円から1,500万円、私立では2,550万円から2,950万円。特にお金がかかるのはご存知の通り、高校・大学でございます。さらに子育てにも多額のお金がかかります。

今、日本で一番の課題は少子化でございます。子育てや教育にお金がかかりすぎるからといい、夫婦の理想の子供の数を持てないというアンケートがありまして、74.2%が子育てや教育にお金がかかるからということです。少子化対策の一環としても教育費の無償化は必要であると思われます。よって賛成をいたします。

それともう一つ申し上げさせていただきたいと思います。

最後でございますけれども、請願書の取扱手続きでございます。請願書は皆さんご存知の「通り、国民が国会に対する要望を直接国会に述べることができるものです。その請願書は、憲法第16条国民の権利、権利として保障されております。国籍や年齢の制限はありません。したが

って、国内に在住する外国人の方および未成年の方も請願することができます。国民の権利として保障されているものを地方議会が請願内容に手を加えること、また採決しないことは私から言うと考えられない。

しかし、請願の請願者のルール違反は別です。ルールを守って請願を採択しないのは国民の権利妨害になるのではないか。適切に処理することが必要ではないでしょうか。請願の可否の議決は国会でございます。私達は中身を審査するものではございません。手続き上、正しいもの等については、やっぱり処理をしていかなきやいけないということです。いろいろ調べてみましたが、町村議会では見当たりませんでしたが。

○議長（青山弘） 清水議員。今の発言ですが、請願の内容ではなくて討論の内容の議題外にわたっていると私は判断しますので注意いたします。

○11番（清水満） ちゃんとした内容です。

これから申し上げます。採択の要件は、いくつかの市でありましたが、大体この9項目に整理されております。

一つ、連絡先が不十分で連絡が取れないもの等については不採択。これは飯綱町議会でもやってきております。私が議長のときもありました。

それからもう一つ。趣旨、願い等が不明瞭で判然としていないもの、中身がきちんと整理されていない何だか分からぬものはいけないということです。これも飯綱町議会で何件かありました。これは否決をしております。

それから願いが達成されていると思われるもの。過去に請願があって願いが達成していると思われるもの。

四つ目、特定の個人、団体、誹謗中傷、その個人団体の名誉信頼に傷をつけるものは採択できないとなっております。

それと五番目でございますが、法律違反または公序良俗に反する行為を。

○議長（青山弘） 清水議員。先ほども注意しましたが、発言がやはり議題外にわたっていると判断いたしますので、会議規則第54条第2項により発言を禁止します。議長の議場の権限です。

○11番（清水満） はい。以上です。

○議長（青山弘） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に本案に賛成者の発言を許します。伊藤議員。

〔13番 伊藤まゆみ 登壇・討論〕

○13番（伊藤まゆみ） 議席番号13番、伊藤まゆみです。請願第1号「国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願」の採択に賛成の立場で討論を行います。

高校が義務教育と変わらない進学率である現状に鑑み、安心して学べる環境を整えることは、国の責務であると考えます。国民の収入は実質的に減少を続けています。そこに終わりの見えない物価高が追い打ちをかけ、子育て世代の家計は火の車です。そんな中だからこそ、学びたい全ての子どもたちをしっかりと支える教育施策が求められています。岸田首相が打ち出した「異次元の少子化対策」の真の実現を求める立場において、地方議会として実現まで声を上げ続けるべきであると考えます。

議員のみなさんの懸命な判断を期待して討論とします。以上です。

○議長（青山弘） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する福祉文教常任委員長の報告は不採択です。

請願第1号「国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願」を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、請願第1号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願は、採択することに決定しました。

請願第2号 地域高校の存続と30人規模学級を求める請願を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する福祉文教常任委員長の報告は採択です。

請願第2号 地域高校の存続と30人規模学級を求める請願を、採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、請願第2号 地域高校の存続と30人規模学級を求める請願は、採択することに決定しました。

請願第3号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。樋口議員。

〔7番 樋口功 登壇・討論〕

○7番（樋口功） 議席番号7番、樋口功です。「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願について、反対の立場で意

見を申します。

長野県では全国に先駆けて 35 人学級を実施しています。請願者は一昨年までこの学級定員を 20 人としていましたが、昨年からこの 20 人をやめ、「さらなる少人数学級」に変えました。その理由は「20 人は急ぎすぎるとの指摘があったから」とのことと、今年の請願も「さらなる少人数学級」となっています。しかしながら、現行の 35 人学級の効果測定、メリットやデメリットが全く示されておらず、なぜ「さらなる少人数学級」を請願するのかの根拠があいまいです。このことが、「単に教師が楽をしたいのでは」との意見があることにも事実です。

私たち議員が請願を審査するに当たって大切なことは、請願の妥当性のほか、実現の可能性であり、その緊急性や重要性及び財政事情などからみて、ごく近い将来、実現性のあるものか、厳格に解釈しなければならないとされています。この請願をこれに当てはめれば、実現の可能性において、財政事情もさることながら、「さらなる少人数学級」の請願の根拠が明確に示されておらず、さらにはこれまで、「学級定員 20 人」の請願から「少人数学級」へと変えている経緯からも緊急性に乏しいと言わざるを得ず、したがって、実現の可能性は低いと判断し、この請願について反対します。以上です。

○議長（青山弘） 次に本案に賛成者の発言を許します。伊藤議員。

〔13 番 伊藤まゆみ 登壇・討論〕

○13 番（伊藤まゆみ） 議席番号 13 番、伊藤まゆみです。請願第 3 号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書に、その採択に賛成の立場で討論を行います。

現在、発達障害を持つお子さんが増え、普通学級で学びたいと願い努力をされているご家庭、子供達もたくさんいます。ですが、今の定員ではそこが中々実現しづらい部分があります。苦しんでいるご家庭もあるという現実があります。

国は 1 年ずつ学年を増やす中で 35 人の少人数学級を実現してきました。小学 6 年生まで広げてくることができましたが、まだ中学生が残っています。義務教育の中で少人数学級をさらに進めて欲しい。そう願う子供達、そして現場の教員、地域の方々の願いは長く長く国に求めら

れてきた願いあります。

そのためにも、教員の定数の見直しが必要あります。非常勤の方が、教員が担任を務めている状況が複数ある中できちんと手立てをしないといけないと考えています。

義務教育の国庫負担金の2分の1の復活と拡充は、議会としても当たり前の要求であると考えますので採択をして国に意見書を出すべきであると考えます。

多くの議員の皆さんのが期待して討論といたします。以上です。

○議長（青山弘） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する福祉文教常任委員長の報告は採択です。

請願第3号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書を、採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、請願第3号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書は、採択とすることに決定しました。

請願第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する福祉文教常任委員長の報告は採択です。

請願第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書を、採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、請願第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書は、採択することに決定しました。

陳情第10号 動物の保護に関する陳情書を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する福祉文教常任委員長の報告は採択です。

陳情第10号 動物の保護に関する陳情書を、採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、陳情第10号 動物の保護に関する陳情書は、採択とすることに決定しました。

請願第11号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する福祉文教常任委員長の報告は採択です。

陳情第 11 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情を採択することに

賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、陳情第 11 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情は、採択とすることに決定しました。

陳情第 12 号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、本案に賛成者の発言を許します。渡邊議員。

〔5番 渡邊千賀雄 登壇・討論〕

○5番（渡邊千賀雄） 議席番号 5 番、渡邊千賀雄です。政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書に賛成の討論を行います。

国は国民の命と暮らしを守ることは大きな役割であります。安心して暮らせる最大の保障だと思います。その点において、医療介護従事者は命綱的な職業だと思います。

政府の責任で医療介護施設への支援、労働条件の改善は積極的に進め、不安の無いように対応すべきであります。よって、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情に賛成であります。

○議長（青山弘） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に本案に賛成者の発言を許します。伊藤議員。

〔13番 伊藤まゆみ 登壇・討論〕

○13番（伊藤まゆみ） 議席番号13番、伊藤まゆみです。陳情第12号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべての介護労働者の賃上げや人員増を求める陳情書の採択に賛成の立場で討論を行います。

介護現場で働く人たちの報酬は、他の産業の人たちと比べて6万円ほど低い状態が改善されていません。昨年約7割の事業所が赤字であったとの報告もあり、倒産した事業所も増えています。今支援をしなければ、自宅でずっと過ごしたいと希望する利用者やそれを支え利家族の思いに応えることができない状況に追いこまれてしまいます。待ったなしの状況であると考えます。

地方自治体が運営する病院は、そこからの繰入でしのいでいますが、いつまでも続けることは、とても厳しい状況があります。また、民間の病院においても地域の医療を担い、そこで住む方々の安心の糧となっている現状を見れば、今の状態は早急に改善しなければならないと考えています。この間、介護事業所には政府が全額負担し直接介護にあたる者への支援を行ってきましたが、計画策定や請求など事務にあたる職員などには該当しませんでした。多くの事業所は、職員の手当てに差をつけることはできないので、国から支給された総額を職員数で割つて支給してきました。今の状況ではベースアップもままならず、他業種との賃金差は埋まらず、担い手の確保もままならない状況から脱することができていません。

この地で安心して暮らしていける環境を整備するよう国に求めることは、地方議会の責務であると考えます。よって、私はこの陳情を採択することに賛成をいたします。議員のみなさんの懸命な判断を期待して討論とします。

○議長（青山弘） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する福祉文教常任委員長の報告は不採択です。

陳情第12号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書を、採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、陳情第12号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書は、採択することに決定しました。

---

#### ◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第4、議案第62号 令和6年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 62 号 令和 6 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 63 号の質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 5、議案第 63 号 令和 6 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 63 号 令和 6 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 64 号の質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 6、議案第 64 号 令和 6 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 64 号 令和 6 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 65 号の質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 7、議案第 65 号 令和 6 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 1 号）

を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

[「なし」の声あり]

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 65 号 令和 6 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のと

おり可決されました。

---

#### ◎議案第 66 号の質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 8、議案第 66 号 令和 6 年度飯綱町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

[「なし」の声あり]

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 66 号 令和 6 年度飯綱町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 67 号の質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 9、議案第 67 号 令和 6 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 67 号 令和 6 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 71 号上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 10、議案第 71 号 令和 6 年度飯綱町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について提案理由を求めます。高橋総務課長。

〔総務課長 高橋秀一 登壇・説明〕（議案第 71 号）

○総務課長（高橋秀一） 議案第 71 号 令和 6 年度飯綱町一般会計補正予算（第 3 号）をご説明申し上げます。議案書最終日追加分、通し番号 15 ページ、提案説明書をご覧ください。

今回の補正は、ただいま議決いただきました令和 6 年度飯綱町一般会計補正予算（第 2 号）で計上しました、農地補助災害復旧事業に加え、8 月 24 日の豪雨により新たに発生した災害に對しての復旧のための補正となります。9 月 6 日に県の現地確認が行われ、国庫補助対象事業として認定されたものでございます。

まず、歳出でございますが、新たに農地 2 か所、農道 1 か所の計 3 か所の災害復旧にかかる設計委託料、工事請負費で 1,200 万円を増額し、予備費で 89 万円を増額して財源調整をしています。

歳入では受益者負担金 20 万円、災害復旧事業費国庫補助金 941 万円、農地農林施設等補助災害復旧事業債 150 万円を増額しています。

この補正により、本年度の予算総額は 94 億 6,123 万 6 千円となります。また、災害復旧事業

債の地方債限度額を 150 万円増額し 310 万円としています。

以上で提案理由の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願ひいたします。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 71 号 令和 6 年度飯綱町一般会計補正予算（第 3 号）は、原案の通り可決されました。

ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は 3 時 00 分からとします。

休憩 午後 2 時 48 分

再開 午後 3 時 00 分

---

#### ◎発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 11、発議第 6 号 地域高校の存続と 30 人規模学級を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号4番、瀧野良枝議員。

〔4番 瀧野良枝 登壇・説明〕（発議第6号）

○4番（瀧野良枝） 議席番号4番、瀧野良枝です。

発議第6号、令和6年9月24日、飯綱町議会議長 青山弘 様、提出者 飯綱町議会議員 瀧野良枝、賛成者 飯綱町議会議員 三ツ井忠義、樋口功、目須田修、石川信雄、伊藤まゆみ、原田幸長。

地域高校の存続と30人規模学級を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

地域高校の存続と30人規模学級を求める意見書。

一人ひとりにゆきとどいた教育を保障するため、長野県では、国に先行して県予算によってすべての小中学校で35人学級が実現しており、県民の高く評価するところです。

高校においても生徒の多様化がすすみ、少人数学級でゆきとどいた教育をと願う声は、保護者からも、教職員からも圧倒的に多く、一日も早い少人数学級編成の導入が望されます。

2023年1月、県教委は「高校改革～夢に挑戦する学び～再編・整備計画（第三次）」を決定しました。2017年の「学びの改革 基本構想」に基づく三次にわたる再編・整備計画では、高校を「都市部存立校」「中山間地存立校」等に分類し、教育活動・目的を分け、それぞれに募集定員・在籍生徒数による再編基準が示されています。

これらは地域間格差・学校間格差を是認したうえで機械的な統廃合を促すものであり、とりわけ地域高校の存続が危惧される内容です。地域における高校の役割と重要性については、県教委も認めるところであり、地域高校の存続はそれ自体を目標とすべきです。

他県では、地域高校や専門高校、特別な配慮を必要とする生徒を多く迎えている高校において、部分的に少人数学級の募集を行っている事例がみられます。

よって、飯綱町議会は、次の事項を実現するよう強く要望します。  
記。

募集定員・在籍生徒数による再編基準に関わらず、地域高校を存続させるとともに、「30人

規模学級」を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月24日、長野県 飯綱町議会議長 青山弘。

長野県教育委員会 委員長 あて。

以上です。

○議長（青山弘） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。瀧野良枝議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、発議第6号 地域高校の存続と30人規模学級を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第12、発議第7号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号4番、瀧野良枝議員。

〔4番 瀧野良枝 登壇・説明〕（発議第7号）

○4番（瀧野良枝） 議席番号4番、瀧野良枝です。

発議第7号、令和6年9月24日、飯綱町議会議長 青山弘 様、提出者 飯綱町議会議員 瀧野良枝、賛成者 飯綱町議会議員 三ツ井忠義、目須田修、伊藤まゆみ、原田幸長。

「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書。

2025年度から小学校の学級定員は全学年で35人となります。しかし、多様化し複雑化する教育への要請に応えるためには、中学校を含めさらなる学級定員の引き下げが望まれます。

長野県では2013年度に小中学校全学年で35人学級が実現しました。また、複式学級の定員についても独自に小中学校とも8人としています。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、学級増による教員増の多くを臨時の任用で対応している状況です。また、小学校の専科教員は国基準で配置され、県基準の学級数と連動していないという課題もあります。

学校現場は、膨大な業務量に加え、一人ひとりの子どもに寄り添った対応が求められ、深刻な人手不足の状況です。教員は多忙を極め、教材研究や授業準備を勤務時間内に行うことはきわめて困難になっています。ゆたかな学びを実現するためには、さらなる少人数学級推進と教員の持ち授業時数軽減のための抜本的な教員定数の改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により教員配置を行っている自治体もありますが、公教育において自治体間の格差が生じることは大きな問題です。国の責任で十分な教員配置のための財源保障をし、全国どこに住んでいても、子どもたちが一定水準の教育を受けら

れるようにすることは憲法上の要請です。

よって、国会及び政府におかれでは、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2025年度予算編成の件につき、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記。

1 どの子にもゆきとどいた教育をするため、国の責任で以下の3点を検討し、必要な教育予算を確保すること。

(1) さらなる少人数学級の推進。

(2) 複式学級の学級定員の引き下げ。

(3) 教員基礎定数算出に用いる「係数」の改善。

2 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月24日、長野県 飯綱町議会議長 青山弘。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣 あて。

以上です。

○議長（青山弘） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。瀧野良枝議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、発議第7号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第13、発議第8号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号4番、瀧野良枝議員。

〔4番 瀧野良枝 登壇・説明〕（発議第8号）

○4番（瀧野良枝） 発議第8号、令和6年9月24日、飯綱町議会議長 青山弘 様、提出者 飯綱町議会議員 瀧野良枝、賛成者 飯綱町議会議員 三ツ井忠義、樋口功、目須田修、石川信雄、伊藤まゆみ、原田幸長。

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書。

「へき地教育振興法」は、都道府県の任務として、特殊事情に適した学習指導、教材、教具等についての調査、研究及び資料整備、教員の養成施設設置、市町村への指導、助言又は援助等、教員及び職員の定員の決定への特別の配慮、教員に十分な研修の機会と必要な経費の確保を規定しています。また、へき地手当の月額は「文部科学省令で定める基準を参照して条例で定める」としています。

へき地手当の原資は上記の基準に基づいて国から県に交付されており、近隣県では、文部科学省令で定める率に準拠して支給しています。しかしながら、長野県は2006年度より、1級地のへき地手当率を同省令で定める基準8%の8分の1に過ぎない1%にするなど、大幅な減額を行いました。現在では地域手当の一率1.7%分を加えると基準の3分の1程度まで回復していますが、依然として長野県と近隣県の手当支給率には大きな差があります。

その結果、本県へき地教育にさまざまなゆがみが生じています。へき地学校等に勤務する教職員は生活物資の購入が困難になり、現今の原油価格高騰などによって経済的負担はさらに増えています。家計支出の多い中堅層がへき地校勤務を躊躇することから、教職員の年齢構成バランスへの影響も深刻です。へき地校を取り巻く生活環境・交通事情等は改善されてきた部分もありますが、都市部の社会的・経済的・文化的諸条件はそれ以上に向上しており、相対的格差は拡大しているのが実情です。

近年、本県においても「教員不足」や教員採用試験志願倍率の低下が大きな課題となっていますが、県境近くでは賃金格差から隣県への人材流出がすでに起きています。へき地手当支給率が全国最低水準にあることは、人材確保の面で大きなマイナス要因であり、へき地校を抱える自治体にとどまらず全県的な課題と言えます。へき地手当支給率の改善が行われなければ、本県の教育水準の維持および地方自治体の将来の担い手の育成に大きな影響を与えることにもなりかねません。このような状況の中で、県人事委員会は「職員の給与等に関する報告」において、「現在近隣県と比較して低い水準にあるへき地手当や、へき地手当と同様に低い水準にある特地勤務手当の支給率について、近隣県との均衡を考慮して検討することが必要」と2年続けて言及しました。

教職員の人材確保、児童生徒の教育の機会均等、教育条件整備等の諸観点から、へき地手当支給率を近隣県並みに回復することが必要であると考えます。

よって、飯綱町議会は、次の事項を実現するよう強く要望します。  
記。

教育の機会均等と中山間地域における教育水準の向上をはかるため、へき地手当およびへき

地手当に準じる手当の支給率について、都市部との格差（相対的へき地性）がいっそう拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の水準に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月24日、長野県 飯綱町議会議長 青山弘。

長野県知事 あて。

以上です。

○議長（青山弘） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。瀧野良枝議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、発議第8号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第14、発議第9号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求め

る意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求める。議席番号 4 番、瀧野良枝議員。

〔4 番 瀧野良枝 登壇・説明〕（発議第 9 号）

○4 番（瀧野良枝） 発議第 9 号、令和 6 年 9 月 24 日、飯綱町議会議長 青山弘 様、提出者 飯綱町議会議員 瀧野良枝、賛成者 飯綱町議会議員 三ツ井忠義、樋口功、目須田修、石川信雄、伊藤まゆみ、原田幸長。

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書。

国連は 1979 年に女性差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）を採択し、日本は 1985 年、条約に批准した。現在 189 カ国が批准している。

1999 年には女性差別撤廃条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するため、「選択議定書」を国連総会で決議・採択し、現在、115 カ国が批准している。しかし、日本政府はまだ批准に至っていない。

「選択議定書」は、国連女性差別撤廃委員会による個人通報制度と調査制度を設けており、議定書を批准することによって、締約国は被害者救済に向け具体的な措置をとるよう同委員会から要請されるため、国際的な人権基準に基づき女性の人権侵害の救済や、性別による不平等をなくすための効力が強まることが期待される。

日本は、ジェンダー・ギャップ指数ランキング（世界経済フォーラム 2023 年版「ジェンダー・ギャップ報告書」）で世界 146 カ国中 125 位、G7 で最下位と遅れをとっている。2020 年 12 月に閣議決定された国第 5 次男女共同参画基本計画では、「諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピード感は速く、我が国は国際的にも大きく差を広げられており、まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない取り組みを進め、法制度・慣行を含め見直す必要があり、選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記されている。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しており、国連が定めた国際的な人権基準の適用を積極的に国内で進めることが、条約締約国である日本政府の役割である。選択議定書の批准は女性の人権保障、女性差別撤廃の取り組みを強化し、ジェンダー平等社会の形成を促進することにつながる。

よって、飯綱町議会は、政府等に対し、本年10月に国連女性差別撤廃委員会による第6回の日本報告審議が行われることを見据え、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条に規定により意見書を提出する。

令和6年9月24日、長野県 飯綱町議会議長 青山弘。

内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、内閣官房長官、内閣政府特命担当大臣（男女共同参画）、衆議院議長、参議院議長 あて。

以上です。

○議長（青山弘） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。瀧野良枝議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、発議第9号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩に入ります。再開は3時35分からとします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時35分

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど、伊藤まゆみ議員ほか1名から、発議第10号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める意見書案が提出されました。

お諮りします。これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認めます。

したがって、発議第10号を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

ここで、資料配布のため暫時休憩とし、意見書の内容を確認するための時間を考慮し、再開は午後3時45分からとします。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時45分

---

#### ◎発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第1、発議第10号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号 13 番、伊藤まゆみ議員。

〔13 番 伊藤まゆみ 登壇・説明〕（発議第 10 号）

○13 番（伊藤まゆみ） 議席番号 13 番、伊藤まゆみです。

発議第 10 号、令和 6 年 9 月 24 日、飯綱町議会議長 青山弘 様、提出者 飯綱町議会議員 伊藤まゆみ、賛成者 飯綱町議会議員 三ツ井忠義、中井寿一、渡邊千賀雄、風間行男、目須田修。

国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める意見書。格差と貧困が広がるもと、引き続くコロナ禍や物価上昇による影響が家計に追い打ちをかけています。その下で、授業料や授業料以外の教育費が大きな負担となっています。

「高等学校等就学支援金制度」は 2020 年度から私立高校にも拡充されましたが、年収（目安）590 万円以上の世帯への支援が乏しい問題があります。公立学校では年収（目安）910 万円以上は対象にもなりません。岸田首相が掲げる「異次元の少子化対策」による「大学無償化」の拡充（2025 年度開始予定）は、扶養する子（大学生）が 3 人以上の多子世帯が対象と極めて限定的です。高校無償化の所得制限撤廃や大学授業料値下げは検討もされていません。政府も、高すぎる教育費が少子化の要因になっていることは認めています。今こそ、高校授業料無償化の所得制限を無くして無償化を進め、大学授業料の大幅引き下げ・無償化対象の大幅拡大など、教育費負担を大胆に軽減すべきです。2024 年 4 月から、東京都では私立を含む所得制限なしの高校授業料実質無償化を行っています。都が「本来は国が統一的な対応をするべき」と指摘するように、公私の違いや、住む地域、自治体の財政状況などに因ることなく、国が高校の完全無償化を実施すべきです。

非課税世帯や生活保護世帯の高校生に支給される「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）」については、引き続き第一子の給付（年額）が増額され、国公立が 12 万 2100 円（前年比 5000 円増）、私立が 14 万 2600 円（同 5000 円増）となっています。しかし、依然として第 2 子

以降との間には差があることや、財源が年収 910 万円以上世帯の高校生から徴収した授業料であること、制度の対象にならない世帯の負担が増加するなど多くの問題があります。

こうしたなか、今年、長野県が独自に創設した給付型奨学金は、所得制限や成績による制限を設けず、門戸広く若者の学ぶ意欲や将来への夢を後押しするものであり、歓迎するものです。国も、学ぶ権利を保障するため、教育予算を増やした上で「高校無償化」を進め「高校生等奨学給付金」を拡充して、給付奨学金制度を確立することが求められます。

よって、飯綱町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

記。

- 1 国は、教育予算を増やし、「高等学校等就学支援金」の所得制限をやめること。
- 2 国は、教育予算を増やし、「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）」を拡充するとともに、高校生に対する給付奨学金制度を確立すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 6 年 9 月 24 日、長野県 飯綱町議会議長 青山弘。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣 あて。

以上です。

○議長（青山弘） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。伊藤まゆみ議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、発議第10号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。再開は4時からとします。

休憩 午後 3時52分

再開 午後 4時00分

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど、伊藤まゆみ議員ほか4名から、発議第11号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書案が提出されました。

お諮りします。これを日程に追加し、追加日程第2とし、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認めます。

したがって、発議第11号を日程に追加し、追加日程第2として、議題とすることに決定しました。ここで。

○9番（目須田修） 議長。すいません、発議第10号の訂正のお願いがあるんですが、今よろしいですか。

○議長（青山弘） 駄目です。

○9番（目須田修） はい、了解です。

○議長（青山弘） ここで、資料配布のため暫時休憩とし、意見書の内容を確認するための時間を考慮し、再開は午後4時10分からとします。

休憩 午後 4時01分

再開 午後 4時10分

---

◎発議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第2、発議第11号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号13番、伊藤まゆみ議員。

〔13番 伊藤まゆみ 登壇・説明〕（発議第11号）

○13番（伊藤まゆみ） 議席番号13番、伊藤まゆみです。

発議第11号、令和6年9月24日、飯綱町議会議長 青山弘 様、提出者 飯綱町議会議員 伊藤まゆみ、賛成者 飯綱町議会議員 三ツ井忠義、中井寿一、渡邊千賀雄、風間行男。

政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書。

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2024年の診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の改定で賃上げに特化した「評価料」や「加算」を盛り込みました。

しかし、「2.5%のベースアップ目標」としていたものの、実際の診療報酬のベース評価料や、介護報酬の新加算は、その目標に到底及ばないばかりか、病院と診療所や、介護施設と在宅介護事業所の間で報酬が大きく異なり、対象外となる従事者もあるため、複数の施設を経営する医療や介護の法人では、従事者間に不平等を持ち込むことになるとして、賃上げの評価料や加算を見送る使用者まで出ています。その結果、2.5%のベースアップどころか、2.0%程度にとどまる定昇並みの賃上げにしかならず、他の産業では5~10%の賃上げが実現している今年、ケア労働者の賃金水準はさらに全産業平均から大きく下回る事態となっています。

現在の医療・介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が全国各地で広がっています。その背景には、過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金があることは紛れもない事実です。コロナ禍で経験したような、入院患者が受け入れられない、あるいは介護事業所が利用できないなどの「医療崩壊」「介護崩壊」を、人員不足のために繰り返してしまうことのないよう、緊急な処遇改善策を国の責任で実行する必要があります。

政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、すべてのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策を再度実効性を伴う形で実施すべきです。

よって、飯綱町議会は、差別と分断を許さず、政府の責任ですべてのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、下記の事項について国に要望します。

記。

医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、政府の責任において、全額公費による追加の賃上げ支援策を実行すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月24日、長野県 飯綱町議会議長 青山弘。

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣 あて。

以上です。

○議長（青山弘） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。伊藤まゆみ議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、発議第 11 号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者への賃上げや人員増を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員派遣の件

○議長（青山弘） 日程第 15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第 128 条の規定によって、別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

---

#### ◎閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

○議長（青山弘） 日程第 16、閉会中の継続審査・継続調査の申し出についてを議題とします。

総務産業、福祉文教、予算決算の各常任委員会、議会運営委員会、議会報編集調査特別委員会、議員定数・報酬等調査研究特別委員会の各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がございます。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認めます。

したがいまして、申し出のとおり決定しました。

---

◎町長あいさつ

○議長（青山弘） 以上で本日の日程は全て終了しました。

各位のご協力によりまして、本定例会に付された事件は全て終了しました。

ここで、峯村町長より発言を求められていますので、これを許可します。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和6年飯綱町議会9月定例会の閉会にあたり、ご挨拶申し上げます。

9月2日に開会致しました今議会におきまして、本日の追加案件を含め全ての案件につき、

原案通りのご決定を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

9月議会は、決算議会とも言われますが、今議会から行政報告書の様式を変更いたしました。

現在、行政報告とは別に事業評価というものを実施しておりますが、その様式に沿った形での行政報告書に改めたものであります。事業毎の報告となりますので、従来のものよりかなり細かなものとなり、ページ数も670ページを超えるなど事務処理には、多くの時間を弄したと推察しております。しかし、評価を伴う、分かりやすくそして細部にわたる報告へと、改革したものであり一定の評価をしております。

一方、各決算小委員会で数値の修正、字句の訂正、文章表現の内容など多くの指摘があったと報告を受けております。修正させて頂くとともに、深くお詫びを申し上げます。正しく間違いのない公文書の作成に向けて、一層の指導や点検等の徹底を図っていく所存でございます。

来月、10月は稲刈りの最盛期となり、リンゴはシナノスイートなど中生種の収穫、そして11月には主体のふじの収穫と進んで行きます。

農家にあっては一番忙しい時期を迎えます。また飯綱町においても、各種のイベントが開催されるなど活気に満ちたシーズンであります。天候に恵まれた、素晴らしい収穫の秋であつ

てほしいと願っております。

結びに、9月定例議会にご出席を頂いた全ての皆様に厚く感謝申し上げまして、閉会のご挨拶と致します。ありがとうございました。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（青山弘） 本日の会議はこれで閉じ、令和6年9月飯綱町議会定例会を閉会とします。

長期間、ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時21分

## 予算決算常任委員会審査報告書

令和6年9月24日

飯綱町議会議長 青山 弘 様

予算決算常任委員会委員長 石川 信雄

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第51号	令和5年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第61号	令和6年度飯綱町一般会計補正予算（第2号）	可決

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑について報告します。

### ○議案第51号 令和5年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について

【総務産業小委員会審査報告書に対する質疑】

質 疑：なし

【福祉文教小委員会審査報告書に対する質疑】

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で認定とした。

### ○議案第61号 令和6年度飯綱町一般会計補正予算（第2号）

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

## 予算決算総務産業小委員会審査報告書

令和6年9月19日

予算決算専門委員会委員長 石川信雄様

総務産業小委員会委員長 中島和子

本小委員会に付託された事件についての審査内容及び経過、意見等を次のとおり報告します。

記

事件の番号	付託内容
議案第51号	令和5年度飯綱町一般会計歳入歳出決算中 議会費、総務費、 <u>労働費</u> （シルバー人材センター運営事業を除く）、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、災害復旧費、公債費、予備費及び他の小委員会に属さない歳入

当小委員会では、上記付託議案について、説明員から詳細な説明を受けながら活発な質疑を行い、審査を行いました。

次に主な質疑、意見について報告します。

### ■議会

#### 【議会費】

質疑なし

### ■総務課

#### 【財政関係】

質疑：なし

#### 【総務費】

質疑①：町有地草刈業務は、年何回実施しているのか。

回答①：総務課では、牟礼駅前の傾斜地、福井団地終末処理場跡地、旧三水庁舎跡地、その他複数箇所を担当している。それぞれ年2回から3回、シルバー人材センター等に委託して実施している。

質疑②：公用車について、最近、リース契約数が増加している。購入に比べリース契約の方が金額的な面を含め有利な点が多いのか。

回答②：金額は、フルメンテナンスリース契約を締結しているため、購入に比べて高い。ただし、定期点検等の費用も含まれていることや、それまでは職員が行っていたタイヤ交換の費用も含めているため、安全性を考慮し、できるだけリースに切り替えていた。なお、電気自動車については、連携中枢事業として、特別交付税措置があるため、リース契約の方が圧倒的に安い。

質疑③：リース契約満了後は、再リース契約ではなく有償譲渡を受けた方がトータルでは安くなるため、今後検討したらどうか。

回答③：現状、基本的には5年リース契約で、その後、距離によって再リース契約を行っている。金額が低く済むため再リース契約を締結しているが、公用車には、一般の方を乗せることも多いため、安全性を考慮し、できるだけ5年で更新していきたいと考えている。指摘を踏まえ、今後有償譲渡も検討したい。

質疑④：今年10月以降、郵便料金の大幅な値上げが予定されているが、経費削減の方策は考えているか。

回答④：できる限りまとめて郵送するなどの工夫するよう職員には周知している。ただし、個人情報等を含むものについてはこれまで同様で対応していく予定。

質疑⑤：行政連絡費の区・組活動費補助金について、計算方法はどうなっているか。

回答⑤：均等割、戸数割、組数割でそれぞれ単価により、算出している。

質疑⑥：区によって区長や組長の手当をもらっていないと聞いたことがあるが、補助金が少ないからなのか。

回答⑥：あくまでも活動費として補助しているので人件費のみを対象としている補助金ではない。

質疑⑦：区・組活動費補助金について、牟礼と三水で単価は同額か。また、予算額があつて、補助金額を決めているのであれば、見直しをして欲しい。

回答⑦：旧村で支給していた区・組活動費補助金を、合併以降も同様に支給していたが、数年前に見直しを行った。旧村単位で統一した単価とし、これまでの補助額を下回らないように算出方法を決め、当時の区長・組長会で合意したものである。

質疑⑧：職員研修費について、日本航空に依頼しているが、なぜ日本航空に依頼したか、またその成果は。

回答⑧：毎年2回程度、町主催の職員研修を計画し、実施している。日本航空とはふるさと納税事業で関わりがあり、職員研修用プログラムがあったため活用した。

研修での内容を実践している職員もいるため、一定の効果はあったものと考えられる。

質疑⑨：ふるさと納税の返礼品の米について、必ず法に基づく検査を受けた検査米を出品するよう出品基準を設けてほしい。

回答⑨：米の出品状況について現状調査のうえ、出品基準の設定など方向性を考えていきたい。

質疑⑩：新米の出品時期に間に合わせて対応を取るか。

回答⑩：これから新米が取れる時期だが、本年産の対応は難しい。

意見①：町の米の評判を落とさないためにも早めに対応して欲しい。

質疑⑪：福井団地簡易郵便局について、取扱量は減少していると聞いたが、赤字になった場合は町から補填するのか。

回答⑪：取扱量は減少している。赤字となった場合は、補填する形となる。

福井団地簡易郵便局の設立経過もあることから、赤字となった場合でも廃局は難しいと考えられるため、業務委託も含めて検討は必要だと感じている。

意見②：業務委託なども含めて黒字化になるよう検討してほしい。

質疑⑫：交通災害共済について、事故件数等はどういう状況か。

回答⑫：事故件数等は減少傾向にあるが、構成する 22 市町村の中で飯綱町は、申請件数としては多い方だと聞いている。

質疑⑬：総務一般管理費の行政相談員についてはどういったものが相談内容となるのか、また、町民でも相談できるのか。

回答⑬：行政相談員は、総務大臣から委嘱された民間有識者であり、町民の方々の身近な相談相手として、主に国や県などの行政に関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する問い合わせなどの相談を受け、その解決のための助言や関係行政機関に対する通知などの仕事をする窓口となっているもの。

質疑⑭：米について、学校給食共同調理場では、カムムシの被害がある米を数回納品すると納品できなくなるという仕組みだと聞いた。ふるさと納税でもそういった米を返礼品で出しえれば評判が落ちてしまう。飯綱町ふるさと振興公社などへ補助金を出して選別機などを整備して、それを農家に使ってもらえる仕組みができたらそういった問題は起きないのではないか。

回答⑭：米の検査については、選別機だけでは解決できない問題という認識。検査の義務づけはすぐに対応するのは難しい。

質疑⑮：ふるさと納税について、町として無検査米を取り扱わないということはできないか。一消費者として、無検査米はその旨を表示されていないとだまされているように感じる。

回答⑮：今後調査を進めると共に、町としての姿勢についても検討していきたい。

質疑⑯：防犯対策費について、窃盗犯が一番多いようだが、何の窃盗が多かったのか詳細を。

回答⑯：飯綱町だけでなく長野中央警察署管内の情報となるが、令和 4 年度に比べて 25.3% 増加しており、手口は空き巣、万引き、自転車盗等の発生が多い。

質疑⑰：犯罪被害者支援事業について。対象者や支援金額の基準はしっかりできているのか。また、評価が C の理由は。

回答⑰：対象者や支援金額は条例及び要綱において全て定められている。評価については相談窓口の充実を図りたいという意味で評価した。今後県や専門家との連携を図っていきたい

## 【消防費】

質疑①：消防一般管理費について条例定数 485 名に対し現員数 434 名のことだが休職者も含んでいるのか。訓練等の出席者数を見ると出初式や地震総合防災訓練で 250 名程度が最高であるが、なぜ出席者が少ないので原因究明はしているか。

回答①：現員数には休職者も含んでいる。訓練等への欠席理由等については特に確認していない。  
質疑②：消防団条例定数の見直しは考えているか。また、小型動力ポンプは維持するだけで費用がかかることから、消防団員の条例定数と小型動力ポンプ台数の見直しを検討したらどうか。

回答②：条例定数の見直しは現段階では考えていない。小型動力ポンプ台数は、団員数が少ない班に配置されているものについては、班の統合等組織の編成と併せて地区や分団と協議しながら見直しを検討していきたい。

質疑③：分団等運営費について評価Bの現行継続とあるが、令和6年度からはポンプ操法大会への出場を取りやめ、分団ごとの訓練を行うという面では方向性は改善ではないのか。

回答③：令和6年度からポンプ操法大会への出場をやめ、それに代わる訓練を実施するという変化はあるが、これまで消防団員の環境改善や負担軽減に関する取組みを実施していることから、継続して取り組んでいきたいということである。

質疑④：自主防災組織費について、指標の自主防災組織の組織数は目標数54組織に対し実績48組織ということで、組織化されていない地区への推進は町としてどう考えているか。補助事業を活用してもらい、自主防災組織を活発化していってもらいたい。

回答④：組織化されていない6地区は三水地区4区と奈良本組、東高原区である。東高原は範囲が広く組織化が難しい現状がある。消防団員数が減少している中、自主防災組織の役割は重要であると考えている。補助金については令和5年度に補助額の拡充を行った。未設置の地区には補助事業の周知とともに推進していきたい。

質疑⑤：防災対策費の備蓄品について、更新は何年ごとにするのか。また、どのように処分しているのか。各地区順番に防災訓練等へ提供し、平等に配るような計画はないのか。

回答⑤：食料は主に5～7年で更新となる。更新の対象となるものは社協の炊き出し訓練や、防災訓練等で地区へ提供するなどなるべく有効活用するようにしている。また、各地区に順番に配布するような計画はないが、地区からの希望に応じて対応していく。

質疑⑥：自主防災組織費について。自主防災組織はすべての区・組で作る必要があるのか。

回答⑥：現在自主防災組織が設置されていない地域については、実質的に消防団員とイコールになってしまう場合もある。各地区の実情を確認したい。自主防災組織の活動内容や必要性について、すでに組織化されているところも含めて周知をしていきたい。

質疑⑦：自主防災組織について三水地区の4区は区としては組織されていないが、組では奈良本以外全て組織されているという認識で良いか。また、三水4区においても自主防災組織を作っていく方針ということでよいか。

回答⑦：三水地区は奈良本組以外の全ての組で組織されている。区については全体の総括という意味で自主防災組織があってもよいと思うが、各区の実情により調整が必要と考えている。

質疑⑧：防犯対策に連絡して、東高原で昨年の今ごろ、普段見慣れない県外ナンバーの車が往来していると連絡をもらった。その後交番が週に1回パトロールするようになったことで見かけなくなったようだ。役場職員や消防等で何か対応はできないものか。

回答⑧：行政が不審者や犯罪者を取り締まるものではないため、役場にそのような情報が入れば

警察と連携し対応する。公用車で2台登録している青色パトロールは引き続き実施していく。

質疑⑨：防災訓練について普光寺西部の出席者が13名と少ないのはなぜか。参加者が少ない地区では今後大勢の方が出席するための改善策などは考えているか。

回答⑨：参加人数の取りまとめはしているが、不参加の理由までは把握していない。現状のやり方としては地区の自主性に任せて訓練計画を立てていただいている。町としては区長・組長への勉強会等により、よい訓練を計画していただけるよう情報発信していきたい。

### 【公債費】

質疑なし

### 【予備費】

質疑なし

### ■企画課

#### 【総務費】

質疑①：全戸配布している広報紙「いいづな通信」について、どの程度の住民が読んでいるか、興味・関心を持たれているか等を把握するためにアンケート等は実施しているか。

回答①：アンケート調査等は実施していない。肌感覚になるが、町からの必要なお知らせや特集記事などに対する反響が一定数あるので、記事内容や話題などによって、関心のある内容にはある程度、目を通していると感じている。

今後アンケート等で実態の把握を検討していく。

質疑②：興味・関心をもって読んでいる住民の数は少ないのでと感じる。費用対効果を考えて内容を簡素化することは検討しているか。

回答②：毎月の広報制作、特に特集記事については、担当職員の負担も大きいので、最低限の必要なお知らせを簡素に掲載する広報であれば、費用面だけでなく職員の負担軽減の面からも、それなりに有効な面があるのかもしれない。しかし、行政広報紙というものは、単に情報を伝えるだけのものなく、町の話題や町民に必要で有益な情報を伝えるとともに、町の取組や住民の声などを通して、町民皆で考え、問題を提起していくという役割を果たしている側面があり、それは行政の責任として重要な業務と考えている。

したがって、より多くの方に広報紙に関心を持ってもらうとともに、読みやすくわかりやすい広報紙づくりを心がけていくことが、何よりも重要なことと考えている。

意見①：今後、タクシーやバス、電車等の公共交通は、担い手不足・利用者不足により縮小していく、将来的には事業者がなくなるのではないか。自動運転車を地域ごとに配備するなど最新技術の導入を検討していただきたい。

質疑③：アイバス運行事業の今後の方向性として「抜本的な見直し」とあるが具体的には。

回答③：現行のデマンドバスは、運行時間や行き先に制約があり、1日の運行便数が限定された、

いわゆるセミデマンド方式で運行している。今後は、運行時間の目安や町行き便・お帰り便という運行エリアの概念も撤廃し、タクシー利用のように、時間や場所をかなり自由に予約できる、いわゆるフルデマンド方式での運行を予定している。これにより、タクシーを利用するようなイメージとなり、行き先や時間の制限がこれまでよりも自由度が高くなり、よりニーズに対応できるようにしていく方針としている。

質疑④：地域間拠点バス（iバスコネクト）運行事業について、利用者一人当たりの行政支出が約6,000円とある。費用対効果を考えれば、コネクトバスの形態にこだわらずタクシー補助券等の配布を検討しては。

回答④：コネクトバスに関わらず、公共交通の仕組みとしてのタクシー活用については、以前から運行事業者等へ打診している経過もあるが、例えば、タクシー利用補助券等の仕組みを整備し、休日や夜間等についてタクシー運行の確保をお願いしても、運転手不足等によりニーズに対応できる事業者が町内にはいない現状にある。

また、iバスコネクトの車両等の購入費用は特別交付税の対象になっており財政的支援が見込めるが、タクシー券補助による運行体制等は、特別交付税の対象にならないと考えられるため、町の実質的財政支出を考慮すると、現状ではタクシー補助券等の配布によるサービス体制の整備は難しい状況にある。

質疑⑤：地域間幹線バス運行維持事業のうち、貨客混載バス事業の取引数が激減しているが原因は。

回答⑤：令和3年度以降、貨客混載便の運行時間の変更により、ヤマト運輸信濃町センターでの荷物の受け渡しがなくなり、飯綱営業所をゴールとする荷物のみが貨客混載の対象となっていることによるもの。

引渡し数の減少による、町への影響は大きなものではないが、取扱量の減少により、貨客混載便における長電バスの収益はピーク時から半減、金額にすると数十万円程減っており、その額が地域間幹線運行の赤字補填額の増になる。よって、町を含めて、現状は各関係者ともメリットが小さくなりつつあるため、貨客混載事業を今後とも継続していく上では、荷物の取扱量を増やしていくことは必要である。

質疑⑥：長電バス吉村・牟礼線赤字補てん金が令和3年から令和4年にかけて約2倍になっているが原因は。

回答⑥：これは、令和3年度から4年度にかけて、赤字補填額が2倍になったということではなく、平成末から令和初期にかけて赤字額が大きくなった経緯がある。これは、燃料高騰や車両の修繕費用の増加等により運行経費が大きく増加したこと、利用者減による収入額の減少、国・県の補助金額の減少など、様々な要因が積み重なった結果として、急激に赤字額が増加したものである。

こうしたことから、平成末頃までは1千万円前後で推移していた赤字補填額は、令和に入った段階で既に2千万円を超える赤字補填額が必要な状況となっていた。ただ、令和2年から令和3年までは、コロナの影響による減収分として、国・県の補助金が通常時より増額して交付されていたため、結果的に令和3年度までは町の補填額が一定額に抑えられていたということである。

質疑⑦：情報システム費について、契約先に電算が多い。支出額を積み上げれば相当な金額になると思うが、契約先やシステム利用額はどのように決定されているか。

回答⑦：以前は、業務上必要なシステムについて、各課それぞれで契約していたが、企画課で一括交渉等を行い、支出額を一定程度圧縮してきた経過がある。また、システムの共同化に伴い、使用するシステムや事業者については、町単独で決定するのではなく、共同化の取組の中で契約先を決定するものが中心となっており、その過程で価格等についても交渉し、費用を抑制するよう努めている。

質疑⑧：不正行為等による事業者の入札参加者停止の措置等はどのように定めているか。

回答⑧：飯綱町建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領で定めている。

質疑⑨：公共事業の品質を担保するために、入札実施前に最低制限価格を公表してはどうか。

回答⑨：最低制限価格は町内事業者が参加する500万円以上の工事案件等の場合に設定している。また、最低制限価格については、国の基準に基づいて適正に算出しているが、事前公表については、現状は実施していない。

なお、品質確保の観点からは、最低制限価格の事前公表は、効果的な面もあると思われるが、仮に事前に公表した場合、対応できる業者はすべてその価格で応札することも予想され、その場合は常に落札者が抽選で決定されることも考えられる。そうすると、入札制度の趣旨としてそれが適切であるかどうかという、別の課題が発生するため、最低制限価格の事前公表については、総合的且つ慎重に判断する必要があると考える。

質疑⑩：入札経過調書をみると、辞退している事業者が多いが理由は。

回答⑩：建設事業者等も人材不足にあり、特に工事の内容や資格要件等によって、現場代理人や技術者の確保が困難な状況にあると聞いている。また、建設資材や人件費等の高騰が進む中で、受注案件を絞って応札する事業者が増えているものと推察される。こうした様々な背景から、発注案件に対応できる業者が結果的に限定され、応札を辞退する事業者がこのところ増えているものと考えられる。

町としては、様々な情勢を踏まえつつ、引き続き適正な入札制度の執行に努めていく。

質疑⑪：いいづなコネクト EAST は昨年駐車場を整備したと思うが、身障者用の駐車場の整備はどうなっているか。また、公共施設なので正面玄関にスロープを設置した方がいいと思うが、どうなっているか。

回答⑪：昨年整備した駐車場は、グラウンド南側の用地を買収して整備が終了しているが、施設から離れているため身障者用の駐車場は施設の北側駐車場に整備する予定。また、正面玄関のスロープも、今年度のグラウンド整備工事に合わせて行う予定。

意見②：LPWA を活用して積算温度を計測できるようにしてもらいたい。

質問⑫：移住体験ツアーの委託料の内訳と費用対効果は。

回答⑫：株式会社カンマッセいいづなに委託し、ターゲットを独身の若者、就農希望者として1泊2日のツアーを2回開催し、合計6名が参加。

カンマッセいいづなに委託している部分はツアーの企画、首都圏でのPR、インターネットサイト等での有料広告費用等である。

費用対効果については、参加者が6名というのは少なかったと思われる。

一方で、そのうち2名が町に移住されたので、参加者を増やすことでさらに移住に結びつく事業と考える。令和6年度に関しては、より多くの方々に来ていただけるよう工夫が必要である。

質問⑬：飯綱町日中友好協会について、中国と日本の国としての関係が悪化している状況であるのに、なぜ町は団体に補助をしているのか。

回答⑬：中国という国ではなく、あくまで民間の団体との友好のための交流活動に対して補助を行っている。

質問⑭：移住相談件数に対して、実際に移住した方はどのくらいいるのか。

回答⑭：移住される方は相談してすぐ移住を決める方は少なく、何年か検討して移住されたり、様々なケースがあるため、年間の相談者数に対して何名移住したかを把握することは難しい状況である。

## ■税務会計課

### 【総務費】

質疑①：長野県地方税滞納整理機構への移管4件の徴収金額は。

回答①：表記載の 町内個人 A 1,834,434円 町外法人 B 16,121円 町内個人 C 709,615円 町内個人 D 0円。

質問②：町内個人Dについては執行停止判定となっているがどのようになるか。

回答②：長野県地方税滞納整理機構で調査を行い、Dについては行方不明と判断した。今後3年間は町で調査を継続し行方不明と判断した場合不納欠損処理を行う。

質問③：長野県地方税滞納整理機構負担金の内訳は。

回答③：基本負担金 50,000円 処理件数割（100,000円/件）400,000円 徴収実績割（令和4年度徴収金額の1割）63,000円の合計 513,000円。

質問④：徴税事務費事業中、督促状、納付書、封筒代 527,780円とあるが、当初の納税通知書も含まれているか。

回答④：当初の納税通知書は民税、資産税、諸税事務費に含まれている。ここで計上している納付書は再印刷する納付書や催告書を指す。

## ■住民環境課

### 【諸収入（住宅新築資金等貸付事業）】

質疑なし

### 【総務費】

質疑①：マイナンバーカードの取得は任意となっているが、強制的に取得させるようなことはないか。

回答①：取得及び返納は個人の意向によるものであり強制はしていない。

質疑②：マイナンバーカードの取得率が今後増える見込みはあるか。

回答②：報道や医療機関での取得勧奨により、春ごろから、これまで必要ないと考

えていた者からの新規申請が増えている。

質疑③：12月2日から保険証が発行されなくなるとのことだが、マイナンバーカードがないことによる不利益はないか。

回答③：マイナ保険証として使うためにはマイナンバーカードに保険証を紐づけする作業が必要だが、紐づけしない人には資格確認書が発行されると担当係から聞いている。資格確認書の発行があるため不利益になることはない。

## ■産業観光課

### 【労働費】

質疑なし

### 【農林水産業費】

質疑①：一般質問で課長の答弁した、農機具の補助金の周知方法について、もう一度内容をお伺いしたい。

回答①：今の農業は、補助金を活用しながらでないとなかなか農業が成り立たない部分がある。相談日を設けるなど周知方法はいろいろある。農業委員会では地域に広めていきたいという意味で6月に補助金の説明をした。できるだけ様々な方法で周知していきたい。

質疑②：年金の加入について、令和5年の加入者はゼロということだが、対象者の人数は把握しているか。また、対象者はなぜ加入しないのか伺いたい。

回答②：加入できる年齢は20歳～65歳である。対象者の人数は把握していない。加入しない理由は、実際に本人に聞いたわけではないが、財政的に余裕がないという話を聞く。周知も広報誌で行っているが農協も関係するので協力して周知を図っていきたい。

意見①：より周知、説明を行っていただきたい。

質疑③：荒廃地がどんどん増えている。農地中間管理事業はしっかり機能しているのか。機能を果たしていかなければ、その理由を伺いたい。

回答③：農地中間管理事業は、県農業開発公社が所有者から農地を借りてそれを担い手等に貸す事業であるが、当初の目的どおりその役目が果たせていないのが現状である。

貸し手・借り手が決まっているものはすぐ対応できる。農地を貸したいという方は大勢おり、借り手が少ない。農業開発公社が借りることはできるが、借り手がいない場合、借りた農地全てを公社が管理することとなり、業務のひつ迫につながるため、借手まで決まったものしかできないでいる。

質疑④：中間管理事業だけの問題ではないと思う。農業の活性化につながる方策をこれから考えていかなければならぬと思う。

回答④：地域計画が最初の一歩であると考える。地区の方や農業関係者と話し合いをする中で農業の活性化につなげていきたい。

質疑⑤：借り手のいない農地の面積はどのくらいあるか。

回答⑤：令和5年時点で1号（手を加えれば可能）の面積は38.5ヘクタール、不耕作地の面積が20.4ヘクタールで併せて58.9ヘクタールである。

質疑⑥：荒廃農地利用促進交付金を知らない人が多くいる。周知方法は。

回答⑥：対象者は農地を借りた人、買った人のみ。認定農業者の会等に周知していきたい。

質疑⑦：ふるさと振興公社の方に補助を出している耕作の不利条件の農地の整備もあるが、これに合わせられないか。

回答⑦：振興公社に出している補助金と荒廃農地利用促進交付金を合わせると、趣旨や制度で違いが生じてしまう恐れがある。荒廃農地利用促進交付金を使いやすくするための改正をしていただきたいということであれば、検討していきたい。

質疑⑧：決算書の農業総務費の補正マイナス689万円は補助金が来なかつたのか、計画的にお金を使わなかつたのか、理由を伺いたい。

回答⑧：人事異動等による人件費の補正が主な内容である。

質疑⑨：助っ人クラブ・人材センターの補助金について、最低賃金が上がったことによって助っ人クラブ・人材センターで上がった分の人件費を保証するのはいかがなものか。県や国の補助事業を調べて検討してもらいたい。

回答⑨：最低賃金は毎年上がっており、この増額分を支援できるのか検討していきたい。

質疑⑩：奨励作物補助金について、荒廃農地対策にもつながるので、より普及するように工夫していただきたい。

回答⑩：JAや県支援センター等連携していく中で新たな作物を加えていくことも検討してきたい。

質疑⑪：四季成りイチゴの品種は変わったのか。

回答⑪：品種は同じ。

質疑⑫：毎年いろいろな品種が出てきている中で、変わらず同じ品種を栽培しているが、ほんとにうまいのか、高く売れるものなのか。

回答⑫：当初、信大BS-89を始めた理由は、夏から秋に美味しいイチゴが採れるということが強みである。これまで安定的な栽培はできていないが、一部のホテル等で取り扱いたいという声もいただいている。

今年からは、他の品種にも取り組んでいる。

質疑⑬：新潟県の弥彦村では、豆を奨励作物として推進し多く栽培されており、村で農業機械を所持していて町全体で支援を行っている。農業の面でも町全体でも活性化していきたい。

回答⑬：様々な事例を研究していくなど、関係機関と連携しながら考えていきたい。

質疑⑭：四季成りイチゴを取り入れた理由は、通常採れない時期である7～9月に採れるため儲かるということで取り入れたと思う。大学と連携するより、県の園芸試験場と連携した方が良いと考える。

良い結果が出ていないのなら続けるのはもうやめたほうがいい。可能性が無いなら、そろそろ閉める決断する時期だと思うが。

回答⑮：飯綱町と信州大学が連携し地方創生事業を活用し、当町の気候等にマッチし、特産となり得る農産物の共同研究事業について検討を開始し、四季成りいちごの研究栽培をスタ

ートした。結果的には厳しい結果になっている。現状をしっかりと受け止めて判断していきたい。

質疑⑯：わい化栽培が増えたことにより、昔と今で苗木の本数が増えている。昔は 10 アール当たり 18~20 本、わい化だと 10 アール当たり約 300 本である。わい化は枯れる率も多いことから、苗木の補助率を手厚くしてほしい。

回答⑯：農業関係の補助金は、大きく見直していく予定でいるので、この事業に関しても検討していきたい。

質疑⑯：土壤診断補助金の対象者は認定農業者のみだと思うのだが、町の農業を支えているのは一般農家の方も一緒だと思うので、農家全体を対象にしていただきたい。

回答⑯：検討していきたい。

質疑⑯：三本松加工所でのジュース製造時の大腸菌検査を行っているのか。

回答⑯：りんごジュースの製造にあたっては、厚生労働省が定める「清涼飲料水の製造基準」に則り製造を行っている。

大腸菌の検査は、抽出で年 2 回実施しており、その他については、ロット毎にサンプルを採取して保存している。

今後、大腸菌検査を希望する方には有料で対応していくなど、運営管理者と検討していきたい。

質疑⑯：加工所が老朽化している。一か所に加工所をまとめたらどうか。

回答⑯：町内には加工所が 4 か所あり、特に牟礼加工所、りんごパーク大豆加工施設、野村上加工所は老朽化が進んでいるため、一か所にまとめた新たな加工所を建設していくこともひとつの方法である。ただ、いいづなコネクト WEST の近くに民間の加工所を建設するということも聞いており、町だけで運営するのか民間と連携して進めていくのかも総合的に考えていきたい。

質疑⑯：学校給食の野菜の基準は厳しいのか。有機野菜を食べるのに基準を厳しくしなくてもいいのではないか。教育委員会の方に話していただきたい。

回答⑯：学校給食の方では、安心安全な給食を提供していくことが一番大事なことである。その中で有機野菜を取り入れてもらうためにどうしたらいいのか、学校給食担当と協議していく中で理解が得られるようにしていきたい。

質疑⑯：有機農産物の供給先の開拓を行っていると聞いたが、どの程度進んでいるのか。

回答⑯：様々な企業と話をしており、供給量や価格など調整中である。少しずつではあるが取り扱ってもらえる企業も見つかりつつある。

質疑⑯：EC サイト「みつどんマルシェ」管理運営費について、事業実績を見ると去年の 9 月から 7 か月で 363 万円の売り上げがあったとのことだが、公社の売り上げなのか。また、みつどんマルシェと飯綱ファームの統合で 225 万円、みつどんマルシェとふるさと納税の新規構築費 300 万円は、公社の方に町からお金が入っているのか。

回答⑯：売上の収入は、農産物を出品している方に入っている。

構築費 225 万円と 300 万円は、町から公社の方に支払われている。

質疑⑯：公社は手数料をもらっていると思うが、費用の大部分を町が見ておいて、評価が A で現

行継続なのはいかがなものか。このまでいいのか。

回答②：令和5年度はサイト等を構築するということで525万円委託料として支払っている。また、みつどんマルシェは町の公式サイトとなっており、毎年の維持管理経費として公社へ、令和5年度は約49万円、令和6年度は約73万円を委託業務としてお願いしている。

意見②：町からどんどんお金が出していくのもよくないので、気をつけて見ていてほしい。

質疑②：飯綱町地域再生協議会の総会がコロナの時は開かれなかったが、今年も書面決議だった。その理由を伺いたい。

回答③：最初は総会を開催する予定だったが、今まで総会に併せて講演会を開催しており、講演会の講師が手配できなかつたため総会も書面決議とした。

水田活用の直接支払交付金の説明会だけは5年水張りルールもあることから飯綱町地域再生協議会の主催として開催した。

### 【商工費】

質疑①：天狗の館ポンプ設置工事が行われた。新しい源泉では温度が上がったか。

回答①：温度は上がってない。湯量が少し落ちてきたため、新たに掘りなおして湯量を確保できるようになった。

質疑②：観光サポーターの登録状況、関西は0名。関西方面へ働きかけを積極的にしていただきたい。

回答②：観光サポーター制度全体の見直しも含めて考えたい。

質疑③：前は県外の高校の野球部がペンションに泊まり、よく町民会館のグラウンドを利用していたが、今年の利用はあったか。

回答③：合宿補助金の申請状況で見ると、野球以外の利用が増えているが、グラウンドの利用は昨年と変わらないと思う。

質疑④：夏の間、町内で長野パルセイロの練習場を誘致しているという話を聞いた。誘致は決まったのか伺いたい。

回答④：町長と長野パルセイロ関係者との間で話があったと聞いているが、当課には誘致に関する情報は来ていない。

質疑⑤：69歳以上観光施設優待券の利用率が低い。利用率の向上のために検討していることはあるか。

回答⑤：利用率が低い原因の1つとして「施設までの交通手段が無いので行けない」という意見をいただいているので、改善策を検討していく。

意見①：多くの住民が利用していくつろいでいただければ良いと思っているので、是非改善策を検討してほしい。

### 【災害復旧費（農林水産施設災害復旧費）】

質疑なし

### ■建設水道課

## 【農林水産費（国土調査事業）】

質疑なし

## 【土木費】

質疑①：除雪オペレーター育成事業について、事業により資格取得した職員が人事異動した後、取得した資格は活用されているか。

回答①：降雪等により担当係だけで対応できない場合などは、各課横断的に資格を保有している職員に除雪作業等の応援を依頼していきたい。

意見①：除雪作業時等、事故がないよう防止策を徹底されたい。

質疑②：積雪量の多い地域は拡幅が行われないと幅員が狭くなるが、除雪機械のうち、ロータリ一除雪機は何台保有しているか。

回答②：8台保有している。必要に応じて拡幅を行い通行に支障のないよう努めていきたい。

意見②：町道のガードレール等、安全設備の修繕を推進してほしい。

意見③：除雪後の拡幅作業を迅速に実施してほしい。

質疑③：公園整備事業で、支障木伐採業務の委託先に「パン屋」との記載があるが。

回答③：小規模事業者登録がされている業者であり、支障木伐採業務も行える個人事業主である。ここでは屋号と理解いただきたい。

質疑④：町道の除草作業を実施するにあたり、枝打ち作業も併せて実施しているか。

回答④：実施している。

質疑⑤：町道上の支障木伐採等を実施するにあたり、道路上の空間を適切に確保しているか。

回答⑤：法令に定められた建築限界について確認し追って回答したい。

質疑⑥：凍結防止剤の選定にあたり、農作物への影響を考慮しているか。

回答⑥：塩化薬剤価格を考慮すると、低価格の薬剤を選定せざるをえないと考える。

意見④：冬季の道路への凍結防止剤散布にかかる薬剤の選定にあたっては、農作物への影響を考慮してほしい。

## 【災害復旧費（公共土木災害復旧費）】

質疑なし

令和5年度飯綱町一般会計歳入歳出決算のうち、当小委員会で審査した内容は以上のとおりです。

これらの決算認定について、反対の意見はありませんでした。

## 予算決算福祉文教小委員会審査報告書

令和6年9月19日

予算決算常任委員会委員長 石川信雄様

福祉文教小委員会委員長 瀧野良枝

本小委員会に付託された事件についての審査内容及び経過、意見等を次のとおり報告します。

事件の番号	付託内容
議案第51号	令和5年度飯綱町一般会計歳入歳出決算中 民生費、衛生費、 <u>労働費</u> （シルバーパー人材センター運営事業）、教育費及び 関係歳入について

当小委員会では、上記付託議案について、説明員から詳細な説明を受けながら活発な質疑を行い、審査を行いました。

次に主な質疑、意見について報告します。

### ■住民環境課

#### 【民生費】

質疑①：国民年金事務費において、被保険者等の状況に、申請による免除者数の記載があったが、免除申請をしない方の未納状況を把握しているか。

回答①：未納者への催告通知などは年金機構から直接対象者へ発送されている。町で取扱いしていない事務のため、未納者の状況は把握していない。

#### 【衛生費】

質疑①：河川等水質検査の斑尾川奈良本地区の大腸菌の数値が突出して高いが問題はないか。

回答①：参考基準値をかなり超過しており高い数値となっている。採水時の河川の状況によって数値も変動する場合がある。昨夏は、降雨が少なく河川の水量も少なかったことによるものと考えている。検査機関からは特に問題となることではないと回答は得ている。

質疑②：指標にある「ごみのリサイクル率」が目標値に対して10%ほど低い実績となっている。この点どのように考えているか。

回答②：目標値は令和元年に策定したごみ減量化計画の指標がもととなっている。リサイクル率

はごみの全排出量に占める資源ごみの排出量の割合ということで算出しているが、現状、資源ごみの量もそれ以外の量もそれぞれ減っているので、なかなかリサイクル率が上がらない。ごみ自体が減ることは良いとの考え方もある。このリサイクル率の考え方方が適当かの点は、現在、ごみ減量化計画の見直しという状況にもなっていることから今後の研究課題としたい。

質疑③：ボタン電池と小型充電式バッテリーは職員が品目ごとに絶縁処理を行っているとのことだが、バッテリーはどのように処理されているのか。

回答③：厚手のビニールテープをバッテリー全体に巻き付けて絶縁を行っている。バッテリーもいろいろな形態があり処理に苦慮している。

## ■保健福祉課

### 【民生費】

質 疑：要援護者台帳等システム事業において、登録される要援護者とは。

回 答：災害発生時に第三者の支援が必要であると思われる方や、要介護度3以上の在宅生活者など概ねの基準がある。広報等での周知や民生委員、ケアマネージャー等からの情報に基づき、本人の同意を得た上で登録となる。なお、登録情報は災害時に利用するほか、消防団等の支援団体に情報提供している。また、要援護者台帳でカバーできない者については、社会福祉協議会が行う住民支え合いマップ事業と連携する。

### 【衛生費】

質疑①：母子保健の聴覚検査について、耳の検査のためだけに病院へ行くのか。障害の程度についてどこまでわかるのか。

回答①：検査自体は入院中に行われる。病院にて再検査後、異常があればより大きな病院で精密検査を受けてもらうようになる。

質疑②：HPVの接種者数はキャッチャップ分が含まれているか。

回答②：含まれる。

質疑③：自殺対策事業の評価がBとなっているが、自殺者の率が0%でないとAにならないということか。

回答③：現実的な範囲として数%とするのが適当かと思われるが、協議会の委員より「0%を目指すべきもの」と意見をいただいたので評価はBとした。

意見①：0%にならない限りA評価とならないというのは違うのではないか、0%でなくとも事業により低減しているのであればAとしてはよいのではないか。

質疑④：HPVについて、積極勧奨再開後に副反応報告はないか。

回答④：大きな報告はない。

### 【労働費（シルバーパートナーセンター運営事業）】

質疑なし

## ■教育委員会

### 【民生費】

#### □児童福祉費、保育園費、子育て支援センター費等

質疑①：保育園での使用済みオムツの処分等の状況は。

回答①：現在は各家庭に持ち帰りしてもらっている。オムツのサブスクやオムツの廃棄について検討したが、業者による回収を毎日行うことは不可能であり、臭いや衛生面などの問題から、令和5年、6年度は研究中であり、今のところは持ち帰りいただいている。

質疑②：議会報モニターの方で転入者と思われる方から、他自治体での持ち帰り経験はなかったとの記述があった。補助金等も活用し、できれば令和7年度に園で処分を行えるよう予算措置して対応できないか。現在、保護者からの不平等は出でていないのか。

回答②：保護者会で聞いた中では、今のところ特に不平等は出でていない。新聞報道もあり保育園内でも検討した結果、現在は持ち帰りとしている。実際、処分を行っている園のリサーチをすると、量や臭いの面からも処理に対する園のリスクが大きい。保護者からの要望も多くないことから、当面はこのまま持ち帰りとしたい。

質疑③：学童保育費の事務事業の課題において、赤東児童クラブはたとえ1名の利用申込であっても開所している状況と書かれている。今後、継続は難しいと思うが、利用保護者からのヒアリング等は行っているか。

回答③：毎年、年度末に利用保護者からアンケートを取っている。赤東児童クラブは、地元の利用登録が多いことから、しばらくは継続を考えている。

質疑④：きめ細やかな切れ目のない子育て総合応援事業において、児童虐待の終結件数が6件となっているが、問題として解決したのか。一定の年齢に達したからなのか。状況は。

回答④：全て転出の方である。

質疑⑤：長時間保育事業の事務事業の課題に、保護者からは長時間保育に該当しない園児がいるなどの声も多く上がっているとなっているが、具体的にはどのような内容か。

回答⑤：保育園の利用時間について標準時間と短時間があり、就労状況に応じて保育時間を認定している。保育園利用者の中から、16時30分前には家にいるのに犬の散歩をしてから、または買い物をしてから園児を迎えに来ている保護者がいるという声が昨年から多く聞かれた。保育の認定をするにあたり、申込の書類により短時間か標準か判定しているが、今の様式では不十分なところがある。令和6年度から様式を見直し、適切な保育利用の時間で対応できるように検討している。

質疑⑥：子育て世代支援施設運営事業費の子育て相談の状況について、子育て相談の件数が144件となっている。前年、前々年をみると239件、208件となっており令和5年度が少し少ないのかと思ったが、特に何か事情があるのか。

回答⑥：昨年度までは支援センター利用者の悩みや愚痴のようなものも件数にカウントしていたが、令和5年度からは内容を精査し、実際の相談の件数をカウントしたものである。

## 【教育費】

### □教育総務費、小学校管理費、中学校管理費等

質疑①：発達支援・5歳児相談事業の予算執行率が20.2%となっているが、その理由は。

回答①：事業受託者であるNPO法人SUNの職員が年度当初に数名退職したことにより受託困難となり、委託することができなくなったため。

しかし事業については、長野養護学校の先生や外部の心理士、療育コーディネーター、子育て支援係の保育士等により実施した。

質疑②：事務局一般管理費において、ALTの経費があるが、2校で使いまわしすることができないものなのかな。

回答②：ALTとは外国語指導助手のことであり、外国人の講師である。

質疑③：ALTの経費とは人に対して払うものなのかな。毎年必要なものかな。

回答③：システムに対するものではなく、外国語指導助手を派遣している委託事業者に委託料を支払っているものである。毎年必要な経費である。

質疑④：教員住宅費について教員住宅の入居状況はどうか。評価C改善・縮小となっているが、今後について何か計画はあるのか。

回答④：現在、13棟中8棟の使用であり、すべての教員住宅が埋まることはない。評価C改善・縮小について、半数以上の教員住宅が築30年以上となっており、教員住宅に限らず町営住宅として建て直すことなども考慮して、建設水道課とも協議している。現教員も近隣市町村からの通勤が多く、昔のように世帯で転居する先生はほとんどいない。明確な計画はないが、需要と供給のバランスも考慮しながら、徐々に縮小しても良いのではと考えている。

質疑⑤：産業観光課では新規就農者住宅として貸出している物もあるようだが、その建物は教員住宅ではなかったか。

回答⑤：かつて教員住宅だった上赤塩の住宅は、所管換えにより産業観光課が利用している。教員住宅は、新規就農者住宅としては貸出していない。教員以外への貸出の規定はあるが、教員が必要としたときは明け渡していただく必要があるため、現在貸出はしていない。

### □社会教育費、公民館費、生涯学習費、施設管理費、文化財費等

質疑①：以前も社会教育施設の貸出規程の緩和を図って欲しいとお願いしたが、どのように考えているか。一般の人が借りやすい方向性について、検討は進んでいるのか。

回答①：営利を目的とした施設利用の貸出しについてのことと思われるが、借りる側にも様々な事情や条件があり、一律に対応が難しいことから引き続き検討中である。お金を取って教室をやりたいという問い合わせも寄せられているが、施設の事業目的に沿った利用方法を基に引き続き検討していきたい。

質疑②：中学校開放施設の中に武道場があるが、どのような利用が多いのか。

回答②：剣道が多い。

質疑③：生涯学習係の各種審議員や推進委員などの男女比はどのようにになっているか。目標としている女性3割は達成しているのか。

回答③：生涯学習係内の主な各種委員の女性の割合については、人権教育推進委員会は50%、社会教育委員会は62.5%、教育委員は50%、男女共同参画委員会は63.6%、飯綱町子ども読書活動推進委員会は88.9%である。

質疑④：運動場管理運営費について、テニスコートの利用状況が昨年度より1,000人程度増加しているが、その理由は。

回答④：飯綱中学校の生徒が熱心に練習に来ており、それも要因かと思われる。

質疑⑤：花づくり推進事業について、花サポーターも高年齢になってきている。今後の方向性は。コミュニティスクールの活動として行うのはどうか。

回答⑤：コミュニティスクールとして行うことは、時間的に余裕がない。花サポーターについては、防災行政無線で募集を行い、個々に声がけをし、増員の努力を行っている。また他地域への視察を行うことにより、次年度への機運も高めている。しかしながら、こちらで期待しているような結果にはなっていない。

質疑⑥：学校運営とも関連しているが、夏場の暑さ対策として教室には冷房があるが、体育館には冷房がない。教育委員会としては、どのように考えているか。

回答⑥：学校の体育館は、授業での使用以外に災害時の避難所でもあることから、現在、両小学校の体育館の冷房導入について積算を開始しており、来年度導入できればと考えている。中学校はその後の対応となる予定である。なお、学校ではないが三水B&G体育館は移動式のスポット冷房での対応になっている。

#### □学校給食共同調理場費

質疑なし

令和5年度飯綱町一般会計歳入歳出決算のうち、当小委員会で審査した内容は以上のとおりです。これらの決算認定について、反対の意見はありませんでした。

## 総務産業常任委員会審査報告書

令和6年9月24日

飯綱町議会議長 青山 弘 様

総務産業常任委員会委員長 中島和子

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第48号	飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可決
議案第52号	令和5年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第57号	令和5年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第58号	令和5年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	認定
議案第60号	令和5年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	認定

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

(以下、赤文字のみ報告)

○議案第48号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第52号 令和5年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で認定とした。

#### ○議案第 57 号 令和 5 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

質疑①：町営住宅・若者住宅を退去した者の飯綱町への定住の状況は。先進地事例を参考に、町内に家を建ててもらえるような対策を考えるべきでは、

回答①：転居先住所情報は取得していないが、人口増推進室と情報を共有していきたい。

質疑②：町営住宅・若者住宅周辺の草刈り等作業は居住者に任せるべきではないか

回答②：戸建住宅の敷地は居住者が管理しているが、共用部分の管理は町が行っている。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で認定とした。

#### ○議案第 58 号 令和 5 年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

質疑①：水道事業経営の一本化によって年間でどのくらいの経費が削減されるか。

回答①：年間で示すことは難しいが、令和 4 年度の基本計画策定費用が 1,500 万円である。同様に牟礼地区、三水地区の 2 つの事業として実施すれば 2 倍かかる。計画策定は定期的に実施するため長い目で見ていただきたい。

質疑②：一般会計から水道会計への繰入れはどのくらいか。

回答②：負担金として 23,982,000 円、補助金として 8,250,000 円、負担金として 22,280,000 円、補助金として 8,250,000 円、合計で約 6,000 万円となる。

また、消火栓新設の工事負担金 449 万円である。

質疑③：繰入れない場合どのくらいの料金改定が必要となるのか。

回答③：30%程度である。

質疑④：料金改定よりもまず有収率を上げていくことが必要ではないか。

回答④：町内の管路延長は 233 km、法定耐用年数経過管は 70 km ある。1 m 単価 4 万円とすると 28 億円かかる。有収率向上には管路更新が必要となる。また、令和 6 年度から衛星を使った漏水調査実証実験を実施している。今後は AI を活用した劣化診断等も検討している。

質疑⑤：今後、集落がなくなって不要な管を撤去していくことも必要ではないか。

回答⑤：1 軒でもあれば給水しなければならない。また、消火栓もあり撤去の際は総務と協議する必要がある。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で認定とした。

○議案第 60 号 令和 5 年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

質 疑：決算報告書 419 ページの 1-3 業務の表の作り方について、左から右へ年度が進むのが一般的と思われるが理由は。

回 答：令和 2 年度から公営企業会計となってから現在の記載になっているが、地方公営企業法に基づく決まりがあるのか、当町下水道事業会計の公認会計士に確認する。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で認定とした。

## 福祉文教常任委員会審査報告書

令和6年9月24日

飯綱町議会議長 青山 弘様

福祉文教常任委員会委員長 瀧野 良枝

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第49号	飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例	可決
議案第50号	飯綱町福祉医療費給付金支給条例の一部を改正する条例	可決
議案第53号	令和5年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第54号	令和5年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第55号	令和5年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第56号	令和5年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第59号	令和5年度飯綱町病院事業会計決算の認定について	認定
請願第1号	国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願	不採択
請願第2号	地域高校の存続と30人規模学級を求める請願	採択
請願第3号	「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書	採択
請願第4号	「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書	採択

陳情第 10 号	動物の保護に関する陳情書	採択
陳情第 11 号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情	採択
陳情第 12 号	政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書	不採択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第 49 号 飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 50 号 飯綱町福祉医療費給付金支給条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 53 号 令和 5 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について

質疑①：町外在住の利用者は何人か。

回答①：令和 5 年度末時点では信濃町で 5 名。なお、現在は新たに長野市で 2 名が利用している。

質疑②：電話連絡の件数が増えているが、どのような内容か。

回答②：独居の方や精神疾患の方からの連絡。相談や不安の訴えを傾聴している。

質疑③：北信もの忘れ支援ネットワークの構成と活動内容は。

回答③：北信地域とその周辺市町村の地域包括支援センターや医療機関等で構成され、認知症者とその家族の権利を擁護し「認知症になんでも安心して暮らせまち」をつくることを目的に認知症の理解や予防、早期診断、治療、ケアに関する講演会やシンポジウムの開催などの啓発支援を推進している。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

## ○議案第 54 号 令和 5 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

### 【住民環境課】

質疑①：国民健康保険の短期被保険者証の発行世帯数の実績は。

回答①：5 世帯 8 名に交付。有効期間は 1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月。高校生以下の世帯員がいる世帯は、ない。

質疑②：国民健康保険の短期被保険者証は今後どうなるのか。

回答②：紙の被保険者証がなくなるため短期被保険者証も廃止となる。今後の滞納者への対応は検討を要する。

質疑③：マイナ保険証のデメリットは。

回答③：個人情報の漏洩リスクがゼロではないこと。また、国保から社保、社保から国保等、オンライン資格の切替えにタイムラグが生じるため、一時的に医療機関での受診が難しい場合があるなど考えられる。

質疑④：マイナ保険証を紛失したときは、そのマイナ保険証の暗証番号は無効となってしまうのか。

回答④：暗証番号は作成したマイナンバーカードごとに設定するため、作り直したマイナンバーカードに紛失したものと同じ暗証番号の設定は可能であると担当係から聞いている。

質疑⑤：マイナ保険証で過去の薬剤情報が見ることができるのか。

回答⑤：薬剤情報の他、健康診断結果も確認できる。

質疑⑥：マイナ保険証と今回発行された保険証は併用できるのか。

回答⑥：併用できる。8 月に更新した紙の被保険者証は来年 7 月 31 日まで使用可能である。

### 【保健福祉課】

質 疑：受診率が 40% 台なのはなぜか。受診しない人の理由は。

回 答：対象者の 7 割以上が医療機関を受診しており、「病院で診てもらっている」と回答する方が多い。他に病気が見つかることを恐れている人や、見つかったことでその後の治療費が気がかりで健診を受けないという話も聞いた。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

## ○議案第 55 号 令和 5 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

### 【住民環境課】

質 疑：なし

### 【保健福祉課】

質 疑：対象者数というのは何の数字か。受診率が低いが胃のバリウム検査など高齢者が受けにくいのは当然と思うが。

回 答：町民健診は血液検査が主であり、胃検診は含まれない。町民健診の対象者は75歳以上の人口である。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で認定とした。

### ○議案第56号 令和5年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

質 疑：コロナ感染症の影響により、令和5年度では給付費が減少している傾向があるとの説明であったが、近ごろは日常が戻っている状況で、新たに策定された第9期事業計画と比較し、介護給付費の現状はどうか。

回 答：計画数値を大きくしてしまうと保険料にも影響を及ぼすため、策定段階においても令和5年度と同等の水準で見込んでいる。傾向的には介護保険給付から最期は医療保険給付へと移行する方も多くみられ、給付が極端に伸びることではなく、ほぼ計画どおりに推移しているとみている。まだ半年程の実績であり、今後も毎月の給付実績の状況等を注視していく。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

### ○議案第59号 令和5年度飯綱町病院事業会計決算の認定について

質疑①：資金繰りのため補正予算により町からの繰入金があるが、当初予算に計上できないか。

回答①：町の代表監査委員より、当初予算が足りないため繰入をするのではなく、ある程度の不足額を積算して当初予算を計画していくべきだと指摘があった。その場合、収支不均衡予算となる。他院では収支不均衡予算を行った事例もあるが、今後どのような方法がよいか検討していきたい。

質疑②：事務局体制について伺いたい。

回答②：組織として事務局体制がしっかりとしていないと経営が安定せず、全体の指揮命令が弱くなってしまう。今後の事務長職については、理事者が決めていくと思うが、理事者と相談したり病院長の意向を含めたりしながら適任者の選任をしていただければと思う。可能であればプロパーの方に就いてもらえればと思っているが、そこは理事者の考えもあると思う。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

## ○請願第1号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願

説明者：なし（紹介議員より補足説明、質疑応答）

質疑①：説明資料中の国際人権A規約の「人類的意義」とあるが、13条には書かれていないと思う。

回答①：三輪教授の「教育費無償化の意義と今後の課題」から引用しているので、13条を読み解いたという意味かと思う。

質疑②：支払能力のある家庭は支払った方が良いという意見があるが。

回答②：教育は公平に行われるべき。所得の多い人は、あらかじめ所得に応じた税金を納めている。そこが不足しているのであれば、税の取り方を考えるべき。なぜ授業料だけが所得で差をつけられるのかは大きな疑問である。

質疑③：病院を受診した際の保険料はどう考えるか。国民健康保険料はすでに徴収されているが、窓口で支払う医療費は所得によって差がある。

回答③：本来ならば差をつけるべきではないと思う。

反対討論：財源に問題がある。赤字が当たり前と言う考え方を国民は考え直さなければならない最終的には少子化に影響すると考える。教育を受けることによって利益を得ることになるので、費用を負担するのは当たり前と考えないと国の赤字は解消できない。所得制限は必要である。

賛成討論：子ども達に教育を提供するのは国の責務である。国が教育に関して多くの予算を支出していない現実がある。ヨーロッパの国々は無償化に力を入れている。大学卒業まで無償化している国々もあるという現状を考えると、高校生の無償化はやるべきである。所得制限なく、全員が安心して学べる環境を作ることは、国であれば当たり前の施策である。

反対討論：国の責任で施策はしていくべきであるが、限られた予算の中で、まずは支援を必要とするところに優先的に対応していくことが実質的な方策である。根本的な問題を議論すると、税制の体系も含めて公平性を検討しなければならない。教育の無償化だけを議論するのは、この状況では不賛成である。また国際人権A規約13条では、教育は無償化とは言っていない。

採決の結果：賛否同数。委員長採決で不採択とした。

## ○請願第2号 地域高校の存続と30人規模学級を求める請願

説明者：なし（紹介議員より補足説明、質疑応答）

質疑①：現実問題として、実現させる具体的な方法は。

回答①：強く言い続けることしかない。県教委では毎年、知事との交渉を行ってはいる。議会からも声をあげていくことが大きな後押しになる。

質疑②：県単位でこの数字が決められると判断して良いか。

回答②：県単の事業なので、差額は県が持つということになるので、県が決めれば出来る。

質疑③：通信教育が増えていると聞く。実際に高校に通って授業を受ける人数が、ますます減っていくから、クラスを減らしたいという受止めで良いのか。

回答③：減らす理由については、確実なところは承知していない。今ある学校をどう守り、学ぶ人の環境をどう保障するかが大事である。

質疑④：地域高校の存続については、県はこれまで都市部の高校と中山間地域の高校を分けて、モデル学校を作るなどして検討してきた。請願趣旨の「機械的な再編・統廃合の乱暴さ」という理解ではなかったが、どこからそのような考えが出てくるのか。

回答④：再編計画が示され、一度は落ち着いたが、また再編計画が示された現実がある。その地域の皆さんにとってみれば、大きな問題となっていることを受けてということであると思う。

意 見：北部高校は、中山間地の学校として、どんな学生数になると存続していくという方針が出されている。クラス人数を30人とするというよりも、存続するということが重要である。まずは県が重要視している地元の地域から支持される学校であるために、魅力ある学校をどうするかであると考える。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で採択とした。

### ○請願第3号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書

説明者：長野県教職員組合長水支部 阿藤氏

質疑①：以前は20人と人数を出していたが。

回答①：昨年度からは全県統一で人数を出していない。

質疑②：出来れば別々の項目で出して頂いた方が審査をする上で良いと思うが。

回答②：検討する。

質疑③：現在、長野県において35人学級でやってきた評価がどこにも示されていない。その効果は検証されているのか。

回答③：現場の実感としては、以前の40人学級に比べて、一人ひとりに接する時間が増えたという声は多く届いている。

質疑④：35人学級の評価を踏まえ、さらに少人数を進めるということは、まだ不満があるということか。

回答④：不満というよりは、よりきめ細かく指導ができるようにしたいというのが現場の要求で

ある。

質疑⑤：少人数とは極端に言えば5人や10人でも良いのか。

回答⑤：単純にどのぐらいの人数が良いのかは難しいが、現在、発達障がい等のお子さんの対応にも時間が多くの必要となってきている。35人はまだ多いという実感である。

意見①：昔は多い時で一人の先生が50人程のクラスを見ていた。今は担任以外にもクラスに入り、仕事の分担をしている場合もある。時代が変わり対応が変わってくるのは理解できるが、検証的なデータがあれば説得力があると思う。

意見②：少人数学級の推進のメリットと教員増のメリットは別である。少人数学級推進を前面に出して進めた方が良いのではないか。家庭の価値観の多様化等で、35人の子どもを一人で預かるのは厳しいと思う。

反対討論：予算面等、様々な問題を通してでも少人数学級を進めるならば、それ相応の現状分析をし、効果を示すべき。国庫負担制度には賛成であるが、この請願内容では、不採択とせざるを得ない。

賛成討論：教育現場はブラック職業とまで呼ばれて、なり手不足である。児童生徒の環境改善と併せて、教師の待遇改善が必要である。

賛成討論：国は1年ずつ学年を増やす中で35人の少人数学級を実現してきた。小学6年生まで広げてきたが、まだ中学生が残っている。義務教育の中で少人数学級をさらに進めて欲しい。そのためにも教員の定数の見直しが必要。非常勤の教員が担任を務めている状況が複数ある中で、きちんと手立てをしないといけないと考える。

採決の結果：賛成多数で採択とした。

#### ○請願第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」 を長野県知事に求める請願書

説明者：長野県教職員組合長水支部 阿藤氏

質疑①：へき地手当の実態が良く分からぬ。地域手当との違いは。

回答①：地域手当は、全国的に見れば賃金の地場相場に大きく影響する。例えば東京は20%と高く、へき地の物価に対応するという趣旨ではない。

質疑②：物価以外に手当の説明がつくものが無いのではないか。

回答②：基本給を低く抑えて、その代わりに都市部により厚くという流れである。本来であると、長野県内でも松本・塩尻・長野で3%程つくものが、移動が広域になるという事で、一律で1.7%となっている。

意見：町に直接関係しないので、採択して良いかという疑問はある。地域手当は、物価手当である。長野県はなぜか一律で付いていて、全員が恩恵を受けている。へき地手当は、山村の学校の人がもらえるものだが、どういう経緯で率が下げられたのか、理由を調べても出てこない。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で採択とした。

#### ○陳情第 10 号 動物の保護に関する陳情書

説明者：なし

意 見：実際に野良猫が大量に繁殖してしまい、苦労された話がある。長野市では飼い主の居ない猫にはオスが 1 万円、メスが 1 万 3000 円の補助が出る。そこを手厚くして欲しいという所は理解できる。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で採択とした。

#### ○陳情第 11 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情

説明者：長野地区平和・人権・環境労働組合議事務局次長 中村浩之氏

質疑①：日本が条約を批准しながら、選択議定書の批准を行わない理由は。

回答①：選択議定書による個人通報制度と調査制度があり、この制度を適用して日本で裁判が起きた場合に、裁判とこの裁定に違う場合があることを政府が恐れているのではないかと考えられている。

質疑②：女性差別撤廃委員会は、どのような組織か。

回答②：メンバーは選択議定書の中に選ばれた 25~26 人だったと思うが、その中に日本人の女性も 1 人入っているということしか把握していない。

質疑③：国際的な組織だと思うが、どのように選ばれるのか。任期は。

回答③：把握していない。

質疑④：国に対しては、どのような方向で要請をしているのか。

回答④：批准を求めて各議会にお願いをしている。国に対しては、民主党政権の際に機運が高まったが、政権交代で動きが止まったという状況。

質疑⑤：動きが止まったとは、要求先がなくなったということか。

回答⑤：分からぬ。

賛成討論：男女共同参画を真に進めるためにも、賛成。

採決の結果：全員賛成で採択とした。

#### ○陳情第 12 号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書

説明者：長野県医療労働組合連合会 書記次長 高橋ただし氏  
北信総合病院 西澤氏

質疑①：賃金は雇用関係の中で発生してくる手当であり、ベースアップや手当について国に全額求めるのは、要求の方法が違うのではないか。

回答①：病院の報酬は、基本的には診療報酬、介護報酬で決まってくる中で、物価高に対して、他産業のように価格に転嫁することができない。国で責任をもって、職員に賃金として回るようにお願いしたいというのが、今回の趣旨である。

質疑②：各事業所が計画書や実施報告書を提出して、ベースアップに繋げる動きがあるが、何割の事業所が実施しているのか。

回答②：具体的な数字は把握していないが、長野県医労連加盟組織に関しては、ほぼ申請をしている。

質疑③：離職率が入職率を上回ったということだが、離職者の年代構成や比率は把握しているか。

回答③：中堅がかなり辞めており、経験の浅いスタッフが残っているのが現状。若手のスタッフは業務が嵩むと不合理だという事で、安易に他産業に移っていく。外から来た中堅スタッフも疲弊し、残されたスタッフも心が折れて辞めていくという状況がある。

質疑④：職場環境の改善を国に求めるだけでなく、病院が経営に関して、スタッフの要求を受け入れるような改善策を講ずるべきではないかと思うが。

回答④：そのとおりである。病院でも経営努力をしており、労働組合としても働きやすい職場の要求をしているが、国へも訴えてゆきたいというのが、今回の請願である。

質疑⑤：全額公費とは、国だけでなく、県や町で賃上げの支援をして欲しいという事か。

回答⑤：あくまで国の予算内でという意味である。

質疑⑥：財源を考えると、保険料の値上げ等に踏み込んでいかざるを得ない。その兼ね合いをどう考えるか。

回答⑥：あくまで患者、利用者の負担はなく、現在の予算から回していただきたいという考え方である。

質疑⑦：人の命に携わる部分の報酬が低く抑えられてきている実態を発信することも重要だが、どのような活動をしているのか。

回答⑦：駅前や街頭で宣伝行動や、マスコミによる記者会見をして、広げるようしている。

意見①：処遇改善は絶対に必要だが、賃上げを国だけでなく、県なども含めて検討しないと医療費として、住民にかかってきてしまう。財源がないので、国にだけ求めるのは賛成しかねる。

意見②：職種は限っていたが、今までも国で全額支援をしてきたという実態がある。事業所においては、働いている全ての人に公平に手当を出すべき。

意見③：前回も悩んだが、国の財政が追い付かないので、保険料に転嫁されるという意味で反対をした。

意見④：全額公費による賃上げ支援と言うが、公立と私立では経営方針も違う。それぞれが経営努力をして利益をあげていくのが前提であり、一つの業界を支援していくという考えは

賛成しかねる。

意見⑤：介護は昔は措置で自治体が担ってきたが、介護の社会化で介護保険制度が入ってきても、報酬は安く抑えられており、そこを嵩上げしなければ、その分野が立ちいかなくなってしまう。事業所の倒産、離職者の増など、切羽詰まった状況である。

意見⑥：財源を求める際に、保険料に転嫁される可能性がある中で、予測できることに賛成する訳にはいかない。

意見⑦：これまで全額公費での追加の賃上げ支援策が行われた際には、保険料や医療費などの国民負担率が増えたことは無く、国が自助努力によって行ってきた。

意見⑧：陳情してもすぐに変わることがないと言うが、気付かない時期で上がってくるのでは。

意見⑨：まずは事業の効率化を優先させて、その機能を残し、その上で報酬に対する対価を引き上げていくのが、妥当だと考える。

反対討論：保育・看護・医療のケア労働者の現場の声は相応の報酬になっていないと聞いている。現状は女性が圧倒的に多い職場で、歴史的な差別にも繋がっていると考える。処遇改善は急務と考えるが、全額公費には反対である。

賛成討論：医療・介護は命に一番近い現場で、大事な業種であるが、その対価が他業種に比べて低く抑えられてきている。物価高で事業所は経営改善をしても7割の事業所が赤字である。特に介護の現場は離職者が止まらない現状である。全てのケア労働者に対して全額公費で支援することが求められている。国民の命と暮らしを守るため、採択すべきである。

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

14 番

1 番

2 番